無料を通じて其々觀客の心理に迎合せしめたるこ演藝種目の取捨其宜しきを得たる爲め常に滿員の景況を呈し、加ふるに始終入洛者の觀覽を得べく各種團體への連絡、交渉を始め各種デーの催し、さては福引、割引券、博覽會新聞の發行等を試み細心の注意こ周到の考案を立て以て萬全を期したるなり。

本會は空前の大規模なりしだけに其施設に實況に記すべきこと多く以上數頁にては到底其眞相を穿つ能はざるを遺憾こす、然れごも本市は本書の發刊こ相前後して大禮記念京都大博覽會誌を編纂し刊行したれば詳細は該誌に由るの便宜あり、本誌には寧ろ記事を簡省して重複を避けたり。

第七章　祈禱祭竝に市長諡告に關する事項

大禮御擧行地こしての光榮を有する我が市は、夙に奉祝に關する施設に計畫に怠なく、纖細綿密を極むる實施案こ、加ふるに周到の注意を以てし、專念事業の遂行を圖りたりしが、尙御盛儀に先つこと約一ケ月、十月十七日には土岐市長、淺山市會議長を始め、本市政に參與する主なる人々は、平安神宮に詣でゝ祈禱祭を擧げ、滯なく御大禮を訖らせ給ふこごゝ、本市の大任を大過なく終了せしめ給はんこごを念願する所あり、次で大禮月を迎へんこする同三十日竝に大禮の本儀を擧げさせ給ふに際しては、市長は二回に亙りて諡告を發し、尙機に觸れて新聞紙上に、ラヂオに本市の光榮こ之に對ふべき市民の自覺につき謹話し、警告して餘す所なく、一意萬全の方法を講じたり。幸に本市が總ての施設を大過なく終了し　聖恩に對へまつりしは、もごより稜威の然らしむる處なりこ雖も一は此處に胚胎せしものこいふも敢て過言にあらざるべし。

第一節　本市祈禱祭

一、日　時　十月十七日午前十時
一、場　所　平安神宮
一、方　法

參列者

大禮奉祝事務局

市長　委員長　副委員長　各部長　參與

式次第

大極殿所定の席に着く

修祓

次に　獻饌奏樂
次に　祝詞（宮司）　拜禮
次に　玉串（宮司）　拜禮
次に　同　（市長）　拜禮
次に　同　（其他）　拜禮
次に　參列者　拜禮
次に　撤饌奏樂

各退下

式後　市長、委員長、副委員長、議長、副議長一同は更に桃山御陵へ參拜し祈願しまつる所ありたり。

通知狀及依賴狀

（一）通知狀

來ル十月十七日本市大禮奉祝事務ノ無事遂行ヲ期スル爲午前十時平安神宮ニ於テ祈禱祭擧行可致候條御參列相成度此段及御通知候也

昭和三年十月　日

京都市長　土岐嘉平

殿

（二）依賴狀

本市大禮奉祝事務ノ無事遂行ヲ期スル爲メ來ル十月十七日午前十時

貴神宮ニ於テ祈禱祭擧行致度候ニ付可然御準備相成度候

昭和三年十月　日　　京都市長　土岐嘉平

平安神宮殿

(三)依頼狀

本市大禮奉祝事務ノ無事遂行ヲ期スル爲メ來ル十月十七日午前十時平安神宮ニ於テ祈禱祭ヲ擧行、了ツテ同十一時本市會議長竝ニ副議長等ト共ニ桃山御陵ニ參拜致度候ニ付宜敷御取計相成度候

昭和三年十月　日　　京都市長　土岐嘉平

植松陵墓監殿

尚本市大禮奉祝事務局委員長安川助役は、市長代理として小泉庶務課長を隨へ、十一月四日午前七時十四分發列車にて伊勢神宮に參拜の上、恭しく大禮奉祝事務の無事遂行を祈願しまつる所あり、連日の繁劇にも聊かの疲勞の色なく卽刻引返して午後八時半歸廳したり。

第二節　市長諭告ニ關スル事項

京都市諭告第二號

我京都市ハ皇室典範ノ定ムルトコロニ依リ御卽位禮及大嘗祭ヲ行ハセラルベキ無限ノ光榮ヲ有スル地デアリマス、而シテ　天皇陛下ニハ登極令ノ定ムル所ニヨリ神器ヲ奉安セラレ　皇后陛下ト共ニ御卽位ノ禮ヲ行ハセラルル期日ニ先チ京都皇宮ニ移御セラルルノデアリマス

抑モ御卽位ノ禮及大嘗祭ハ洵ニ　陛下御一代ノ御盛典デアリマシテ竪

威彌々國内ニ光被シ國體ノ精華ヲ益々中外ニ宣揚セラルベキ　皇室竝國家ノ至高至重ノ御儀デアリマス、故ニ國民擧ツテ此ノ大典ヲ期待シ奉リ齊シク此ノ御盛儀ヲ欽仰奉祝セヌモノハナイノデアリマス、殊ニ此ノ大禮御擧行ノ地デアル本市ノ市民ハ此ノ無上ノ光榮ニ對シ深ク感銘シテ協心戮力百般ノ準備ヲ整ヘ周到ナル注意ヲ以テ奉公ノ至誠ヲ盡シ祥雲靉靆キ瑞氣漲ル平安ノ都ニ於テ御無事ナル大禮ノ御擧行ヲ仰キ以テ優渥ナル聖恩ニ報イ奉ルノ覺悟ガ肝要デアリマス

卽チ大禮御擧行ニ際シテハ勿論ノコト御駐輦ノ期間中ハ市民各自ニ於テ特ニ左ノ事項ニ付深甚ノ注意ヲ希フ次第デアリマス

昭和三年十月三十日　　京都市長　土岐嘉平

記

一、祭事ニ關シテ

御卽位禮及大嘗祭御擧行ノ當日ハ市内ノ各官國幣社以下無格社ニ至ル迄奉祝ノ祭儀ヲ執行セラレマスカラ各自コレニ參拜シテ聖壽ノ萬歳ヲ祈リ奉ルコト

一、各戸自警ニ關シテ

イ、御駐輦ノ期間中ハ内外ノ貴賓ハ素ヨリ他地方ヨリノ一般入洛者夥ダシキ數ニ上リマスカラコレ等ノ人々ニ對シテハ勉メテ親切叮嚀ニ應接シテ便宜ヲ計リ終始和樂ノ歡況ヲ持續スルコト

ロ、各自ノ戸締等ニ就テハ十分留意シ盜難ノ憂ナキヲ期スルハ勿論分ケテ火氣ノ取扱ヒニ關シテハ一層ノ注意ヲ拂ヒ苟メニモ失火等ノ過ナキヲ期スルコト

本市廳舍正面

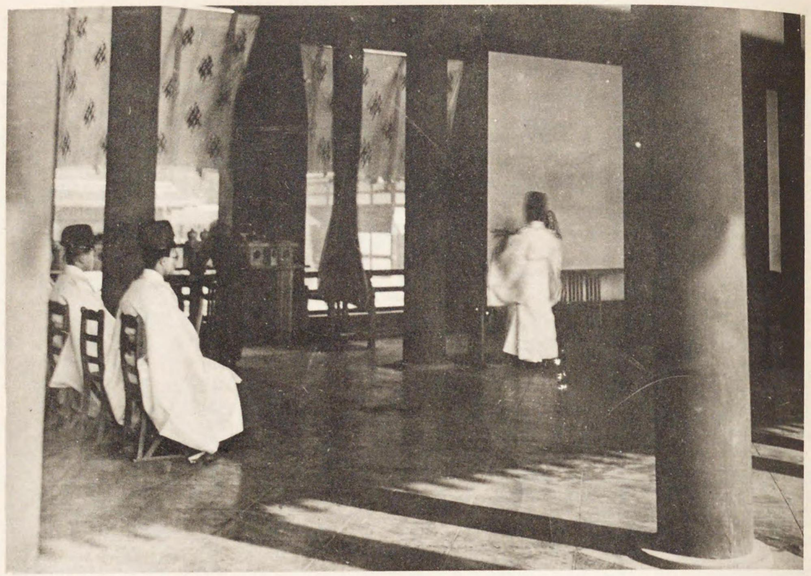

本市祈禱祭（平安神宮）

本市奉祝事務局員執務狀況

ヘ、國旗揭揚ニ關シテ

國旗ハ國家ヲ表徵スル至貴至重ノモノデアリマス、從ツテ之ガ取扱ヒ及揭揚ニ就テハ最モ敬虔ノ念ヲ拂ヒ苟モ作法ヲ誤ルガ如キコトナキ樣留意スベキコト

（參考）國旗ノ揭ゲ方

正シキ揭ゲ方

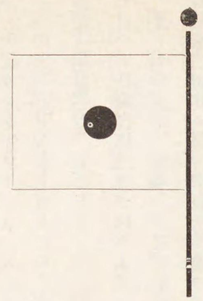

誤ンル揭ゲ方

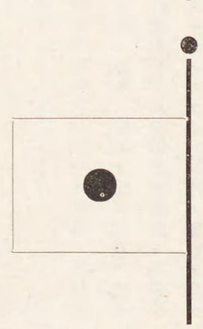

一、提燈行列、旗行列其ノ他團體行列等ノ秩序ニ關シテ

團體行列ノ進行中ハ各自團體ノ秩序ヲ保ツベキハ素ヨリデアリマスガ自動車其ノ他諸交通機關ノ往來頻繁ナル場所ニ於テハ一層ノ注意ヲ加ヘ過ナキ樣期セラルルコト

一、道路ニ關シテ

イ、路上ニ自轉車、運搬車其ノ他ノ車、物件等ヲ放置セナイヤウニ心ガクルコト

歩車道ノ區別ヲ無視シ又ハ左側通行ヲ紊ルコトナキヤウニスルコト

ロ、道路ニ牛馬ヲ繫ギ交通ヲ妨ゲザルコト

ハ、道路デ兒童ニ遊戲ヲ爲サシメザルコト

第一節　本市祈禱

ニ、鹵簿ノ御道筋ニ面スル塀、欄、看板、軒燈等ノ工作物ハ其ノ構造ノ完否ヲ確メ倒壞、墜落スルコトナキ樣十分ノ注意ヲ加フルコト

一、衞生ニ關シテ

イ、水ノ良否ハ傳染病其ノ他一般ノ保健ニ關シ至大ノ關係ガアリマス、井戸水ヲ飲料ニ使用スル向ハ常ニ周到ナル注意ヲ拂ヒ、井戸側、流シ場、排水溝等ノ破損ノ箇所ハ速ニ修理ヲ施サルルコト

ロ、常ニ家ノ內外ヲ掃除シ塵芥其ノ他不潔物ノ散亂又ハ堆積シナイヤウニ注意セラルルコト

ハ、空地、物置、倉庫等ハ常ニ不潔ニ流レ易イ所ユヘ特ニ掃除ニ注意セラルルコト

ニ、道路、溝渠、河川等ニ塵芥瓦礫ノ類其ノ他不潔物ヲ投棄スルガ如キコトナキ樣自他共ニ戒メラルルコト

ホ、下水溝渠等ニ於ケル汚水停留ノ箇所ハ修理シテ疏通ヲ十分ニセラルルコト

ヘ、道路掃除撒水ハ近隣申合セ一定ノ時間ニ一齊ニ行ハルルコト

ト、撒水ハ清水ヲ擇ビ常ニ適度ノ濕氣ヲ帶ブルニ止メ泥濘トナラヌ樣注意セラルルコト

チ、家屋內ハ常ニ日光ノ射入ヲ圖リ且ツ換氣ニ注意セラルルコト

リ、便所ハ特ニ清潔ニシ且ツ屎尿ノ汲取ヲ怠ラヌ樣ニ特ニ來月ニ入リテハ行幸前迄ニ汲取ヲ了ツテ置ク必要ガアリマス

ヌ、常ニ飲食物ニ注意シ不消化物、腐敗物其ノ他衞生上有害ノ虞アルモノヲ攝取シナイ樣ニセラルルコト

ル、疾病ニ罹リタルトキハ速ニ醫師ノ診斷ヲ求メ傳染病又ハ其ノ疑アル患者ガ發生シタルトキハ當該吏員又ハ醫師ノ指示シタル豫防消毒ノ施行ニ努メラルルコト

ヲ、魚介類又ハ野菜等ヲ洗滌シ之ヲ販賣スルモノハ常ニ必ズ安全ナル良水ヲ使用スル樣ニ注意ヲ要スルコト

ワ、飮食物ヲ販賣シ其ノ他公衆衞生ト密接ノ關係アル營業ヲ爲ス者ハ衞生上常ニ周到ノ注意ヲ拂ハルルコト

一、電氣ニ關シテ

イ、屋外、屋內ノ配線竝ニ器具ノ不完全ナル箇所ハ速ニ改修シテ危險ノ虞ナキ樣注意セラルルコト

ロ、電氣使用ニ關スル注意「ビラ」ヲ別ニ配付シマスカラ充分熟讀シテ置カレタキコト

京都市諭告第三號

十月三十日諭告第二號ヲ以テ大禮ニ關シ幾多ノ事項ヲ揭ゲ注意ヲ促シテ置キマシタガ、既ニ　天皇皇后兩陛下ニハ當地ニ移御アラセラレ御駐輦二旬其ノ間行幸數次ニ渡ラセラレマスカラ、內外ノ貴賓ヲ迎ヘ且ツ遠近ヨリノ入洛者モ夥シク市中ノ混雜ハ豫期以上デアリマス

此ノ秋ニ方リ市內ノ安寧ヲ保チ沿道ノ秩序ヲ完ウセントスルニハ一ニ市民協同一致ノ力ヲ以テ事ニ當ラナケレバナリマセヌ、殊ニ大嘗祭ハ最モ重キ御神事デアリマスルガ故ニ、當日ハ火氣ヲ警ムルコトノ嚴ナルベキハ勿論、謹愼齋戒シクモ過ナキヲ期スベキデアリマス、此ノ際市民ハ嚴ニ左記ニ依リ愼重ニ保護ヲ加ヘ以テ曠古ノ御盛儀ヲ奉祝スルニ就キテ萬遺漏ナキコトニ努メネバナリマセン

昭和三年十一月九日

京都市長　土岐嘉平

第一　行幸ニ關シテ

一、鹵簿ノ御道筋ノ注意

イ、鹵簿ノ御道筋　ニアル建物、看板、其ノ他工作物デ倒壞、墜落其他危險ノ虞アルモノ又ハ通行ノ妨害トナルベキモノハ豫メ修理取除ケヲナシ又甚シク不體裁ノ物件ハ掩蔽シ相當ノ措置ヲナスコト

ロ、鹵簿ノ御道筋　ニ在リテハ便所、肥料溜、塵芥溜、其ノ他見苦シキ箇所ニハ適當ノ目隱ヲ設クルコト

ハ、鹵簿ノ御道筋　ニ在リテハ不潔ノ箇所ハ豫メ掃除ヲ爲シ置クコト

ニ、鹵簿ノ御道筋　附近ノ田畑ニハ通御二日前ヨリ臭氣ヲ發散スル肥料ヲ施サザルコト

ホ、鹵簿御道筋　ノ各戶ニ揭揚スル國旗提燈等ハ通御ノ障害トナリ又ハ顚倒スル等ノコトナキ樣ニスルコト

ヘ、鹵簿御道筋　及其ノ附近ノ家畜飼養者ハ家畜ノ放逸セヌ樣ニ相當ノ措置ヲナスコト

ト、鹵簿御道筋　ハ叮嚀ニ掃除ヲナシ且ツ塵埃ノ飛散セヌ樣時々適度ニ淨水ヲ撒布スルコト

チ、白銅其他精硏ニ異狀アル者ハ保護者ニ於テ嚴重ニ保護ヲ加ヘ外出セシメヌ樣注意ヲスルコト

リ、幼兒　ニハ必ズ迷子札ヲ附シ置クコト

ヌ、鹵簿御道筋　ニ沿ヒタル製造工場等ニシテ甚シキ惡臭又ハ劇シキ音響ヲ發スルモノハ通御ノ當時之ヲ止ムルコト

二、通御汽車沿道ノ注意

イ、通御汽車ノ沿道ニ在リテハ　塵芥ノ飛散スベキ物體ノ取扱又ハ運搬ヲ爲シ若ハ塵芥ノ燻燒ヲナサザルコト

ロ、通御汽車ノ沿道ニ在リテハ　見易キ場所ニ襤褸、襤褸、汚物等見苦シキ物ヲ置カヌコト

ハ、通御汽車ノ沿道ニ在リテ　煙突ヲ使用スルモノハ通御ノ當時甚シキ煤煙ノ發散ヲ止ムルコト

第二、火氣ニ關シテ

イ、大嘗祭當夜　ニ於テ焚火ヲナシ又ハ、炬燵、煖爐等ヲ使用スル場合ニハ特ニ注意ヲナシ且ツ非常ニ供スル爲消火器ヲ備ヘ或ハ容器ニ用水ヲ貯ヘオクコト

ロ、焚火　ヲ爲ストキハ其ノ場所ヲ離レヌ樣ニシ且ツ烈風ノ際ハ焚火ヲナサザルコト

ハ、竈、風呂場等火焚場　ノ附近ニ　ハ火ノ移リ易キ物件ヲ置カヌコト

ニ、火焚場ト燃料置場　ハ相當ノ距離ヲ保ツコト

ホ、完全ナル火消壺　ヲ備ヘ燃エ易キモノノ在ル場所ニハ置カヌコト、火ヲ入レタルトキニハ蓋ヲ忘レヌヤウ注意ノコト

ヘ、神佛ニ供ヘル燈火　近クニ神佛等ノ御札其他火ノ移リ易キ物ヲ置カヌコト

ト、燐寸ノ燃エ殘リ又ハ蠟燭ノ芯等　ヲ投棄スル場合ハ火氣ノ殘リ居ラヌ樣ニ注意ノコト

チ、煙草ノ吸殼　ヲ場所ヲ選バズ投棄セヌコト

リ、小兒ニ火氣ヲ取扱ハサヌコト

ヌ、燐寸　其他發火シ易イ物件ハ小兒ノ手ノ及バヌ場所ニ置クコト

ル、煙突ヲ使用スル向ハ掃除ヲ勵行シ破損ノ箇所ハ微細ナモノト雖モ直ニ修理ヲスルコト

ヲ、火鉢、炬燵、煖爐、等ヲ用ヒタル場合外出セントスルトキハ火ヲ消シ置クコト

（注　意）

十一月十三日　大嘗祭前一日鎭魂ノ儀

十一月十四日　大嘗祭當日

十一月十五日

聖駕を迎へ奉りて

京都市長　土岐嘉平謹話

聖上陛下御卽位ノ大禮ハ愈々本月十日紫宸殿ニ於テ擧ゲサセラレマス。今ヤ御大禮ニ伴フ諸般ノ設備全ク成リ　聖上陛下ニハ御一代ノ盛儀ヲ擧ゲサセラルベク、本月六日東京宮城ヲ御發輦遊バサレマシタ。我ガ京都市ハ何タル幸福ノ土地デアリマセウ。一千有餘年ノ帝都タルノ光榮ヲ擅ニシ、山水ノ明媚ナル神社佛閣ノ莊嚴ナルハ勿論、一

木一石何レモ皆史料タラザルハナク、我國ノ歷史ニ至大ノ關係ヲ有シ國體ノ精華モ多クハ此地ニ發現シタノデアリマス。サレバ明治天皇車駕東幸ノ後特ニ大御心ヲ以テ卽位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フト宣セラレ給ヒ嚴トシテ皇室典範ニ於テ定マリ登極令ニ於テモ亦御卽位式ニ先ダチ　天皇陛下ニハ神器ヲ奉安セラレ　皇后陛下ト共ニ京都皇宮ニ移御セラル、コトヲ定メラレテ居リマス。御卽位ノ禮及大嘗祭ヲ京都ニ於テ行ハセラレマスコトハ我京都市ノ絕大ノ誇リデアッテ市民ノ無上ノ光榮デアリマス。申ス迄モナク御卽位ノ大典ハ國家至高至重ノ御儀式デアツテ、我國體ト離ルベカラザル關係ヲモツテ居リマスカラ此時ニ際シマシテハ苟モ帝國臣民タルモノハ誰レカ寶祚ノ無窮ト聖壽ノ萬歲ヲ禱ラヌモノハアリマセンデセウ。況シテ一千有餘年皇室ノ殊遇ヲ忝フシマシタ我京都ノ市民ハ此慶典盛儀ヲ親シク拜シ奉ルノ光榮ヲ有スルノデアリマスカラ萬事ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ一層奉祝ノ誠ヲ輸サナケレバナリマセヌ。ソレデ本市ニ於キマシテハ今日ノ行幸ヲ御迎ヘセンガ爲此一年市當局ハ勿論市民全體ノ眞摯ニシテ熱誠ナル共同努力ハ實ニ涙グマシイ程デアリマシタ。御大典ヲ記念スルニツキ京都大禮博覽會ハ昨年末ヨリ準備ニ取掛リ九月二十日開會式ヲ擧ゲ東西及南ノ三會場共今ヤ奉祝氣分ガ漲リ十二月二十五日迄催スコトニナツテ居リマス。又御大禮奉祝豫算ハ本年三月市會ニ於テ滿場一致可決シマシテ獻上品モ既ニ整ヒ御大禮間中ニハ官國幣社、府縣社、鄕社、無格社ニ至ル迄祭典ヲ行フ筈ニテ市内ノ衞生淸掃ヲ初メ道路ノ擴張、鋪裝、裝飾奉迎門、奉祝電燈、其他全市ニ渉ル各種ノ裝飾等ノ諸般ノ設備ヲ整ヘ種々ノ奉祝行列ノ準備モ總テ完整シ、又一面吾

諸儀ニ參列ヲ許サル、無上ノ榮譽ヲ忝フシ　皇室ノ殊遇ニ感激スルト同時ニ市民ト協力シテ益々緊張激勵本市ノ各種奉祝計畫ヲ完整シ或ハ御盛儀ノ日ヲ祝フ種々ノ行列又ハ參列内外貴賓ヲ請スル幾多ノ祝宴諸催等ニ至ル迄一段ノ戒心ヲ以テ之ニ努ムルモノデアリマス。茲ニ皇居ニ向ヒ謹ミテ奉祝ノ微衷ヲ捧ゲ奉リ併セテ本市ノ大禮ノ都トシテ遺憾ナキヲ期スル覺悟デアリマス。

聖駕を迎へ奉りて

（七日午後六時半ラヂオ放送）

京都市長　土岐嘉平謹話

聖上陛下ニハ昨日東京ヲ御發輦アラセラレ、名古屋離宮ニ御一泊本朝マタ名古屋ヲ御發輿アラセラレテ御豫定ノ通リ御安ラカニ京都驛ニ着御アラセラレタ賢所御羽車及　兩陛下ヲ斯ノ地ニオ迎ヘ申シ上ゲタ私共全市民ノ感激ハ到底筆ニモ舌ニモ申シ述ベルコトハ出來ナイ京都驛カラ京都皇宮ニ至ル間ノ行幸道路ノ兩側及御苑内ハ朝來幾十百萬ノ滾簿奉拜者ヲ以テ滿タサレテ眞ニ立錐ノ餘地モナイ今シモ肅々トシテ皇居ニ還御シタマフ滾簿ノ尊トサ美シサヲ拜シテ何レモ深甚ナル歡喜感激ノ下ニ心身サナガラ凝化シテ唯ダ兩眼ニ淚スルノミデアツタ特ニ御苑内ニ奉迎ヲ差許サレタ近府縣ノ八十歲以上ノ高齡者約四千三百人ハ閾ミシ來リ步ミ來ツタ維新前ノ歷史ヲオノガ念頭ニ浮ベテコノ御有樣ニ對照スルトキ感慨如何バカリカト思ハレル事デアル、茲ニ九天ヲ仰イデ謹ンデ御安着ノ御祝詞ヲ申上ゲ奉ル。

サテ御大禮ノ御當日マデ僅ニ中二日間トナツタ就イテハ滾簿ヲ奉拜シタ感激ト共ニコノ御盛儀ニ對シ奉ツテ當市ノ施設シタ所ノ一班ヲ述ベテ本市ノ奉祝誠意ヲ披瀝シタイト思フ

申スモ畏キ極ミデアルガ皇室典範第十一條ニ「卽位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」ト御制定アラセラレタノハ我ガ京都ノ有スル唯一無上ノ誇デアツテ之ニツイテハ

明治天皇ノ　叡慮ノ程ニ唯々感激スルノデアル、欽ミテ按ズルニ延曆十三年　桓武天皇ノ御奠都以來實ニ一千百三十五年玉城ノ民トシテ市民ノ被ツタ皇恩ノ至大無邊ナルコトハ言辭ノ能ク盡シ得ル所デハナイ回顧スルト明治元年車駕東幸ニ際シ當時市民ノ悲嘆ハソノ極ニ達シ日夜憂日ニ泣イタコトデアツタ、事叡聞ニ達シテ畏クモ御慰愉ノ御思召シデ内帑ノ金ヲ御下賜アラセラレタ當時ノ當局者ハ　聖旨ヲ奉ジテ市民ノ元氣ヲ作興スルノハ敎育事業ヲ起スニ如カズトナシソノ施設ニ力ヲ致シタ、是レ我ガ京都市ガ他ニ率先シテ明治二年既ニ普通敎育ノ制度ヲ創立シタ所デアル、ソノ後明治十三年此ノ地ヲ過ギラセラレ舊都ノ荒廢ヲ歎惜アラセラレテ後ノ大禮ヲ行フ宜シク此ノ地ニ於テスベシトノ叡慮ヲ以テ大ニ宮闕ヲ修理セシメラレタ、是レ卽チ皇室典範第十一條ノ御制定ノ由來スル所ト承ル、此ノ地ニ殊渥ヲ垂レタマフ大御心ハ誠ニ感銘ノ至リデアル、皇室典範ノ御制定ニ基イテ登極令ノ御制定ガアツテ既ニ大正四年ニハ　先帝ノ御大禮ガ此ノ地ニ於テ擧ゲサセラレタ、コノ時ニ披瀝シタ本市ノ赤誠ハ唯今申述ベナイ

コノ度ノ御大禮ニ際シテ市ノ施設シタ事項ハ其數比較的ニ多イガ分ケテ四ツトスル第一ハ御大禮ニ直面シテノ樞要施設卽チ行幸道路ソノ他重要ナル道路ノ鋪裝修理市營交通機關ノ擴張、衞生施設ノ完備ナドデアツテ何レモ既ニ完成シテ本市舊來ノ面目ヲ一新シテ居ル、第二ハ

裝飾施設デアツテ京都驛前二條驛前及堺町御門前ニ於ケル奉祝門ノ建設、行幸道路ヲ初メ普通街路乃至橋梁上ノ裝飾、ソノ他市役所以下全市各戸ノ奉祝施設デアツテソノタメニ晝夜共ニ全市ノ美觀ヲ呈シテ居ル、第三ハ奉祝記念事業デアツテ既ニ開會中ノ大禮記念大博覽會ハ全國各道府縣ノ參加ヲ得テ始前例ヲ見ナイ程ノ大規模ト特殊ノ内容トヲ以テ敷地十一萬坪ニ及ビ三箇所ノ會場ニ依テ經營サレ奉祝ノ一大記念トシテ勸業上ノ一大轉機トシテ意義アル成果ヲ得タイト努力シツヽアル、又永久的記念事業ヲ遺シタイガタメニ大禮奉祝會ヲ組織シ誠意アル寄附ニ依テ藝術的古典的都市トシテ名聲ノ高イ我ガ京都市ニフサワシイ一大美術館ノ建設ヲ企テ既ニ醵金百八拾萬圓ニ達シテ居ル、遠カラズ之ガ實現ヲ見ルコトヽ思フ誠ニ欣快ノ至リデアル、最後ニ第四奉祝施設トシテ御大禮ニ參列セラレル内外朝野ノ諸員ニ對スル本市ノ招待會市民ノ奉祝大會其他本市ノ主催以外ニ幾多ノ奉祝事業ガ御大禮ニ前後シテ連日開催セラルヽノデアル全市ニ漲ル歡喜ト全市ノ激賑トハ誠ニ空前ノモノデアル、サテ過去一千年ノ歷史ヲ偲ビ無限ノ皇恩ニ感泣シテコノ度ノ御盛儀ヲオ迎ヘスル爲ニ本年ノ劈頭カラ全市民ト共ニ至誠奉仕シテ來タ本市施設ノ概要ハ右ノ通リデアル、去リナガラ御盛儀ノ前ニハ固ヨリ不充分ノコトノミデアルト思ツテ唯々恐懼ニ堪ヘナイノデアル、仰イデ御大禮ノ輝ヤカニ御修メアラセラレルコトヲ禱リ奉リ併シテ本市奉祝施設ノ凡テガ滯リナキ樣ト只管神明ニ祈ツテ居ルノデアル。

第一節　本市奉祝事務局打合せ事項

本市奉祝事務局にては大禮の御儀を滯りなく終らせ給ふを祈念しまつるこ同時に八月初旬よりは各部、係長の打合せ會を十數回に至りて開き、各所屬の施設を遺憾なく進捗し得べき方法を審議し各部、係に於ては更に最も具體的の實行方案を樹て適任者を適所に當らしめ以て萬遺漏なきを期したり、打合せ事項の大要左の如し。

第一項　内記係關係事項

一　招待協議打合せに關する件

(一)　宮内省及關係方面の本市大禮事務に密接の關係あるものを招待すること。

(二)　必要なる協議及打合せ事項は豫め用意し其都度解決協定すること

(三)　内記係こ聯絡あるべき他部の係員こ打合會を開くこと

二　市民代表こ祈禱祭に關する件

適當なる時期に市長、市吏員竝に市會議員等は平安神宮に參拜し本事務局の無事遂行を祈願すること

三　大禮擧行に關し市民に諭告及通達を發する件、適當なる時期に於て市長名を以て市民の謹愼、火の要心、攝生、戸締等に關する諸注意を促すこと及卽位式當日一齊萬歲三唱のこと

四　名簿作製に關する件

市内關係を、全國新聞雜誌記者名、晩餐會招待者名、園遊會招待者名、市功勞者名、市内主なる官公衙關係者名、市訪問者名等各名簿を作製す。

五　獻上品に關する件

納品の檢査、目錄の調製及獻上方法

六　賀表に關する件

撰文書、表裝、箱、掛布及奉呈の方法

七　市廳舍内應接施設に關する件

(一)　設備に關して貴賓室の設備エレベーター及守衞の注意

(二)　貴名受の名簿

(三)　接待に關しては係員一名を置き茶菓の用意こ專屬ボーイを置くこと

八　奉迎送に關する件

(一)　資格及員數調査

(二)　奉迎送に關する通知

(三)　徽章の準備

(四)　奉迎送場の位置竝に設備

(五)　煙火係この打合せ

九　祭事及催し物に關する件
(一)　時代祭行列
(二)　山鉾觀覽
(三)　都踊及鴨川踊
(四)　其他
一〇　新聞記者招待に關する件
(一)　場所設備及案内狀發送
(二)　市政記者ミの打合せ
(三)　饗宴及記念品の打合せ
(四)　餘興、酌人、配膳
(五)　徽章、印刷物及贈呈品につきて
一一　市會奉祝式に關する件
(一)　正廳に立食式祝宴場を設く
(二)　料理人及飲物の注文
一二　市民奉祝式に關する件
(一)　御眞影
(二)　場所公會堂
(三)　通知方法
(四)　土器、冷酒、裂鯣、昆布の用意
(五)　奉祝名簿、配膳、下足の準備
一三　市民祝賀會に關する事項
(一)　場所平安神宮境内
(二)　設備綠門、天幕張、園遊會設備
(三)　大食堂及餘興設備
(四)　案内狀發送
(五)　料理、飲物、記念品、徽章及贈呈品等
(六)　配膳酌人等の準備
一四　園遊會の件
(一)　會場は植物園内
(二)　設備綠門天幕、休憩所卓子椅子、携帯品預り、便所、料理場、裝飾自動車置場、貴賓館設備等
(三)　徽章、案内圖贈呈品、自動車に關すること
(四)　配膳酌人
(五)　旗行列ミの打合せ
一五　晩餐に關する件
(一)　會場、公會堂設備
(二)　案内狀メニュー
(三)　料理、飲物、煙草、贈呈品
(四)　餘興及自動車
(五)　新聞記者及提燈行列ミの打合せ
一六　時代祭行列觀覽
(一)　觀覽席設備
(二)　案内方法、印刷物贈呈
(三)　自動車置場

昭和三年十月二十七日官報宮廷錄事拔萃（參照資料）

京都行幸行啓以下御發着割

十一月十九日　午前十時京都皇宮御發輦（自午前六時至同八時三十分）
午前十時三十五分京都驛御發輦
午後二時二十分山田驛御着輦
行在所、神宮司廳

同　二十日　午前九時宇治山田行在所御發輦
豐受大神宮御親謁

同　二十一日　午前九時宇治山田行在所御發輦
皇大神宮御親謁

同　二十二日　午前十時宇治山田行在所御發輦
同　十時三十分山田驛御發輦
午後二時二十分京都驛御着輦（自午前十時至午後〇時三十分）
京都皇宮還御

同　二十三日　午前九時五分京都皇宮御發輦（自午前五時至同七時三十分）
同　九時四十分京都驛御發輦
同　十一時三十分畝傍驛御着輦
神武天皇山陵御親謁
午後一時畝傍驛御發輦
同　二時五十分京都驛御着輦（自午前十一時至午後一時三十分）
京都皇宮還御

同　二十四日　午前九時京都皇宮御發輦（自午前五時至同七時三十分）
仁孝天皇山陵御親謁
孝明天皇山陵御親謁
午前十一時五十分京都皇宮還御（自午前九時三十分至同十時三十分）

同　二十五日　午前九時京都皇宮御發輦（自午前五時至同七時三十分）
同　九時三十分京都驛御發輦
同　九時四十五分桃山驛御着輦
明治天皇山陵御親謁
同　十一時〇五分桃山驛御發輦
同　十一時二十分京都驛御着輦
京都皇宮還御

同　二十六日　午前九時四十分京都皇宮御發輦（自午前四時三十分至同八時）
同　十一時京都驛御發輦
午後二時名古屋驛御着輦

(四)　茶菓

一七　大禮博案内の件

(一)　案内狀發送

(二)　接待法

(三)　土産品の用意

一八　天盃傳達式の件

(一)　府ミ打合せの上天盃拜受者氏名調査

(二)　區長に於て適宜の處理を講ずる樣照會

一九　功勞者表彰式の件

表彰規定の制定及人員調査

二〇　自動車に關する件

(一)　祕書所管の自動車の配置

(二)　他局部自動車の借入及管理

(三)　借入自動者の豫定及準備

二一　備品、消耗品注文の件

(一)　卓子掛

(二)　煙草セット灰皿

(三)　宴會用名札及携帶品預り札

(四)　宴席立札及揭示用立看板

(五)　廣蓋名刺受、係員徽章及袱紗

第二項　內記係事務に關し他との交涉

一　電氣部、運輸課ミの交涉

一齊萬歲の際電車自動車一齊停車及奉祝電車、自動車運轉の件

二　兩區長ミの交涉

天盃傳達式の日時及式の方法等を各區長に一任し之が回答を求むる件

三　博覽會事務局ミの交涉

(一)　新聞、雜誌、寫眞班等の招待に於ける贈呈品

(二)　參列員園遊會に於ける贈呈品

(三)　市祝賀會に於ける贈呈品

(四)　大禮博案内に際しての接遇

四　社會教育課ミの交涉

萬歲一齊三唱の際鳴笛、撞鐘の發聲に關する件及時代祭擧行の件

五　總務部庶務課ミの交涉

(一)　奉祝式晩餐會等公會堂使用の件

(二)　功勞者表彰規程の件

六　庶務部編纂係ミの交涉

大禮事務局員服務心得及委員事務員提要編纂の件

七　設備部土木係ミの交涉

園遊會、晩餐會、自動車置場及時代祭行列觀覽竝に奉送迎の場所に就き

八　設備係ミの交涉

(一)　貴賓室設備及新聞、雜誌、寫眞班、招待園遊會の設備一切

(二)　奉祝式、祝賀會、園遊及晩餐會場の設備

(三)　時代祭觀覽場所

(四)　驛前奉祝門竝に市廳舍前國旗交叉設備

九　電氣部電氣係ミの交涉

市廳舍の電飾

一〇　其他大禮奉祝事務局各部ミの交涉

(一)　通牒、諭告の件

(二)　自動車必要の場合は豫め報告の件

(三)　平安神宮、桃山御陵、八阪神社へ交涉

祈願の爲め參拜の件及平安神宮には時代祭行列の催し及神苑前庭使用の件

(四)　植物園借入及京都自動車組合へ自動車借上の件交涉

第三項　京都府との交涉事項

一　奉迎送に關する件

場所、日時、入場資格、設備の實際、通知方法等

二　參列員宿舍名簿

三　內閣及各省の臨時出張所の所在、電話

四　天盃傳達者の氏名

第一節　本市奉祝事務局打合せ事項

五　市奉祝事業の決定式第、その大體の內容及場所、日時等を警察部に報告し豫め警備等に關し打合せの件

六　接伴に關する事務は豫め府接待部ミ打合せの上重複を避け日取の都合を考慮すること及且つ贈呈品に關する注意事項

第四項　宮內省との打合せ事項

一　全國新聞、雜誌、寫眞班員の大體の數及決定範圍（宮內省にて認むるもの）

二　晩餐會招待者の範圍（前例に依り打合せ）

三　園遊會招待者の範圍（前例に依り打合せ）

四　獻上品獻上の方法

(一)　日時

(二)　方法

(三)　皇太后陛下に獻上すべきもの、取扱

五　賀表奉呈の方法

(一)　日時

(二)　方法

六　時代祭の日取に關する件

（十一月十三日又は十五日）

七　園遊會に關する事項

(一)　案內狀發送の件

(二)　料理に關する件

(三)　飲物及煙草等に關する件
(四)　餘興に關する件
(五)　樂隊（宮内省又は陸海軍樂隊）に關する件
(六)　酌人に關する件
(七)　自動車置場及取扱に關する件
(八)　徽章に關する件
(九)　皇族殿下及外國使節の接伴に關する件
(一〇)　設備に關する件
八　晩餐會に關する事項
(一)　案内狀發送の件
(二)　記念品選定の件
(三)　メニューに關する件
(四)　料理に關する件
(五)　飲物及煙草に關する件

大禮諸儀竝奉祝行事一覽

月日	行事	大禮諸儀	市奉祝行事豫定	大禮奉祝會行事豫定	大禮博行事豫定
十一月五日（月）					
同　六日（火）	京都ニ行幸ノ儀（東京御發輦）				
同　七日（水）	京都ニ行幸ノ儀（京都御着輦） 賢所奉奠殿ニ渡御ノ儀	奉迎、煙火打揚ゲ 奉祝電車運轉	煙火打揚ゲ參列員宿舍訪問（八日以後適日） 全國新聞雜誌記者招待上表ニ關シ市會開會		參列員大禮博案内
同　八日（木）					
同　九日（金）	卽位禮當日皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀				
同　十日（土）	卽位禮當日賢所大前ノ儀 卽位禮當日紫宸殿ノ儀	賀表奉呈、獻上品奉呈、市奉祝式、養老盃傳達式、鳴笛撞鐘一齊萬歲三唱、各學區小學校奉祝式、提燈行列、音樂會（海軍）、市區役所奉賀名簿受付、奉祝電車運轉	本日ヨリ向フ一週間全國新聞記者鴨川踊隨意觀覽		
同　十一日（日）	卽位禮後一日賢所御神樂ノ儀	市民奉祝式 煙火打揚ゲ、奉祝電車運轉			
同　十二日（月）	神宮皇靈殿神殿竝官國幣社ニ勅使發遣ノ儀	時代祭行列 音樂會（陸軍）、奉祝電車運轉			
同　十三日（火）	大嘗祭前一日鎭魂ノ儀 大嘗祭前一日大嘗宮鎭祭ノ儀				參列員大禮博案内
同　十四日（水） 同　十五日（木）	大嘗祭當日神宮ニ奉幣ノ儀 大嘗祭當日皇靈殿神殿ニ奉幣ノ儀 大嘗祭當日賢所大御饌供進ノ儀 大嘗宮ノ儀（悠紀殿供饌ノ儀）（主基殿供饌ノ儀）	鄕村社ヘ供進使參向、煙火打揚ゲ 提燈行列			參列員大禮博案内
同　十六日（金）	卽位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀 大嘗祭後一日大嘗宮鎭祭ノ儀	煙火打揚ゲ、提燈行列 奉祝電車運轉、旗行列			
同　十七日（土）	卽位禮及大嘗祭後大饗第二日ノ儀 卽位禮及大嘗祭後大饗後宴ノ儀	煙火打揚ゲ、仕掛煙火 音樂會（音）、奉祝電車運轉			
同　十八日（日）		市内各神社大典奉祝祭、煙火打揚ゲ 奉祝電車運轉 參列員園遊會、同晩餐會			
同　十九日（月）		奉送 煙火打揚ゲ			
同　二十日（火）	卽位禮及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀	仕掛煙火、旗行列、提燈行列			
同　二十一日（水）		市功勞者表彰式、音樂會（市公會堂）			
同　二十二日（木）		奉迎 市祝賀會、煙火打揚ゲ、奉祝電車運轉 仕掛煙火			

京都市大禮奉祝事務局

月日	行事	大禮諸儀	市奉祝行事豫定	大禮奉祝會行事豫定	大禮博行事豫定
同	二十三日(金)	即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵ニ親謁ノ儀	奉送迎 煙火打揚ゲ	會員祝賀會	
同	二十四日(土)	即位禮及大嘗祭後、仁孝天皇山陵、孝明天皇山陵ニ親謁ノ儀	奉送迎 煙火打揚ゲ		
同	二十五日(日)	即位禮及大嘗祭後明治天皇山陵ニ親謁ノ儀	奉送迎、奉祝大運動會 煙火打揚ゲ、奉祝電車運轉		
同	二十六日(月)	東京ニ還幸ノ儀（京都御發輦）	奉送 煙火打揚ゲ		
同	二十七日(火)	東京ニ還幸ノ儀（東京御着輦） 賢所溫明殿ニ還御ノ儀			
同	二十八日(水)	東京還幸後賢所御神樂ノ儀			
同	二十九日(木)	即位禮及大嘗祭後大正天皇山陵ニ親謁ノ儀			
同	三十日(金)	還幸後皇靈殿神殿ニ親謁ノ儀			

（附）宮内省相馬式部官との打合せ事項

五月三十日入洛の宮内省相馬式部官と大禮事務に關し打合せの事項左の如し。

一、市擧行の晩餐會は十一月十八日午後六時とす

一、市擧行の園遊會は十一月十八日とす

以上の日取は内定せる御日取中最も都合よき日なるを以て右の通り略々決定せり

右の案内狀は十月中旬迄に作製し外國使節の分は一括して相馬式部官に發送方を依頼す

相馬式部官よりの注意事項

一、外國特派使節は全部にて約百人位にして内隨員は五十七人の豫定

一行の乘用自動車は二十六臺又は二十七臺の見込み晩餐會に於ける席次は何れ事前に打合するも大體特派使節は　皇族殿下の次に位するものとなりをれり

尚晩餐會當夜の紀念品は宮内省に於て前例を調査して市と打合す。

滯洛中の贈呈品（果物等）に關しては再考すべし

一、外國使節一行の滯洛日程略々左の如し

十一日　修學院離宮御茶の會（軍樂隊出張）

十二日　琵琶湖周遊（軍樂隊出張）

十三日　比叡登山

十四日　大嘗祭の儀參列

十五日　奈良觀光

十六日　大饗

十七日

十八日

十九日　退京

十二日は午後五時より豫定なければ若し都おごりに招待等の計畫あらば此の日最も便宜なり。

旅舍は都、京都兩ホテルに分宿

以上に關する一切の發表は九月頃の豫定なり

參考聽取事項

一、軍樂隊派遣の希望あらば陸軍省軍事課田口少佐に依頼すべし、軍樂隊は陸海軍共大禮期間中は宮内省に一時專屬の形式になる由。

一、宮内省典儀部本部　都ホテル

同　接待部本部　同

一、參列者豫定數調

賢所御前の儀　二、〇〇〇人位

紫宸殿の儀　二、〇〇〇人位

大嘗祭　九〇〇人

第一饗宴　二、〇〇〇人

第二饗宴　二、五〇〇人

晩餐以上　二六〇人

第五項　庶務部庶務係關係事項

一　祭事に關する事項

（一）祇園山鉾觀覽の件

鉾九臺、山十九臺の飾付と奉祝係内記係との連絡につきて

（二）平安神宮臨時祭典の擧行は神宮皇靈殿竝に官國幣社へ勅使派遣の日と定む

（三）時代祭行列に全國使節及參列員を慶流橋畔に招待し觀覽に供す

（四）大典奉告祭執行は市内各官國幣社以下無資格社等百二社に應分に寄進し祭典を行ふ（寄進總額參千圓）

官幣社	九社	別格官幣社	四社
府社	六社	鄉社	九社
村社	四一社	無資格社	三三社

（五）鄉村社へ供進使參向

大嘗祭當日を期し供進使を參向せしむ

（熊野、岡崎、粟田、惠美須、若宮八幡、三島、地主、安井、六孫の各神社）

二　功勞者及高齡者に關する事項

他の記事と重複するを以て茲に省略す

三　新聞通信に關する事項

第一節　本市奉祝事務局打合せ事項

（一）廳内新聞通信班を編成し迅速正確に報導をなす
（二）新聞通信班を庶務部内に設け尚奉祝事務局の内部的報道は總て本班より發表す
（三）記事の募集につきては　一、受動的材料　二、自動的材料　三、大禮事務局通信の謄寫發行　四、各種新聞記事の抜萃及保存等に注意す。
（四）班員及連絡員を置く
四　市内警備に關する事項
（一）市内青年團をして自身番を組織せしめ本係に於て連絡統一を圖る。
（二）大禮及大嘗祭當日は特に自身番を增員し之に關する兩區長との打合せをなす。
五　文書の收受發送に關する事項
六　其他各部に屬せざる事項の處理

第六項　奉祝係に關する事項

一　奉祝大運動會に關する件
（一）日時は晴雨を論ぜず十一月十五日午後一時よりとす。
（二）場所は植物園グラウンド
（三）參加範圍は市内小學校兒童男女六學年以上、市内中等學校四年以上及市聯合青年團員
二　奉祝音樂會に關する事項
（一）日時　十一月十日、十二日、十六、七日、二十二日の五回午前六時より
（二）會場は圓山市音樂堂及公會堂
（三）出演者、陸海軍々樂隊宮内省樂師及市内の音樂家竝に教員中より定む。
三　奉祝旗行列に關する事項
（一）日時十一月十、十八日の兩日午後三時半より
（二）參加範圍、小學校女子兒童及市内高等女學校生徒
（三）順路第一回は平安神宮前に參集建禮門前に於て萬歳三唱の後解散
第二回、建禮門前に集合萬歳三唱の上市内を廻る
四　奉祝提燈行列に關する事項
（一）日時十一月十日に二回、十六、十七の兩日各一回午後六時より
（二）參加範圍、市立中等學校及各學區代表竝に一般市民
（三）順路、二條離宮前或は建禮門前に集合、萬歳三唱の上烏丸通を四條圓山に又は數班に分れて各方より集合し若くは各　宮殿下の旅宿訪問等をも行ふ。

第七項　接待部宿舍及案内係に關する事項

一　京都驛前案内所
（一）驛前、案内所を設けて一般入洛者を案内す
（二）洛中簡易案内地圖發行（三十萬枚）
（三）洛外同上（八萬枚）
（四）營業案内一人の關係

京都驛前の案内所は府市共同にて建設し大禮期間中は府市共同にて事務を管理し修了後は本市に受け繼ぐ、期間は昭和三年十一月一日より翌四年三月末までとす、設備には特設電話の架設と自動車を備付く、事務員は專任二名、兼任十名とし、使丁二名を置く。
二　宮内省への出願交渉
（一）第二朝集所借用方交渉
（二）御門鑑下付方交渉、數は市吏員七枚小者用五〇枚とす。
三　無料休憩所に關する打合
（一）京都驛前に無料休憩所を設く。
（二）二條驛前同上
（三）御苑内同上
（四）構造　京都驛前＝天幕張、梁間二十間、桁行五間、坪數百坪、床机五十臺、湯茶用具一式
二條驛前は十五間に五間の天幕張五十坪
四　宿舍名簿の作成
（一）各警察署區域による各級別旅館一覽表作製
（二）宿舍係を更に文書、交渉、連絡の三係に分つ
（三）旅館組合との交渉
（四）府宿舍係との交渉
（五）廳内各關係係との交渉
（六）宿舍訪問及記念品贈呈
（七）他郡市旅館との連絡（伏見、宇治、大津、奈良、大阪）

第八項　衞生部に關する事項

一、檢病的戸口調査
（一）本市衞生組合と打合せの上同組合の活動を促す
（二）調査期間を三期に分つ。
自八月十五日　至九月十五日
自九月十六日　至同　十五日
自十一月一日　至十一月卅日
（三）保菌調査
（四）特別消毒施行
（五）臨時種痘の施行
（六）腸チブス豫防注射
（七）蠅取デー及鼠族驅除
（八）特別給水栓設置
（九）衞生思想普及宣傳
二、清掃係關係事項
（一）沿道其他の屎尿處分
1、沿道の關係
2、京都驛構内
3、御苑内
4、汲取り屎尿處分
5、青年團の應援
（二）御道筋其他の撒水
1、御道筋の撒水

2、其他一般撒水
(三)塵芥處分
1、採集
2、處分
(四)道路掃除
(五)河川掃除
(六)街廁掃除
(七)街廁改築
(八)溝渠浚渫

三、大禮に關する水道事務關係事項
(一)水道の普及
(二)市內給水
(三)配水管工事
(四)防火栓增設工事
(五)給水工事
(六)公衆共用栓設備
(七)御所水道工事
(八)御用水に關する注意
(九)大禮博覽會に關する水道工事

第九項設備部に關する事項

一　土木係關係事項
(一)園遊會の自動車置場
(二)晚餐會同上
(三)時代祭觀覽場所
(四)奉迎送場所
(五)土木電氣非常警備隊ノ編成
(六)大禮博乘合自動車道の修理

二　設備係關係事項
(一)御道筋市街の裝飾
(二)奉迎送門、建設竝に、市廳舍前國旗の交叉
(三)市會奉祝式場の設備

尙此外內記係に於ては左記大禮諸儀竝に奉祝行事豫定、同豫定行事竝に實施事項及準備計畫一覽表ヲ奉祝行事便覽等を作製し綿密周到に準備を進め以て大禮を待ち奉りたり。

第一〇項編纂係に關する事項

一　(和文)　京都名勝誌編纂內容
(一)京都の概說ヲし區域は山城一圓ヲす
(二)歷史的地理的記述
(三)名勝舊蹟及京都市の現勢を記述す
二　(英文)　京都及近郊編纂內容
(一)京都市の概況を主ヲし區域は京都市及其近郊ヲす
(二)歷史的地理的記述
(三)名所舊蹟及特產品國寶物
三　部數は和文六千部英文五百部の豫定

第一一項電氣部に關する事項

一、卽位禮當日電車自動車の停車及萬歲三唱の件
一、奉祝電車及自動車運轉の件
一、市廳舍電飾の件
一、其他

第一二項經理に關する事項

一、賀表に關して
(一)表　裝
(二)箱の注文
(三)掛布注文
二、奉迎塗に關して
(一)徽章の注文　約十萬個
三、祭事の催物に關して
(一)催　物
(二)補　助　金
四、新聞記者招待に關して
(一)記念品注文
(二)饗宴(料理、園遊會、摸擬店、飮物)
(三)酌人配膳注文
(四)徽章、印刷物注文
(五)贈呈品の準備

第一節　本市奉祝事務局打合せ事項

五、市奉祝式に關して
(一)料理、飮物注文
六、市民祝賀式に關して
(一)土　器注文
(二)冷酒、裂鰒、昆布の注文
(三)配膳、下足の準備
七、市民祝賀會に關して
(一)記念品注文
(二)料理飮料注文
(三)酌人及配膳注文
(四)徽　章注　文
(五)贈呈品準備
八、園遊會に關して
(一)料理、飮料、煙草注文
(二)酌人、配膳の注文
(三)案內圖注文
(四)徽　章注　文
(五)贈呈品準備
(六)警備隊酌人配膳係員辨當の注文
九、晚餐會に關して
(一)記念品の注文
(二)メニュー注文
(三)料理、飮料、煙草注文

(四)徽章注文
(五)贈呈品準備
一〇、時代祭行列に關して
(一)印刷物贈呈準備
(二)簡易なる茶菓の準備
一一、大禮博案内に關して
(一)土産品の準備
一二、功勞者表彰式に關して
(一)記念品の注文
(二)接待に關する準備
一三、備品消耗品注文に關して

卓子掛、廣蓋、煙草、セット、灰皿、名刺受、名札、係員徽章、預り札、紗紗各種、立札、歐文名刺、立看板、市會議員有功者印、

第一三項　各部連絡統一に關する事務

一、打合會開催

第一回　二月二十八日　於參事會室
第二回　五月三日　同
第三回　八月三十一日　同

二、各部會開催

內記部　九月三日　於參事會室
庶務部　九月四日　同
接待部　九月五日　同

衛生部　九月六日　同
設備電氣合同　九月七日　同

三、事務報告書作成
(一)大禮に關する施設事業
(二)各部會に於ける報告書一括
四、大禮御日取皇族御旅館表、等配布
五、京都市大禮奉祝事務局職員執務提要作成
六、大禮諸儀竝に奉祝行事一覽
七、昭和三年六月四日現在京都市大禮奉祝事務局處務規程
八、健康診斷證下附に關する件

昭和三年十月二十六日その筋より大禮期間中京都御所、饗宴場、大宮御所、車馬部、二條離宮に參入する者は門鑑及健康診斷證を持つべき旨通知ありたるを以て、右を各局部課に照會し、該當者をして身體檢査を行はしめん爲本府衛生課員の出張を乞へり。

九、交通遮斷道路通行證に關する件

行幸行啓道路は一定時間前に交通遮斷せられるを以て之の機に處せん爲各局、部、課に紹介して遮斷後通行を要する者の數を取纏め要求せり、右の者には京都市なる腕章を着けしめ市吏員たるを明にせり、その延人員約二千五百餘名なり。

一〇、諸催に關する照會

貴族院第二五九號
昭和三年十月四日

貴族院事務局印

京都市內記課長殿

大禮ノ際ニ於ケル諸催シ物ニ關スル照會

大禮ノ際貴市主催ノ諸催シ物中本院議員ヲ御招待相成可キモノ御決定ニ候ハヾ貴地滯在中議員ノ會合其他ノ日取取定メ等ノ都合モ有之右種類日時等承知致シ度候ニ付至急御返報相煩シ度此段及御照會候也

昭和三年十月十三日

京都市大禮奉祝事務局委員長
京都市助役　安川和三郎

貴族院事務局御中

大禮ノ際ニ於ケル催シ物ニ關スル件回答

本月四日貴庶第二五九號ヲ以ヲ御照會ノ件左記ノ通ニ有之候間宜敷御高配相願度此段及回答候也

記

一、大禮記念京都大博覽會招待
十一月九日、十三日、十五日の三日隨時
一、能樂招待　市公會堂
十一月十二日、晝間
一、都おどり招待　祇園歌舞練場
十一月十一日、十二日兩日、晚
一、時代祭行列拜觀招待　平安神宮前
十一月十二日午後二時(雨天の際は十九日)
一、園遊會招待　京都植物園
十一月十八日午前十一時三十分

第一節　本市奉祝事務局打合せ事項

其二　大禮行還幸諸儀式豫定奉祝行事計畫

月日	曜日	行還幸及諸儀式	實施事項	準備計畫	擔當部係
十一月六日	火	午前八時東京驛御發			
		午後三時二十分名古屋驛御着			
		離宮御駐泊			
十一月七日	水	午前十時四十分名古屋驛御發	一、奉迎	一、市長、市會議長は聖駕を大津驛に迎へ扈從して入京(本件に就ては豫め府と打合をなし置くこと)尙市長、市會議長は入京後歟簿に列し得る樣一應府當局に交涉すること	內記係
		午後一時四分京都驛御着		一、市會議員、助役、區長は京都驛構內に於て奉迎のこと	內記係
		賢所春興殿に渡御		一、市の有功者、篤志者、學務委員公同衞生兩組合理事、正副議長、幹事、組長、學區會議員其他の代表者及市吏員は丸太町通烏丸以東堺町以西の北側に於て奉迎のこと	內記係設備係
				奉迎の場所は三ヶ所に入口を設け木柵にて天幕を張り全區域は鐵杭を打込繩張をなすこと、尙救護所一ヶ所を設け救護班と連絡を取ること、外に便所二ヶ所を設くること、入場者は徽章に依り區別すること	內記係
				參照　前大典の際は公同組合長、	

月日	曜日	行還幸及諸儀式	實施事項	準備計畫	擔當部係
十一月七日	水		一、奉迎	衞生組合長、市學區會議員は多數のため其半數は還幸の際に奉迎せしむること、せり	
			一、煙火打揚ゲ	一、小學校職員生徒兒童の奉迎奉送に就ては行還幸の御日取に準し割當をなし其日時場所等に關しては前大典の際を參照別に協定のこと	
			一、提燈大行列擧行	一、函濱烏丸四條邊を御通行の時刻を見計らひ奉祝煙火百二發を三條千本邊にて打揚ぐること 一、市民の奉祝提燈大行列は七日、十日、十六日、十七日、十八日の五回に擧行し其時刻、集合の場所及行列の順路等に就ては前例に徴し別に協定すること	內記係 奉祝係 奉祝係
			一、仕掛煙火ノ點火	一、仕掛煙火は七日、十日、十六日、十八日の四回に分ち七日は圓山公園に於て一回點火すること	奉祝係
			一、奉祝電車運轉	一、囃電車、屋臺電車を造り御駐輦中隨時運轉すること、但し該電車又は運轉に就ては前大典等の場合のものを參照し電氣局と協定すること	運輸係
十一月八日	木		一、全國新聞雜誌記者招待	一、全國より入洛の新聞雜誌記者を招待すること 1、場所　市公會堂 2、人員　七百人の豫定 3、料理　前回の通和食とし二重折詰果物一籠付きのこと 4、餘興　喜劇、蟇鼓手踊	博覽會トモ連絡チトル 庶務係

月日	曜日	行還幸及諸儀式	實施事項	準備計畫	擔當部係
十一月八日	木			5、酌人　藝妓をして杯盤の斡旋に當らしむること 6、記念品　約五圓位のものを贈呈すること 參照　前大典の際は名勝誌を贈呈せり	庶務係
			一、參列員宿舍訪問	右に就き前大典の際は京阪市政記者を接待係に依囑せり、今回も同樣接待係に依頼し接待に關する一切の手順方法を相談して取極むること 一、市長代理として參列員全部に亘り訪問すること、但し此際は市長の名刺を示し名勝誌其他の印刷物を贈呈すること	內記係
十一月九日	金		一、賀表、賀牋の捧呈に競き臨時市會招集	一、臨時市會を開き賀表賀牋を決議のこと 右原案は斯道の大家に依囑すること 參照　前大典の際は內藤湖南博士に依頼せり	內記係
			一、參列員宿舍訪問	一、前日同樣參列員の宿舍を訪問すること	內記係
十一月十日	土	卽位當日皇靈殿神殿に奉告の儀	一、賢所大前の儀紫宸殿の儀に參列	一、市長及市會議長は賢所大前の儀及紫宸殿の儀に參列のこと	內記係
			一、賀表、賀牋獻上品の捧呈	一、市長早朝參殿宮內省の御都合伺ひ、賀表賀牋獻上品を捧呈のこと	內記係
			一、市會奉祝式擧行	一、市會奉祝式は市公會堂に於て午後二時三十分より擧行のこと 右奉祝式の參列者は市會議員市の	奉祝係

月日	曜日	行還幸及諸儀式	實施事項	準備計畫	擔當部係
十一月十日	土			有功者、篤志者及助役、區長市吏員とすること 倘式の次第は府の示達に依り定むること	
		卽位禮當日賢所大前の儀	一、市內學校奉祝式擧行	一、市內の中、小學校に於ては各々奉祝式を擧行し市會奉祝式に參列せざる學區內名譽職は之に參列のこと、但し式の次第は別に定め通達すること	奉祝係
			一、鳴笛、撞鐘及市民一齊萬歲奉唱	一、紫宸殿の前庭に於て內閣總理大臣萬歲奉唱（午後三時）の際砲聲（百二發）を合圖に市內の各工場は汽笛を各寺院に於ては梵鐘を鳴らさしむること、之と同時に電車は三分間停車し滿都の市民は御所に向つて一聲に萬歲奉唱の手順をなすこと	奉祝係
			一、提燈行列擧行	一、第一回に準じ行ふこと	奉祝係
			一、音樂會開催	一、音樂會は十日（卽位當日）十六日（第一日饗宴當日）十七日（第二日饗宴及夜宴當日）十八日（市の招宴當日）二十二日（市の祝賀會當日）の五回に催し、十日、十六日、十八日は圓山公園音樂堂に、十七日二十二日は市公會堂に於て催し、其演奏者は宮內省並に陸海軍樂隊民間の優秀なるものに交涉すること	奉祝係
		卽位禮當日紫宸殿の儀	一、煙火打揚ゲ	一、萬歲奉唱より引續き夜に掛け千本三條、烏丸頭、高臺寺邊の三ヶ所に於て煙火各二百發づゝを打揚げること 一、圓山公園に於て仕掛煙火一回點火すること 一、旗行列は十日、十八日の二回とし市內各小學校に於て奉祝式擧行後五年生以上の兒童（約三萬人）の旗行列を行ふこと、但し五年以下の兒童は各其學校內に於て萬歲奉唱のこと 旗行列の時刻、順路方法等に付ては前大典の際に例ひ協定のこと	奉祝係

月日	曜日	行還幸及諸儀式	實施事項	準備計畫	擔當部係
十一月十一日	日	卽位禮後一日賢所御神樂の儀	一、市長、市會議長賢所御神樂の儀に參列	一、市長及市會議長は賢所御神樂の儀に參列す	內記係
			一、市民奉祝式擧行	一、市民の奉祝式は十一、十二の兩日に亙り擧行すること 一、奉祝式は市民一般的のものとし參列者に對しては別に資格を以て制限を附せず之に代ふるに洋服又は羽織袴を着用せしむること 一、式の次第は受付に奉祝者名簿を備へ參列者は順次之に署名し式場に入り御眞影を奉拜し下つて祝酒を受け退場すること	奉祝係 奉祝係 奉祝係
			一、祇園山鉾交拂	一、當日は土器（酒盃）、祝酒、鰯、昆布を準備し之を參列者に與へ土器は各人に持ち歸らしむること 一、鉾九臺、山十九臺を觀覽せしむ	奉祝係

月日	曜日	行幸及諸儀式	實施事項	準備計畫	擔當部係
十一月十一日	日				
		天盃傳達式擧行	一、天盃傳達式を擧げ區長之に當ること	一、上下兩區に於て適宜場所を定め天盃傳達式を擧げ區長之に當ること	庶務係
				一、鉾及山は十一日より十二日に亙り觀覽せしむることゝし十日中に飾付を了し其の夜より觀覽期間中祇園囃子を行はしむること	奉祝係
				べく交渉すること	
十一月十二日	月				
		神宮皇靈殿竝に官國幣社に勅使派遣の儀	一、平安神宮に臨時祭典を擧げ時代祭を行ふこと	一、平安神宮に臨時祭典を擧げ時代祭を行ふこと	庶務係
		典擧行時代祭の觀覽	一、參列員を一定の場所に招じ時代祭を觀覽せしむること	一、參列員を一定の場所に招じ時代祭を觀覽せしむること	接待係
			參照　前回は奉祝會に於て府立圖書館前に特別觀覽席を設け之に各國使節及參列員中の大官を招待し時代祭を觀覽せしめて次で博覽會へ案内せり	參照　前回は奉祝會に於て府立圖書館前に特別觀覽席を設け之に各國使節及參列員中の大官を招待し時代祭を觀覽せしめて次で博覽會へ案内せり	
		市民奉祝式擧行の案内	一、市民奉祝式は前日同樣に擧行のこと	一、市民奉祝式は前日同樣に擧行のこと	奉祝係
		博覽會案内	一、博覽會場内に接待の設備をなし之に參列員を招待し會場に案内すること	一、博覽會場内に接待の設備をなし之に參列員を招待し會場に案内すること	案内係
			案内の日時招待の方法に就ては博覽會事務局と打合せ定むること	案内の日時招待の方法に就ては博覽會事務局と打合せ定むること	
十一月十三日	火				
		大嘗祭前一日鎭魂の儀	一、名所地の案内	一、十三日、十五日、十七日の三日間を參列員の京都名勝探勝日と定め時間及案内目錄を作り之に依り參列者の名勝巡遊に便すること、但し其の方法は別に協定すること	案内係
		大嘗祭當日神宮に奉幣の儀	一、鄕村社へ參向供進使	一、鄕社へ供進使の參向は十四、十五の兩日とし、鄕社は市長又は其	庶務係
十一月十四日	水				
		大嘗祭當日皇靈殿神殿に奉幣の儀	一、鄕村社へ供進使參向		庶務係
		大嘗祭當日賢所御饌供進の儀		(參照)　大嘗祭は最も嚴肅なる御式なれば當夜は全市民は最も靜肅を守り謹嚴の中に御神儀の滯りなく御終了を祈らざるべからざるに付市内の各町に於ては此の夜は特に自身番を增員し火災其の他の不祥事の勃發せざる樣警戒せしむる方法を講ずること	
		大嘗宮の儀悠紀殿の儀主基殿供饌の儀			
十一月十五日	木				
			一、小學校大典奉祝運動會は深草練兵場を借入れ之に開催すること尤も之が開催に就ては各小學校長會を開き其方法一切に就き協定すること	一、小學校大典奉祝運動會は深草練兵場を借入れ之に開催すること尤も之が開催に就ては各小學校長會を開き其方法一切に就き協定すること	奉祝係
		名所地の案内	一、所定の方法に依り參列者の名勝案内をなすこと	一、所定の方法に依り參列者の名勝案内をなすこと	案内係
		鄕社村社へ供進使參向	一、供進使の參向は前日同樣に進め其の日割は別に定むること	一、供進使の參向は前日同樣に進め其の日割は別に定むること	庶務係
十一月十六日	金				
		卽位禮及大嘗祭後一日の儀	一、地方饗饌に參列	一、區長及各課長は地方に於ける饗饌に參列す、但し地方饗饌の日時は未發表の爲前に準じ揭げたり	內記係
			一、煙火の打揚げ	一、煙火の打揚げ	
			一、大饗宴の時刻正午前より夜に掛け煙火百發を三條千本邊にて打揚ぐること	一、大饗宴の時刻正午前より夜に掛け煙火百發を三條千本邊にて打揚ぐること	奉祝係
			一、提燈大行列	一、前回に準じ全市民は提燈大行列を擧行すること	奉祝係
			一、音樂會開催	一、前回に準じ圓山公園音樂堂に於て催すこと	奉祝係

月日	曜日	行幸及諸儀式	實施事項	準備計畫	擔當部係
十一月十七日	土				
		卽位禮及大嘗祭後大饗第二日の儀	一、仕掛煙火の點火	一、前回に準じ圓山公園に於て仕掛煙火を一回點火すること	奉祝係
			一、大饗夜宴參列	一、市長及市會議長は大饗夜宴の儀に參列す	內記係
			一、煙火の打揚げ	一、大饗宴御開始前午後五時頃より夜宴御終了午後十二時頃迄に掛け鳥丸頭邊に於て煙火百發を打揚げること	奉祝係
		卽位禮及大嘗祭後大饗夜宴の儀	一、提燈大行列擧行	一、前回に準じ市民の奉祝提燈大行列を擧行すること	奉祝係
			一、音樂會開催	一、前回に基き市公會堂に於て音樂會を催すこと	奉祝係
			一、名所地の案内	一、所定の方法に依り參列員の名勝案内をなすこと	案内係
十一月十八日	日				
			一、參列員招待園遊會開催	一、大禮參列員招待園遊會は十八日十九日の二回に分ち之を行ひ參列員全部及大禮使の高等官竝に本市關係の名譽職等約三千人を半數宛招待するものとす 場所は　平安神宮神苑の豫定とす (參照)　參列員の招待園遊會を二回に分つことは差別的惡感を誘致し易き虞れなしとせざれば或は場所を圓山公園とし一回に行ふ方可なるべし	內記係
			一、晚餐會開催	一、皇族を始め外賓及親任官以上の大官を招待し晚餐會を開催すること 場所は祇園八阪俱樂部の豫定にし	內記係
十一月十九日	月				
			一、參列員招待園遊會開催	一、參列員は約三百人とす	內記係
			一、煙火の打揚げ	一、園遊會開始前より煙火百發を高臺寺邊にて打揚げること	奉祝係
			一、市吏員の奉祝提燈行列擧行	一、豫算には見えざるも市吏員全體の奉祝提燈行列を催すとすれば前大典の際に於ける振合もあれば府と協議の上府吏員と合同之を擧行すること	奉祝係
十一月二十日	火				
		神宮に親謁の儀	一、奉送	一、市民代表者は七日の奉迎者に同じ(以下倣之)は所定の場所に於て奉送すること右場所は丸太町通烏丸以東堺町以西とす	內記係
		伊勢行幸の御日	一、煙火の打揚げ	一、堺町御門御通御の時刻を見計ひ三條千本邊に於て煙火二十一發を打ち揚ぐること	奉祝係

月日	曜日	行幸及還幸の諸儀式	實施事項	準備計畫	擔當部係
十一月二十一日	水	神宮に親謁の儀 伊勢より還幸の御日	一、奉迎 一、煙火打揚	一、市民代表者所定の場所に於て奉迎すること 一、烏丸通四條邊を御通御の時刻を見計ひ三條千本邊に於て煙火二十一發を揚ぐること	内記係 奉祝係
十一月二十二日	木		一、本市祝賀會擧行 一、提燈大行列を擧行 一、煙火打揚 一、仕掛煙火の點火 一、音樂會開催 一、表彰式擧行	一、平安神宮神苑に於て市民祝賀宴を開催すること 一、前回に準じ市民の提燈大行列を行ふこと 一、祝賀宴開會前より夜に掛け煙火二百發を高臺寺邊に於て打揚ぐること 一、前回に準じ圓山公園に於て仕掛煙火を一回點火すること 一、公會堂に於て音樂を吹奏すること 一、午前中(祝賀會開催迄)市の公會堂に於て有功者及公同、衞生、學務關係者の表彰式を擧行すること	内記係 奉祝係 奉祝係 奉祝係 庶務係
十一月二十三日	金	神武天皇山陵に親謁の儀	一、奉送迎 一、煙火打揚	一、市長、市會議長、區長は京都停車場構內に於て奉送迎をなすこと 一、市民代表者所定の場所に於て奉送迎をなすこと 一、行幸の際は堺町御門御通御の時刻を見計ひ御還行の際は四條烏丸邊を御通行の時刻を見計ひ煙火二十一發を三條千本邊に於て打揚ぐること	内記係 奉祝係 奉祝係
十一月二十四日	土		一、奉送迎 一、市民代表者は所定の場所に於て奉送迎をなすこと		内記係

月日	曜日	行幸及還幸の諸儀式	實施事項	準備計畫	擔當部係
十一月二十七日	火	午前七時五十分名古屋驛御發 午後四時二十分東京驛御着			
十一月二十九日	水	大正天皇山陵に親謁の儀 午前九時四十分原宿驛御發 午後零時三十五分原宿驛御着			
十一月三十日	木				
十二月一日	金				
十二月二日	土				
十二月三日	日				
十二月四日	月				
十二月五日	火				
十二月六日	水				
十二月七日	木				
十二月八日	金				
十二月九日	土				
十二月十日	日				
十二月十一日	月				
十二月十二日	火				
十二月十三日	水				
十二月十四日	木				
十二月十五日	金				
十二月十六日	土				
十二月十七日	日				

其三

大禮奉祝豫定行事計畫

月日	曜日	實施事項	準備計畫
十一月七日	水	一、奉迎	一、市長市會議長は聖駕を大津に迎へ御入京後鹵簿に列しうる樣府に交渉すること 一、市會議員、助役、區長は京都驛構內に於て奉迎 一、市有功者、篤志者、學務委員、公同衞生兩組合理事、正副議長、幹事、組長、學區會議員其の他の代表者、市吏員は烏丸堺町間北側にて奉迎、之に付奉迎場、救護所、便所設置 一、小學校職員生徒兒童の奉迎
十一月八日	木	一、全國新聞雜誌記者招待 一、參列員宿舍訪問	一、鹵簿烏丸四條通行の時百一發（於三條通千本） 一、於岡崎公園　一回 一、囃電車、屋臺電車 一、於公會堂、七百人、料理は和食二重折詰果物一籠付、餘興は喜劇、藝者手踊、藝妓をして酌せしむ、記念品五圓位のもの、前回は京阪市政記者に接待を委囑せり 一、市長代理として全部を訪問、この際名勝誌その他の印刷物を配布すること
十一月九日	金	一、參列員宿舍訪問	一、賀表賀牋捧呈につき臨時市會招集 一、賀表賀牋を決議する原案は斯道の大家に囑す 一、前揭同樣
十一月十日	土	一、賢所御前の儀竝紫宸殿の儀に參列 一、賀表賀牋獻上品捧呈 一、市奉祝式擧行 一、市內學校奉祝式擧行 一、鳴笛鳴鐘及市民一齊萬歲奉唱 一、提灯行列擧行 一、音樂會開催 一、煙火打揚 一、仕掛煙火 一、旗行列擧行	一、市長市會議長は兩儀に參列 一、市長早朝參殿宮內省の御都合を伺ひ賀表賀牋捧呈 一、於市公會堂、午後二時三十分より議員、有功者、篤志者、助役、區長、吏員參列 一、市奉祝式に參列せざる學區內名譽職は之に參列 一、總理大臣萬歲奉唱の際砲聲（百一發）を合圖に、電車は三分停車、市民の一齊萬歲奉唱の手順をなすこと 一、千本通三條、烏丸頭、高臺寺二於テ三百發宛 一、於圓山公園、一回 一、市內小學校五年生以上の兒童（約三萬人）

月日曜日	實施事項	準備計畫
十一月十一日 日	一、市長、議長御神樂ノ儀參列 一、市民奉祝式擧行 一、祇園山鉾觀覽 一、天盃傳達式擧行	一、市民一般に對し奉祝者名簿を置く、參列者は署名し御眞影を奉拜し下つて祝酒を乾け退場する、當日は土器、祝酒、鯣、昆布を與ふ 一、鉾九臺、山十九臺の觀覽方を交涉すること、十日夜より祇園囃を行はしむ 一、上下兩區にて區長之に當る
十一月十二日 月	一、平安神宮臨時祭典擧行 一、市民奉祝式擧行 一、博覽會案內	一、時代祭を擧げ參列員を一定場所に招じ觀覽せしむ 一、前揭同樣 一、博覽會場內に接待の設備をなし參列員を招待し案內す
十一月十三日 火	一、名勝地の案內	一、本日より三日間を京都名勝地探勝日と定め時間及案內目錄を定め巡遊に便す
十一月十四日 水	一、鄉村社へ供進使參向	一、鄉社へは市長又は其の代理として市助役若は主事、村社へは區長を參向せしむ
十一月十五日 木	一、小學校大典奉祝大運動會開催 一、名勝地案內 一、鄉村社へ供進使參向 一、地方饗饌に參列	一、於深草練兵場 一、前揭同樣 一、市長、市會議長、助役、區長之に參列す

月日曜日	實施事項	準備計畫
十一月十六日 金	一、煙火打揚 一、提灯大行列 一、音樂會開催 一、仕掛煙火	一、正午より夜にかけ百發を三條通千本にて打揚ぐ 一、前揭同樣 一、同 一、前揭と同樣於圓山公園
十一月十七日 土	一、大饗夜宴に參列 一、煙火打揚 一、提灯大行列擧行 一、音樂會開催 一、名勝地案內	一、市長、市會議長 一、大饗宴御開始前午後五時より午後十二時迄於烏丸頭 一、前揭同樣 同 同
十一月十八日 日	一、參列員招待園遊會 一、晩餐會開催 一、大典奉告祭執行 一、旗行列擧行 一、仕掛煙火 一、音樂會開催	一、大禮使の高等官、本市關係の名譽職等約三千人於平安神宮二回とすること 一、皇族、外賓、親任官以上の大官於八阪倶樂部約三百人 一、市內官國幣社以下百二社に寄進をなし同樣市民の誠意を表す 一、前揭同樣 同 同
十一月十九日 月	一、參列員園遊會招待 一、煙下打揚 一、市吏員奉祝提灯行列	一、前揭同樣 同 一、豫算に見ざるも之を催すことせば府吏員とも打合せ擧行
十一月二十日 火	一、奉　送 一、煙火打揚	一、前揭奉迎の場合に準ず 一、前揭同樣

月日曜日	實施事項	準備計畫
十一月十一日 水	一、奉　迎 一、煙火打揚	一、前揭同樣 一、烏丸四條を御通行の際於千本通三條廿一發
十一月二十二日 木	一、本市祝賀會擧行 一、提灯大行列 一、煙火打揚 一、仕掛煙火、音樂會 一、表彰式擧行	一、於平安神宮神苑 一、前揭同樣、市民の提灯行列 一、前揭同樣、祝宴會開催前より夜にかけ二百發、於高臺寺邊 一、前揭同樣 一、於公會堂、有功者、公同衞生學務關係者を表彰
十一月二十三日 金	一、奉　送　迎 一、煙火打揚	一、前揭同樣 一、行幸の際は堺町御門、御還行の際は四條烏丸邊御通行の際
十一月二十四日 土	一、奉　送　迎 一、煙火打揚	一、前揭同樣 一、御行幸の際は堺町御門、御還行の際は四條烏丸御通行の際於千本通三條二十一發
十一月二十五日 日	一、奉　迎　送 一、煙火打揚	一、前揭同樣 同
十一月二十六日 月	一、奉送煙火打揚	一、七日の奉迎の場合に準ず

大禮奉祝行事便覽

京都市大禮奉祝事務局

（表紙實物四分一）

十一月七日（水）

京都に行幸の儀（京都御着輦）
賢所春興殿に渡御の儀

一、奉　迎
　市關係者は丸太町通烏丸より堺町に至る北側
　奉祝會員は御苑內
一、煙火打揚
　場所　加茂川七條磧　各一〇一發
　一商數地
　出雲路橋下
一、奉祝電車運轉

十一月八日（木）

一、煙火打揚

場所　前に同じ　　各五〇發

一、參列員宿舍訪問（八日以後連日）

兩區役所に於て擔當

記念品を贈呈す

十一月九日（金）

一、全國新聞雜誌記者招待

午後一時三十分　平安神宮神苑

園遊會　市政記者に斡旋方を依頼す

一、上表に關し市會開會

午前十時

一、參列員大禮博案内（大禮博行事）

自午前八時至午後九時　東、西、南會場

接待は東西會場の貴賓館にて茶菓を饗し印刷物を贈呈

十一月十日（土）

卽位禮當日皇靈殿神殿に奉告の儀

卽位禮當日賢所大前の儀

卽位禮當日紫宸殿の儀

一、賀表捧呈　市長

一、市奉祝式

時間　午後二時三十分

午後三時萬歳三唱

場所　市役所正廳

市役所及兩區役所に奉賀名簿を備付け一般市民の奉賀を受く

一、奉祝電車運轉

十一月十一日（日）

卽位禮後一日賢所御神樂の儀

一、市民奉祝式

時間　自午前九時至午後二時

場所　公會堂

方法　御眞影を奉安し奉賀名簿を設け隨時拜賀、祝酒、鯣、昆布を祝ひ土器を一個渡す

參會者　約一萬人の見込

服裝　男子は「フロックコート」又は紋付羽織袴

女子は白襟紋付着用

一、都おどり招待（大禮奉祝會行事）

三回　大饗第一日の儀參列者全部

一、煙火打揚

場所　前に同じ　　各一〇〇發

一、奉祝電車運轉

十一月十二日（月）

神宮、皇靈殿、神殿竝官國幣社勅使發遣の儀

一、時代祭

時間　午後二時半（雨天の節は十九日）

場所　慶流橋南詰東側

時代祭の解說を印刷し配布す

招待範圍　大禮參列員

第一節　本市奉祝事務局打合せ事項

方法　正廳に御眞影を安置し奉拜し萬歳を三唱し終つて議員控室にて立食を採り祝杯を擧ぐ

參列範圍　一、市役所吏員　　一、市會議員

一、市有功者　　一、市篤志者

一、罹災墳墓補基金委員

一、養老盃傳達式

上京　待賢、龍池、嘉樂、室町、第一錦林

總數　一、二三一　最年長者　九十八歳

下京　彌榮、堀川高女、平安學、皆山

總數　一、三〇一　最年長者　百八歳

一、鳴笛　撞鐘一齊萬歳三唱

方法　兩區役所に周知方を命す

一、各學區小學校奉祝式

一、提灯行列（第一回）

1參加範圍　男子中等以上の市立各學校全部及上、下京兩學區團體一六、〇〇〇人

2時刻場所　午後六時集合、六時半出發、二條離宮東及北側

3順路　二條離宮——西堀川を丸太町——堺町御門——建禮門——下立賣御門——府廳前

一、音樂會

圓山音樂堂　午後六時

海軍々樂隊

曲目

一、市、區役所奉賀名簿受付

一、音樂會

圓山音樂堂　午後六時

陸軍戸山學校軍樂隊

曲目

一、能樂招待（大禮奉祝會行事）

西本願寺、公會堂、午後一時、參列員全部及新聞記者

一、奉祝電車運轉

一、都おどり招待（大禮奉祝會行事）

四回　大饗第一日の儀參列者全部

十一月十三日（火）

大嘗祭前一日鎭魂の儀

嚴肅を要する日なるを以て諸事行はず

一、參列員大禮博案内（大禮博行事）

自午前八時至午後九時　東、西、南會場

東、西會場の貴賓館にて茶菓を饗し鳥瞰圖印刷物を贈呈す

十一月十四日（水）

十一月十五日（木）

大嘗祭當日神宮に奉幣の儀

大嘗祭當日皇靈殿神殿に奉幣の儀

大嘗祭當日賢所大御饌供進の儀

大嘗宮の儀（悠紀殿供饌の儀）（主基殿供饌の儀）

一、鄕村社へ供進使參向

鄕社　九社　　供進使　助役

指定村社　二十社　　供進使　兩區長

一、煙火打揚（十五日）

出雲路橋と中加茂橋との間　　五〇發

一、奉祝大運動會（十五日）

秩父宮兩殿下台臨

時　間　午後一時開始

場　所　京都植物園運動場

參加範圍　小學校、男女中等學校、市聯合青年團

案內先　文部省、府廳、市の各關係者約二千人、其の他一般

一、提燈行列（第二回）（十五日）

參加範圍　男女中等學校生徒（但し運動會參加生徒を除く）上下學區團體全部　一一、五〇〇人

時間場所　午後六時集合、六時半出發、圓山公園集合

順　路　圓山公園——東山通——丸太町通——堺町御門——建禮門——出水切通——烏丸通にて解散

一、參列員大禮博案內（大禮博行事）

自午前八時至午後九時

東、西、南會場

東、西會場內貴賓館にて茶菓を饗し鳥瞰圖印刷物を贈呈す

十一月十六日（金）

卽位禮及大嘗祭後大饗第一日の儀

一、煙火打揚

場　所　加茂川七條磧

一商敷地

出雲路橋下　　各一〇〇發

一、提燈行列（第二回）

午後六時集合、六時半出發

第一班

集合地　平安神宮前廣場

順　路　平安神宮——秩父宮殿下御旅館——久邇宮殿下御旅館——外國使臣旅館（都ホテル）——朝香宮殿下御旅館——圓山公園——高松宮殿下御旅館——東山松原にて解散

第二班

集合地　二條離宮東側

順　路　二條離宮——梨本宮殿下御旅館——閑院宮殿下御旅館——李王殿下御旅館——外國使臣旅館（京都ホテル）——市役所前より寺町に出で解散

第三班

集合地　東本願寺前

順　路　東本願寺——東久邇宮殿下御旅館——伏見宮殿下御旅館——李鍋公殿下御旅館——賀陽宮殿下御旅館——師團街道に出で解散

一、奉祝電車運轉

一、旗　行　列（第一回）

參加範圍　市內各小學校（六學年以上）

市立高等女學校全部

集合場所　平安神宮前廣場（東班）

二條離宮東側（西班）

時　刻　午後二時集合

午後二時三十分出發

順　路　東班　平安神宮——公會堂前——東山二條——丸太町を西——堺町御門——建禮門前第二大通に於て西班と合す

西班　二條離宮前——丸太町を東——堺町御門より入り建禮門前第二大通に於て東班と合す

十一月十七日（土）

卽位禮及大嘗祭後大饗第二日の儀

卽位禮及大嘗祭後大饗夜宴の儀

一、煙火打揚

場　所　前に同じ各一〇〇發

一、仕掛花火

場　所　團栗松原間

出雲路俵町、加茂川磧

自午後七時半至午後八時半

一、音樂會

圓山音樂堂　午後二時　大阪音樂學校團

一、奉祝電車運轉

十一月十八日（日）

一、市內各神社大典奉祝祭

官幣社には市長代理として書記を參拜せしむ

一、煙火打揚

場　所　出雲路橋と中加茂橋との間　三〇〇發

一、奉祝電車運轉

一、參列員園遊會

第一節　本市奉祝事務局打合せ事項

京都植物園　午前十一時三十分

招待者　大禮參拜員全部

一、同　晩餐會

公會堂　午後六時半

皇族殿下の台臨を仰ぐ

親任官以上　三百人招待の豫定

別室に於て主人側として市會議員陪食す

十一月十九日（月）

一、奉　送

伊勢大廟に御參拜

一、煙火打揚

場　所　加茂川七條磧

出雲路橋下　　各一〇〇發

一商敷地

加茂川七條磧　　二一發

十一月二十日（火）

卽位禮及大嘗祭後神宮に親謁の儀

一、旗　行　列（第二回）

參加範圍　市內各小學校（五學年以上）

市內高等女學校生徒全部

集合場所　建禮門前第二大通り

集合時刻　午後一時三十分（同四十分より行事）

一、提燈行列（第四回）

參加範圍　男子中等以上各學校生徒全部

裝飾せる四條大橋

行幸御道筋（烏丸通）

上下兩學區團體全部

集合及出發時刻　午後六時集合——午後六時半出發

第一班　二條離宮東側集合

順路　二條離宮——大宮通南下——四條大宮——圓山公園にて萬歲三唱解散

第二班　圓山公園集合

順路　圓山公園——智恩院山門——平安神宮——武德殿西橫——熊野神社前——丸太町千本にて解散

一、仕掛煙火　十七日に同じ

十一月二十一日（水）

卽位禮及大嘗祭後神宮に親謁の儀

一、音樂會

市公會堂　午後六時三十分

和樂（筑前琵琶、舞踊、長唄、清元、三曲合奏）

一、市有功者

一、市功勞者表彰式

市公會堂　午前十時　被表彰者數　三二一

招待範圍　市會議員　有功者

篤志者　市局、部、課、辭長

罹災墳補基金委員　公同正副幹事

衞生正副幹事　學務委員幹事

市學務委員　市立中等學校長

知事及四部長　市政記者

商工會議所會頭、副會頭

十一月二十二日（木）

一、奉迎

一、市祝賀會

午後二時　京都植物園

園遊會

招待者　市會議員　有功者

篤志者　罹災墳補基金委員

市部選出貴衆兩議員　市部選出府會議員

公同幹事　公同副幹事

衞生幹事　衞生副幹事

公同組長　衞生組長

學區會正副議長　學區會議員

市學務委員　學區學務委員

在鄉軍人分會長　青年團長

市立學校長　市內主なる官公衞長

消防組頭　市政記者

新聞社長支局長　隣接町村長

奉祝會千圓以上の寄附者　大禮奉祝事務局員（市吏員）

一、煙火打揚

十九日に同じ

一、奉祝電車運轉

一、仕掛煙火

二十日に同じ

（舍　廳　市）　景　　夜

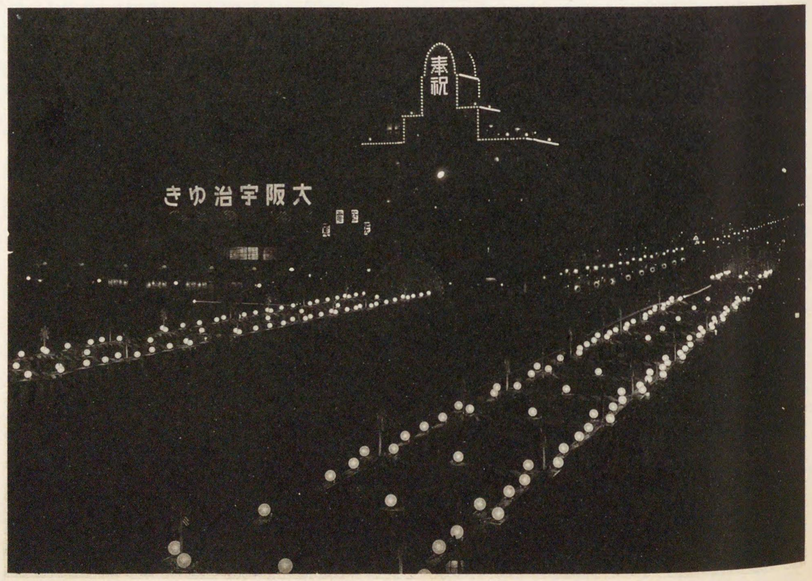

（橋　大　條　四）　上　　同

（京都驛前）　夜景

（橋町太丸）　上同

一、奉　送　迎
一、煙　火　打　揚
　場　所　加茂川七條磧　四二發
一、會員祝賀會（大禮奉祝會行事）　植物園

十一月二十四日（土）

即位禮及大嘗祭後仁孝天皇山陵、孝明天皇山陵に親謁の儀

一、奉　送　迎
一、煙　火　打　揚
　二十三日に同じ

十一月二十五日（日）

即位禮及大嘗祭後明治天皇山陵親謁の儀

一、奉　送　迎
一、煙　火　打　上
　場　所　前日に同じ
一、奉祝電車運轉

十一月二十六日（月）

東京に還幸の儀（京都御發輦）

一、奉　送
　七日と同じ
一、煙　火　打　揚
　場　所　加茂川七條磧　各一〇一發
　一商敷地
　出雲路橋下

其五

大禮に關する施設事業計畫

種目	事業種類	實施計畫	準備過程	擔當部係
（第三十六款　大禮ニ關スル施設事業諸費　本年度出額） （第一項　土木費　本年度支出額） 一、路面鋪裝費	烏丸通（自鹽小路至丸太町）路面鋪裝費	車道「アーレナイトピチユーリシツク、アスファルトコンクリート」鋪裝 歩道「コンクリートブロツク」鋪裝 延長　一千八百二十三間 道路幅員　十五間 　内　東側車道　二十七尺 　西側車道　十八尺 　歩道片側　十二尺づゝ	東側車道鹽小路より三條間終了 東側車道鹽小路より松原間終了 西側車道東本願寺前より綾小路間工事中 西側歩道未着手	設備部 土木係

種目	事業種類	實施計畫	準備過程	擔當部係
		豫算　四九五、二二五圓 日本石油株式會社道路部請負 完成期日　昭和三年八月末日		
	丸太町通（自烏丸至河原町）路面鋪裝費	車道「ソリデチットコンクリート一鋪裝 歩道「コンクリートブロック」鋪裝 延　長　四百七十六間 道路幅員　十二間 内　車　道　片側三間ツヽ 北側歩道　九尺 南側歩道　十一尺 豫　算　一一八、一一〇圓 日本「ソリデチツト」株式會社請負 完成期日　昭和三年八月末日	南側車道烏丸ヨリ寺町間終了 南側歩道烏丸ヨリ御幸町間終了 北側車道六月ヨリ着手 北側歩道未着手	同
	御池通（自寺町至河原町）路面鋪裝費	「トベカ式アスファルトコンクリート」鋪裝 延　長　八十間 道路幅員　八間 豫　算　六、四八九圓 日本石油株式會社道路部請負 昭和二年十二月完了	工事着手準備中六月着手	同
二、道路費	師團街道（自鹽小路至七條）道路改修費	道路延長　百四十間 幅　員　平均五間 疏水鹽小路橋架換長八間九分有效、幅員八間五分（鐵骨鐵筋「コンクリート」構造） 豫　算　七二、一〇〇圓 完成期日　昭和三年九月十五日	準備中	同
	市内各所道路修繕費	砂利道維持修繕 鹵簿御街道筋砂撒布等 豫　算　四八、九九二圓 臨時人夫採用の上直營施行 完成期日　昭和三年五月		

種目	事業種類	實施計畫	準備過程	擔當部係
三、橋梁費	堀川筋二條橋架換	橋梁四間九分 有效幅員三間三分三厘（鐵筋コンクリート構造） 豫　算　七、七五六圓 榊常吉請負 完成期日　昭和三年八月十五日	目下工事着手準備工事は六月着手	同
	鴨川筋三條大橋修築	橋長五十五間八分 有效幅員八間（橋面張換高欄修理） 豫　算　一九、七三九圓 完成期日　昭和三年八月末日	請負工事となし目下請負契約手續中六月着手	同
	鴨川筋七條大橋修築	車道鋪裝「アスファルトブロック」使用 面　坪　三百二十八坪三合四勺 豫　算　六、九九六圓 日本「アスファルト」工業所請負 完成期日　昭和三年六月二十四日	目下工事施行中 橋面は片側通行	同
	鴨川筋五條大橋修築	橋　長　三十八間一分 有功幅員　三間八分七厘（橋面張換高欄修理） 豫　算　七、五〇九圓 完成期日　昭和三年七月末日	請負工事とし目下請負契約手續中六月は着手	同
	疏水筋五條小橋修築	橋　長　八間六分 有功幅員　三間八分七厘（橋面張換高欄修理） 豫　算　一、六九〇圓 完成期日　昭和三年七月末日	同	同
	高瀬川筋御池橋架換	橋　長　四間一分 有效幅員　三間五分（鐵筋コンクリート構造） 豫　算　五、七三八圓 完成期日　昭和三年八月十五日	指名入札とし目下起工伺中	同
（第二項　衞生費　本年度支出額）				
一、屎尿淨化裝置設備費	用地買收及建築竝設備費	大禮前後四ヶ月間に於ける屎尿增量は一日平均二百八十五石の豫定を以て本計畫を樹てたり汲取りたる屎尿は增量の中、平均八十五石を市内中繼地に於て交付し殘量二百石は之を淨化處分に附すべく二百石處分の方法として計畫したる屎尿淨化裝置の新設に就いては候補地が附近の耕地に及ぼす問題として上鳥羽村との間に意見を異にし種々曲折を經たるも數次折衝の結果完全		衞生部清掃係

種目	事業種類	實施計畫	準備過程	擔當部係
		特に之が爲經費拾貳萬圓を投じて屎尿淨化裝置を建設すべく目下建築用地設計中に屬す 尙運搬車竝覆蓋等に就ては特に留意し體裁良きものを新調し面目の一新を計らんとす		
二、傳染病豫防費				
	檢病調査費	防疫施設の目標とする所は多々あるべきも消化器系傳染病の撲滅を以て最も緊要とせり、萬一御駐輦時の前後に於て之等傳染病の猖獗を見るがごときことあらんか誠に其影響する處思ふだに恐懼に堪へざる次第なり 然して傳染病豫防の策としては第一病原伏在所有者の隔離消毒卽患者竝病後排菌者の處置健康保菌者の檢索竝處置及一般檢病調査にして第二に病原體附着物の處置卽蠅の驅除汚染物の處置にして第三は病原體の傳播を媒介するものに對する處置第四傳染病に對する個體の免疫力の向上卽豫防注射の勵行、過飮、過食、寢冷等に對する自衞警戒第五自治的協調と衞生思想普及宣傳等にして此の方針の下に左の計畫を樹てたり	防疫上の方策に關しては特に各方面より講究を必要と認め府警察署大學醫師會、衞生組合その他衞生團體の代表者を招き防疫協議會を開催し主として消化器傳染病豫防に對する方法卽檢便調査檢病視察蠅の驅除、溝渠、井戸の消毒、水槽便所の取締、上水普及井水の使用竝に構造改善野菜洗場の改善豫防注射其の他自治的協調と衞生思想の普及等に就き協議し特に內務省防疫課長の出席を求むることを得たり 尙今後數次協議會を開き施設の講究竝各團體の協調方法に就き協議せんとす	衞生部防疫係
	保菌調査費	檢病調査の方法として戶別的調査表を作成し衞生組合に委囑して每日各戶の檢病視察を行ひ早期受診の方法を講ぜんとす 現在の傳染病發生時に於ける保菌調査の範圍を廣く行ふと共に前記の如く行幸關係所、供奉員宿舍、市場、市電、屠場從事員等に對しては清掃係竝府警察當局衞生組合と協議し傳染病早期檢索の完全を期す之に對し醫員看護婦人夫を以て組織したる調査班二班設置の見込	本調査は七月より實施の計畫を以て目下調査表の作成實行方法に對する衞生組合との打合等をなし居れり 一般に對しては七月より開始の豫定なるも特に市電公設市場等市關係の從業員に對しては從來より引續き勵行しつゝあり	同 同
	特別消毒費	仁、獻上品の檢査消毒 獻上品の檢査消毒に關しては宮內省竝府關係係員と協議し其の分擔の區分を定めらるべきも差當り市及市を通じての獻上品に對しては當係に於て檢査消毒をなすは當然のことにして之を以て豫備的消毒となすべきか或は本消毒と認むべきかに就て前記關係當局協議の上決定せんとす 檢査竝消毒の方法に關しては物品により異るも前例もあり夫々關係當局の意見を聞き萬全を期せんとす ロ、其の他の檢査消毒 行幸關係所竝供奉員の宿舍等の清潔保存については豫め豫備檢査を行ひ從事員の健康診斷、檢便調査等をなす他屋內井水溝渠便所に對し消毒を行ふ 市が分擔する區分に就ては前例により府當局と協議し決定すべきも市の奉迎會場、奉祝會場等に於ける皇族殿下の御座所、御便殿等に對しては專ら市に於て消毒その他の清潔保持に努めんとす ハ、井水、溝渠、便所消毒 井水、溝渠、便所等に對する關係消毒は前例に從ひ府大禮事務局衞生部檢査係及衞務係と第一回打合せを行ふべく準備中なり	本項に關しては近く府大禮事務局衞生部檢査係及衞務係と第一回打合せを行ふべく準備中なり	衞生部清掃係
	豫防注射及臨時種痘費	別消毒二班（一班は吏員一名消毒夫三名）を編成し活動せしむ 施行場所は發生患家の附近、不良住宅區域、御所離宮周圍の溝渠、井戸等を主なるものとす 發生患家の關係者、接客業者、奉祝係員等に對し府と協力の上腸チブス」の豫防注射を施行す、此の人員約七萬五千人の見込 尙痘瘡發生時及希望者に對しては臨時種痘を施行するものとし此人員五千人の見込 右に對し醫員三名看護婦六名を增加す	前項と同じく府大禮事務局檢診係と打合をなすべく準備中なり 一般に對しては七月より一齊施行の豫定なるも特に傳染病患者を續發したる區域に對しては所轄掃除管區と協力し溝渠の消毒的浚渫を行ひつゝあり 豫防注射に就ては近く實行方法に就き府關係當局と協議すべく打合せ中なり 臨時種痘の方法として今春以來各地に痘瘡流行し侵襲の危險に頻したるを以て客月二十八日より十月十二日に至る十五日間衞生試驗所その他三ヶ所に於て臨時種痘を開始したるが受痘希望者多く既に三萬數千人を越え尙本月十二日市內に初發患者を見たるを以て右の施行期間を延長し外に巡回種痘二十ヶ所を設け總計約十二萬五千人に對し施行の豫定を以て現に實施中なり	同 衞生部防疫係 同

種目	事業種類	實施計畫	準備過程	擔當部係
三、家畜傳染病豫防費	蠅、蚊の驅除費	傳染病の媒介物たる蠅、蚊の驅除方法として從來衞生組合竝に市が共同施行に屬する蠅取デーを本年は特に四月、五月、六月、七月、八月、九月の各十日の六回に增加し一齊乳劑の撒布を行ふ共に特にその內の二回に對しては市費を以て乳劑（三百石）を無料交付する計畫	石油乳劑の撒布に就ては衞生組合竝警察當局と協議の結果四月十日及九月十日の二回は市費施行のことに決定し各戶に對して無料配布を行ひ之が勵行に就て清潔法と同一程度に警察學區衞生組合より監視を嚴にしたるに市費配布の外に自費を以て行ふもの多く好成績を擧げたり	同
	鼠族驅除費	ペスト媒介物たる鼠族驅除に就ては現在一頭貳錢を以て鼠の買上を行ひ一日約三百五十頭を算しつゝあるが七月より十一月に至る五ケ月間は特に捕鼠を勵行しこの期間約倍數を擧げる見込	七月より增加買上の方針を以て引換券の調製其の他各種の準備をなし居れり	同
	特別給水費	傳染病の患者續發附近竝不良住宅地域に對しては努めて上水の設置を勸誘するも資力なき箇所に對しては特に特別共用給水栓百ケ所を設置し約五百戶に對して五ケ月間無料給水を施す方針なり	水道奬勵については特に各戶に注意書を交付し或は衞生組合又は警察を通じ奬勵する他先きの井水調査により分明せられたる井水使用者に對しては警告を發すべく注意書の調製中特別共用栓設置の箇所に就いては幹線の普及關係を考慮し水道課と打合せ中	同
四、塵芥燒却費	塵芥處分	（主として狂犬）豫防の方法としては府竝警察當局と協力し野犬の捕獲を勵行し同病竝に炭疽病發生時に於ては規定により市に於て人夫を置き消毒竝に運搬及標示等の事務に從事せしむるものとす	主として狂犬病豫防の方法として野犬捕獲に關し近く府當局と協議し市の擔任區分を定めんとす	同
	塵芥採集費	採集したる塵芥は從來の如く附近の假捨場に搬入するを得ざるべく且現在の市設山ノ內捨場も大禮擧行前迄に徹廢を要する必要に迫られつゝあるを以て臨時增量の分のみならず從來附近の捨場に搬入しつゝある塵芥は之を擧げて塵芥燒却場に搬入せざるべからず、仍て大禮時に於ては塵芥燒却場に對する搬入量は必然的に增加すべきを以て之が豫備操作として先般來十數度に渡り大量燒却及運搬を演習し其の都度燒却の塵芥量三萬貫以上に及び好成績を擧げたり	衞生部清掃係

五、汚物掃除費	汚物掃除費	之が處理の爲人夫六人を增員し從來の二交番制度を三交番制度とし能率の增進を圖り之に應ぜんとす		
	塵芥採集費	塵芥屎尿その他の汚物處分に關しては十一月竝其の前後四ケ月間に於ける人口增加を一日平均二十萬乃至十萬と積算したるも博覽會に於ける收入計畫との關係上之を五萬とし總ての計畫を樹てたり、然るに前回御大禮時の例に徵するも人口平均五萬の增加は甚だ過少の見積にして殊に十一月の如きは人口の增加百萬を突破するに至るべく之が處分上甚だ苦心の存する處なるも各種の實施計畫を講究中なれば最善の方途を執り萬已むを得ざる場合は經費增額の止を得ざるに至るべきか	同	
	道路掃除費	人口五萬により增量する塵芥の量は約四千二百貫に當る之に對し九月より十二月に至る四ケ月間自動車二臺馬車四臺を增設し各戶より生ずる塵芥の採集運搬に當らしむ、現在の採集馬車箱に對しては特に講究を遂げ、覆蓋牛馬叢受器等の十月迄に一齊に改造新調を遂げ、備付についても工夫を凝らし面目を一新せしむると共に使用人夫の服裝、動作、精神狀態等に就いても特に留意し萬遺憾なきを期せんとす 御道筋其の他一般街路に就いては特に平素に於て清潔保持に留意し衞生組合と協力の上一般民家の義務に屬する區域の掃除徹底を期すると共に御駐輦の十一月中本年夏期に至らば御大禮竝に博覽會開設等に關聯し各種の施設多く馬車人夫等の手不足を來すべきことを慮り例年の清潔法は五月より始めて九月末日に終るべき計畫のもとに實施し居れり期間短縮に對する對策としては各種の方法を講じ能率の增進經費の節約に努めつゝあるも其の日の排出塵芥は必ずその日に採集搬出すべきことに督勵しつゝあり、爲に最終積込は每夜十時を過ぐるを例とせり、增設自動車に對しては既に要求濟なれば六月中には納入の運びに至るべく供給馬車の改造叢受器の使用等に就ては特に契約條項に加へ之が實行を嚴に督勵しつゝあり、大禮の關係により山ノ內捨場廢止後に於ける對策に關しては府衞生課竝に所管警察署と數次協議を遂げ適當の場所に於ける捨場候補地を物色し居れり 御大禮時に於ける御道筋その他の清潔保持に就いては特に注意を要するを以て各般の施設に對して愼重講究を怠らず每月一回掃除管區	同	

種目	事業種類	實施計畫	準備過程	擔當部係
	河川掃除費	は現在常置の道路掃除人六人は特に御所周園附近に配置し且新に人夫五十人を增員し五人（附車一臺）を以て一班とし十班を組織し烏丸通に二班丸太町通四條通今出川通河原町通七條通離宮周園及東山岡崎方面に各一班を配置する他特に移動班として一班を編成する方針なり作業の監督については新設の特別（監督一名掃除巡視五名）班の配下に屬せしめ常に警衞本部と連絡をとり撒水作用と連絡して作業を進むる方針なり		
		例年人夫四名を置き堀川高瀨川及鴨川支流の掃除をなしてより草木の芟除に止らず塵芥汚泥の除去に努め且昨年失業救濟事業の一部として大々的に河川掃除を實施してより一兩年以前の濁水沈積の鴨川に比し面目を一新したるも尙本年は特に鴨川に流入する諸川の掃除に努め太田川、一乘寺川、月輪川及泉川等擔任の河川人夫を特に增設し本流に流下するに至る迄に引揚ぐる方法を講じ且塵芥投棄防止の方法としては常に警察署衞生組合と聯繫を取り違反者に對する夜間檢索、禁札の建札、注意書の配布、野菜洗場取締等により成績を擧げつゝあり尙本年末迄には一乘寺川、太田川、泉川、月輪川の流入點に塵芥止を設置し流下を防ぐべく目下工事設計中に屬す	長を招集して監督會議を開き採集の方法運搬車の構造街厠の樣式容器の改善人夫歩增給制度の改正自動車の能率增進方法等に就き研究し着々改善を計り居れり尙一般市民に對しては或は注意書を配布し或は衞生組合警察署等を通じ清潔保持に付注意を喚起し居れり	同
	溝渠浚渫費	現在市内に於ける市設公共便所は百十九箇所にして移轉又は改築の要に迫られたるもの多し仍て大禮準備として內三十箇所の改築を行ひ且五十箇所に對して相當修繕を施さんとす尙位置の整理に就いても相當の考慮を拂ひ面目を一新せんとす	街厠の改築竝に移動整理に就いては既に下調を了したるを以て先づ移轉を要せざるもの十箇所につき近く着工の運に至らんとす然して改築便所中一箇所は水洗便所式構造とし外人專用の便所をも併設せん計畫の下に地	同
	街厠改築竝掃除費			

	溝渠浚渫費	せんとす便壺は從來に比し之を擴大し且各種の新式を採用し體裁と屎尿の停滯除去に努めんとす便所の淸潔保持に就ては現在專屬掃除夫七人の外に九月より十二月に至る四ヶ月間人夫十名を增員し掃除と防臭消毒等に當らしめんとす尙御大禮時に於ては大衆群集の箇所に移動式假便所約三十ヶ所を臨設せんとす	
	屎尿汲取費	現在市内に於ける公共溝渠の總延長は五十三萬間にして之を一回當り徹底的に浚渫せんには年額約貳拾萬圓を要する計算なり之に對し例年年度豫算に於ては貳萬乃至參萬圓を豫算に計上し極めて普遍的に廣く全市に渡り應急的浚渫を施すに過ぎず、大正十四年度よりは失業救濟事業の一部として毎年冬期溝渠浚渫を行ふことゝなり平時に於て手の屆かざる廣深なる溝渠暗渠等に對しても御大禮時に於ては大衆群集の箇所に移動式假便所約三十ヶ所を臨設せんとす	
	溝渠浚渫費	現在市内に於ける公共溝渠の總延長は五十三萬間にして之を一回當り徹底的に浚渫せんには年額約貳拾萬圓を要する計算なり之に對し例年年度豫算に於ては貳萬乃至參萬圓を豫算に計上し極めて普遍的に廣く全市に渡り應急的浚渫を施すに過ぎず、大正十四年度よりは失業救濟事業の一部として毎年冬期溝渠浚渫を行ふことゝなり平時に於て手の屆かざる廣深なる溝渠暗渠等に對しても御大禮時に於ては大衆群集の箇所に移動式假便所約三十ヶ所を臨設せんとす	
	屎尿汲取費	人口五萬增加によつて增量する屎尿量は一日約二百八十五石にして之に對し前後四ヶ月間、雇四人汲取人夫八十人雜役夫十二人、自動車運轉手助手各二人を增員し且自動車二臺肩曳車百臺桶七千個等を增設し普通豫算三百五十石の能率を加へて六百三十五石とし一般の依賴に應じて汲取處理せんとす汲取りたる屎尿は增量の中平均八十五石を市内中繼地に於て交付し殘量二百石は之を淨化處分に附すべく特に之が爲經費拾貳萬圓を投じて淨化裝置を建設すべく目下建設用地設定中に屬す然れども前記の如く人口の增加は五萬に止まらざるべく地理的關係を調査し居れり尙便所の樣式、防臭裝置目隱等については多數の入洛者を控へる際として外觀實用その他總ゆる點に研究をこらしつゝあり本年より新に保健部の管轄に移りたる公園便所に就いては特に注意し便壺の改造水道の設備等着々實施しつゝあり	同
	溝渠浚渫費	溝渠の改築に關しては常に土木當局と連繫をとり着々改修を行ひつゝあり公共溝渠上の石蓋設置に就いては何れの義務に屬するか歸屬明ならざるものあるも特に衞生組合及警察署と協力し自治的に御大禮を期とし沿道の民家に於て設置せらるゝ樣倘々に懇談し好成績を擧げつゝあり尙水槽便所取締規則發布前に於ける水洗便所に對しては此際特に嚴重に取締を行ひ溝渠に放流するが如きものあるときは苛惜なく之を警察に移し處分に附し且新法令による構造樣式に改造方を申渡し相當の成績をあげつゝあり尙平時に於ては各管區に於て特に私設溝渠の浚渫奬勵に當らしめ之が汚泥の搬出等について能力の許す限り努めて助長せしめつゝあり	同

上記の如く屎尿處分に對しては最も苦心の有する處なるを以て各方面に渡り愼重の講究を怠らず、常時作業に對する能率增進方法としては努めて市内渡を增加する一面中繼所設置雜及桶不足に備へ且經費節約の方法として本月中旬より桶持牛馬車持人夫使用の方法（一日平均三十人）を講じ爲に一日三百五十石の豫算に對し四百二十石（二割增）を汲取處置せんとす尙大禮時に於ける青年團の奉仕的活動を依賴する準備調査としては客月來隣接六十三ヶ町

種目	事業種類	實施計畫	準備過程	擔當部係
七、屠場費	屠場增築及經營費	く必ず十一月の如きは現在の一日平均四千石乃至四千五百石の上に一日五千石の增量を來すに非ずやと信ぜらる前回御大禮の時に於ては當時屠尿は有價物として相當の代價をとり農家に汲取らしめつゝありしときに於てさへ府市竝農村關係當局協議の上特に市費を以て屠尿用四斗桶數千個を調製し之を農村の青年團に無料交附し且府市幹旋のもとに從來の有價汲取を無料汲取とし十月末に於て全市の便壺を空虛にする目的の下に極力汲取處置を講じたるも人口の增加竝に搬出路の制限等の爲非常の困窮を來したる苦き經驗あり 況んや現在に於ては當時と甚だ趣を異にし平時に於ても其の屠尿量四千石乃至四千五百石は附近の農村との需要關係上過剩量として其の處置に困窮しつゝある現狀なれば如何に農村の汲取奬勵を行ふも之に委すれば絕對不可能のことに屬す 卽ち臨時增加の屠尿は理論として當然市が汲取り生肥以外の方法に於て之を處分せざるべからず 今假に市が汲取るものとすれば一日汲取人夫約千人雜役夫百五十人市內運搬自動車四十臺（延二百臺）を增備せざるべからず莫大なる經費を要する計算なり 故に之が對策としては數次農村代表者と懇談を遂げ奉仕的汲取の爲農村青年團の蹶起を促すと共に營業者の汲取奬勵水槽便所の普及等を奬勵し且市の平時の汲取機關に對しても作業方法の整理運搬系統の改正等を圖り極力經費の節約と能率の增進を圖り之に應じ尙運搬者竝に覆蓋等については特に留意し體裁よきものを新調し面目を一新せんとす	屠場增築及經營費 イ、屠場の增改築に關する事項 此際屠舍の增改築竝に設備の改善を行ふ必要あるを認め牛馬屠舍及犢羊豚屠舍の新築を行ふべく新年度早々より着工の豫定なり	同	村に對し青年團の團員數、團長名、事業概要制限の有無、戶數、人口、農戶數、山林、田畑、茶園、籔地の面積及之より計算したる屠尿の需要量現在肥料購入の方法及トラック、牛車、大車、小車等の運搬力の調査等を行ひ既に完了し大體の計畫も樹立し得たるを以て近く青年團代表者府及郡當事者等を招し具體的に懇談せんとす、而して青年團の活動については前回の經驗もあり單に居村奬勵に止めず非常事變に於ける活動の如く青年團として市の何等かの囑託名義の下に統一的に活動せしめざれば效果を期せられずと信ず 尙屠尿運搬に對する道路の制限等に對して相當容器による制限の下に多少例外を認めらるゝ樣豫め府當局警察署と協議しおかんとす 一般汲取營業者の汲取奬勵については學區を區域とする定期的汲取等の方法に付市幹旋の下に極力汲取りの增大を助長すべく目下奬勵中に屬す	擔當部係
八、撒水費	撒水費	御駐輦中に於ける皇室竝各皇族殿下の御用內は前例もあり市立屠場に於て取扱の光榮に浴すべく尙入洛者の多數により屠殺數も從つて增加（平年の二割增の見込）すべきを以て雜役夫若干名を增員し屠室內外の清潔保持につとむる他特に大禮施設事業を以て屠室內外の面目を一新せんとす 尙その期間に於ける屠室の消毒服裝の改正從事員の取締等については特に宮內省大膳職技師府竝警察當局と協議し遺漏なきを講ずる外從事員の健康狀態については特に檢查の周密を忘らざる方針なり イ、御道筋の撒水 烏丸通丸太町通七條通師團街道岡崎公園その他に對しては常用の自動車馬車の他に撒水自動車二臺を增設し撒水の徹底を期せんとす、撒水回數は天候の關係を考慮し適度の方法を講ずべきも大體御通過每一時間前に於て完了する方針なり ロ、御道筋以外の撒水 街路橋梁廣場等に對しては入洛者の激增その他各種奉祝事業（奉祝會、運動會、提燈行列、踊、博覽會その他の催）の開催に伴ひ相當濃度撒水を要するを以て一般民家の撒水を督勵すると共に九月中旬より十二月中旬に至る三ヶ月間は特に現在自動車馬車の上に撒水自動車の增設を計り遺憾なきを講ぜんとす	御用內の取扱期間中に於ける屠場の取締清潔保持等については前回の例にならひ府獸醫部及大禮事務局檢查消毒係と協議し營業者側とも打合せ一定規約を定むべく目下準備調查中に屬す 尙從事員に對する保菌調查寄生蟲調查等は從來繼續的に施行し來りたるも本年は特にその範圍を廣め健康調查をなす一面臨時種痘豫防注射等を施行しつゝあり	同	增改築に對する建築課の設計も着々進捗しつゝあれば本月中に着工の運に到るべきかと信ず、而して增改築については數次府獸醫部營業者側とも數次打合せを行ひ遺漏なきを期し居れり	
九、衞生諸費	衞生思想普及及宣傳その他の諸費	イ、衞生思想の普及宣傳 衞生思想普及及宣傳については特に留意し府警察衞生組合醫師會その他各種衞生團體と協力し廣く防疫協議會をおこし注意書の配布、活動寫眞、講話會、衞生講習會等の開催により一般の衞生思想の喚起竝に普及を期せんとす	衞生思想普及及宣傳については今春來數次御大禮の衞生思想に關する注意書を發し或は活動寫眞、講話會を開き或はポスター宣傳板等により衞生思想の喚起につとめたるが特に衞生講習會開催の必要を認め三月以來三回に渡り開催し市吏員、警察官吏、衞生組合長、學校教員、青年團、處女會員その他衞生業者等の	衞生部防疫係		

種目	事業種類	實施計畫	準備過程	擔當部係
		ロ、癩患者取締 市内に浮浪する癩患者の取締については警察當局と連繫し傳遞送還の完全を期すると共に法の規定によりその一部の隔離所内の一部に付一時救護するものとす ハ、防疫事務の擴張 各種事務の增加に伴ひ防疫事務員五人を臨時增員し事務の周到を期すると共に常時の豫防消毒醫院治療等の從事機關を極力緊張せしめんとす ニ、救護に關する事項 御所内外、離宮附近、御道筋奉迎奉祝會場、提燈行列其他各種催物等多數群集の箇所には救護班を配置す配置の個所、班數等については協議の上京都府、京都市、赤十字の三部に於て分擔すべきも市よりは市の職員より成る救護班を合せ平均五班乃至六班（一班は醫員一名事務員一名看護婦二名人夫一名の豫定）を編成せんとす 救護班設置の個所は廣場、校庭等に天幕を以て設置せんとす	聽講を勸誘し講師としては府市職員大學講師及特に內務省より講師を派遣せられ相當の成績をあげつゝあり 近時好時節に向ふに際し市內各所に於て浮浪患者を認むること多きを以て之が取締に關し警察當局に紹介せんとす 救護班の配置、班數等については數次府當局と協議中なるも行還幸及諸儀式竝に奉祝事業等の日程決定に從ひ具體的に定めんとす	衞生部 救護係
（第三項　街燈費　本年度支出額）				
一、電燈設備費	水道防火栓所在標識電燈設備費	防火栓の所在を標識し他の燈火と辨別し易からしむるには特殊の設計考案によるを本旨とするにより其の形態色彩等を府消防當局と協議の上決定し更に全市に亙り標識燈の設置すべき位置を消防署當局と共に選定し然る後工事に着手せんとす	標式燈型式決定（完成期日五月末日） 實地設置場所調査（七月中旬） 工事着手（七月下旬） 電燈點火（九月末日）	電氣部 電氣係
（第四項　營繕費　本年度支出額）				
一、公會堂費	倉庫及守衞室建築及各所修繕竝設備費	工事は各細目に分たれその內既に請負契約せるもの又日下設計計畫中のものあれど共に不日設計完成せしむる豫定なり	不日工事に着手の豫定	設備部設備係
	市廳舍及市長公舍各所修繕竝電話設備その他器具設備費	イ、電氣 市廳舍屋上奉祝電飾 市廳舍屋上塔壁上に足場を組立て一字三間四方の「奉祝」電飾を四面に設け塔下部より上空に散光を配して照明せんとす 市長公舍電燈設備改良 市長公舍客館は一般的に電氣照明の改良すべき點あるにより設計立案して優良の器具を換置し照明を改善する計畫なり ロ、電話設備 大禮時に於ける電話設備に對する各局部要求を取纏め電話增設計畫を完了し設備に着手し九月中旬に開始の豫定なり	設計完成（七月末日） 工事着手（八月上旬） 同　終了（九月下旬） 改良すべき箇所は廊下全部階上食堂控室二階下控室應接室及娛樂室（八月下旬完成） 蓄電池室整理（完成期日八月中旬） 交換器蓄電池据付（九月上旬完了） 工事落成（九月中旬）	電氣部 電氣係 同

大禮に關する水利事業諸費

（第一款　大禮ニ關スル水利事業諸費）

（第一項　電線路費）

一、配電設備費	配電設備費	博覽會場建築物の配置、設計完了し會場內外の照明設計確定したる後配電線の設計計畫に移り工事を施行せんとす	設計終了　七月下旬 工事着手　八月上旬 同　終了　八月下旬	電氣部 電氣係
二、送電線改修費	烏丸線地中線電線路改修費		二年度に終了	同

大禮に關する水道事業諸費

（第一款　大禮ニ關スル水道事業諸費）

（第一項　配給水管費）

一、配水管敷設費	元刑務所跡配水管敷設費	東西に六吋鐵管一條（延長二百間） 南北に四吋鐵管三條（延長三百六十間） 右附屬防火栓十一個	四月二十六日着手 目下工事中完成期日五月五日	衞生部 水道係

種目	事業種類	實施計畫	準備過程	擔當部係
二、配水管敷設換費	一、烏丸通配水管敷設換費（自鹽小路至丸太町）	道路舖裝工事に伴ひ鐵管の一部竝に防火栓制水瓣の位置換	四月五日着手 目下工事中、完成期日八月末日	同
	二、丸太町配水管敷設換（自烏丸至河原町）	道路舖裝に伴ひ鐵管の一部竝に防火栓制水瓣の位置換	五月十日着手 目下工事中、完成期日七月末日	同
	三、堀川二條橋配水管敷設換	堀川二條橋架換に伴ひ配水管の位置換	五月十日着手豫定 完成期日八月末日	同
三、防火栓增設費	一、防火栓增設費	御所周圍一〇箇、二條離宮前一箇、府廳東及北側二箇 博覽會第一會場七箇、同第二會場八箇、市廳正門前一箇	三月十四日着手 完成三月二十八日	同
四、給水設備費	一、烏丸通給水設備（自鹽小路至丸太町）	給水裝置引込線取換	昭和二年十一月九日着手、二月二十日完了	同
	二、丸太町通給水設備費	右　同	四月十五日着手、五月二日完了	同
三、公衆共用栓設備費	公衆共用栓二十五ヶ所		六月一日着手の豫定、八月末日完成	同

大禮に關する電氣軌道事業諸費

（第一款　大禮ニ關スル電氣軌道事業諸費）

（第一項　電線路費）

一、電線改修費	烏丸線丸太町七條間電線路改修費	烏丸線丸太町七條間中央柱を撤廢し側柱に變更する工事にして既に建柱を終り土木局にて施行中の側溝工事の完了を告ぐると共に移線工事をなさんとす	六月末日完了	電氣部電氣係
	丸太町線千本間電線路改修費	丸太町線東山通内中央柱を側柱に變更する工事にして丸太町橋以東及烏丸以西は建柱を終り河原町烏丸間は軌道移設工事と北側歩道の竣工に從ひ建柱するものとし丸太町橋は認可未濟に付認可後建柱工事に着手す	烏丸通及丸太町共道路舖裝工事と連れて着工す 烏丸通　五月末日完了 丸太町通　五月末日完了	同

（第二項　軌道費）

一、軌道移設費	軌道移設費	前年度一月より進行中にして已に移設を終れり軌道中心を南方に移したる爲烏丸丸太町交叉を移動し既設線と連絡せしむ	五月末日完了	同
二、停留場舖裝費	廣軌線停留場舖裝費	昭和二年度に於て豫定の百五十箇所中その半數たる七十五箇所の工事を終り本年度に於ては殘部七十五箇所の停留場舖裝をなさんとす	八月末日完了	同
三、軌道砂利撒布費	軌道砂利撒布費	十月初旬白砂を本願寺境内沿道小學校構内等適當の空地に叺入の儘分割配置し行幸當日前道路上適當の間隔に右叺を配列し當日該道路の交通を遮斷したる後全線に配置せる工夫をして一齊に白砂を撒布するものとす 撒布せられたる白砂は行幸後直に掃除し之を叺に入れ適當の場所に搬送するものとす	白砂は可成多量を疏水に於て採取せしむる方針なるも定量の一少部にすぎざるを以て大部は滋賀縣地方より購入の豫定なり、白砂撒布幅員及厚さに關しては適當の時期に西園寺主馬頭に伺ひの上決定するものとす	同

（第三項　車輛費）

一、車輛購入費	車輛購入費	昭和二年度單車十八臺 同　三年度十二臺購入の計畫なり	九月末日完了	同

（第四項　雜支出）

一、雜　出	電柱裝飾費	行幸道路の電柱裝飾は奉祝會にて計畫中の行幸道路裝飾と關聯せるを以て設備部と協議の上基礎案を作製し關係方面の諒解を得たる上原案を確定し九月末迄に工事の完成を期せんとす 行幸道路の電飾照明方法に關しては照明學會關西支部に委囑し共同調査をなし優秀なる考案を求めんとす	街道裝飾及電飾の骨子となるべき支持方法を研究、六月末日確定す 裝飾電飾の意匠使用材料工事方法を確定す 七月末日完了	同
	花電車屋臺電車	花電車は廣軌十臺を九月中旬迄に壬生工場に於て飾付け十月中旬適當の日を選び市内を運轉せしめ十一月十二月には裝飾を更新して同樣運轉するものとす	大禮博開會當日より大禮式場拜觀期間中式日紋日、催物日に運轉す、其の日割は市奉祝計畫と博覽會計畫の確定したる後決定するもの	同

種目	事業種類	實施計畫	準備過程	擔當部係
	橋梁裝飾費	屋臺電車は狹軌電車を改造して使用するものとし廣軌五臺の飾付は十一月中適當の日を選び運轉する計畫なり、屋臺電車は一回飾替をなす		
		丸太町橋、四條橋及七條橋の裝飾電飾に關するものにして各橋梁共兩袂に奉祝門を設置し歩道上に棚飾を作り奉祝門、棚飾及橋梁側面に電飾をなす計畫なり、右の內四條橋は京阪電車停留所の裝飾電車と關聯せるをもつて會社と協議和調を計らんとす	基礎調査を取纏む完了は六月末日 裝飾、電飾の意匠、使用材料工事方法を七月末日確定す	同
	宣傳廣告	一部は博覽會事務局宣傳部と協力し共通の宣傳方針を執り他の一般は京都を中心とする他の交通機關と聯合宣傳をなし殘部は市電單獨の宣傳廣告をなすものとす	案內標、交通俯瞰圖を京都驛前及三會場前に建設す、一臺百五拾圓、七月末日完了 博覽會宣傳部と共通宣傳六月末日施行、經費約千圓 他の交通機關と聯合宣傳、七月末頃施行、施行費約九百圓 電車內吊下廣告九月末施行、經費一回五拾圓、十回	同 運輸係

特別會計水利事業經濟

（第一款　變電所費）

（第一項　變電所改修費）

一、變電所改修費	姉小路變電所改修費	姉小路變電所に千五百「キロヴォルトアンペア」の出力を有する變壓器を設置する計畫にして建築竝に電氣工作物の改修と同時に施行する豫定なり	七月中に建築物の改造を終了し電氣工作物の改修に着手十月上旬變壓器の据付を了し下旬送電開始に支障なからしむる樣落成の豫定とす	電氣部 電氣係

（第二款　軌道費）

（第一項　軌道改修費）

一、軌道改修費	各線各所軌道改修費	行幸道路軌道改修 烏丸通及丸太町軌道路面改修は敷石を取換へ練張となす計畫にして道路鋪裝工事の終りたる七月二十日より九月末日の間に施行せんとす	九月末に完了	電氣部 電氣係

第二節　新聞部の設置

本市奉祝事務局にては局內に新聞部を新設して新聞通信記者の接伴竝に市の大禮事務に關するニュース一切を取扱ふ機關としたりしが、此種の催しは他に類例乏しく新らしき試みとして大なる期待を受け部員は懸命の大活動をなしたり。

八月初旬漆葉囑託を本部員として任命し以て着々準備を進めたりしが愈々大禮月を迎へければ十一月一日市公報を以て次の如く部員を任命し同時に本市政記者十五名を委員に囑託したり。

一　部員及び委員

京都市大禮奉祝事務局委員長　安川和三郎

新聞部長事務取扱を命ず

會計係長接待部長　北崎巽

委員　長谷川喜太郎
同　長田寛三
同　八重柏正
同　久松炳
內記係　木寺基一郎
同　近藤嘉兵衛
同　吉川彌一
同　西山永之輔
同　護環
同　岡崎廣之
庶務係　森紘
同　稻垣由二郎
同　湯淺忠一
同　丹羽雅二
同　漆葉見龍
案內係　齋藤豊二
同　森護來
奉祝係　吉川孟文
奉祝係　芳賀新助

奉祝係　菱田繁一
編纂係　國島高一
同　小畑備賀九
同　奥田喜藏
同　清水瑞一郎
同　安積菅夫
同　安達披早吉
救護係　慶松彦一
清掃係　久米田修
博覽會電務係　奥村富次郎
電氣係　福本幸三郎
土木係　藤井市郎
同　山口清吉

新聞部兼務ヲ命ス

委員

大阪毎日新聞社京都支局　越智祐富
大阪朝日新聞社京都支局　西村勇次郎
大阪時事新報社京都支局　守田耕治
大阪朝報社京都支局　和田安三郎
京都日日新聞社　辻原健堂
京都日出新聞社　堀内耕作
關西毎日新聞社　坪田光藏
京都毎日新聞社　福田稔

京都日報社　棚橋慶次
京華日報社　村上忠平
近畿日日新聞社　堀義雄
新愛知新聞社　三原盤
中外通信社　鳴海喜一郎
東亞通信社　井上正之助
都通信社　大橋喬

以上部員の任命、委員囑託と同時に本廳二階の本市會第二委員室の大廣間と隣室とを全部新聞部に宛て、此處に二臺の輪轉機を据付け印刷部、發送部、應接兼庶務部とに分屬して各其の事務に當らしめ、十一月三日を初頭に朝刊夕刊號外と、殆んど晝夜を辨ぜざる忙しさを呈し廿六日東京御還幸當日を以て大成功裡に終了したり。

尚本部の活動は單に本廳内に止まらずして京都府竝に御所内の各新聞部とも連絡をとり絶えず資料の提供に努め、皇國新聞記者を通じて各地各新聞社へも報道に盡したる所尠なからず、加ふるに各新聞通信記者團の接待に當りても周到剩す處なかりしは（記者團招待會記事參照）本市最初の試みとして他に誇るべきものあるを思はしめたり。

御挨拶

（記事抜萃）

國を擧て壽ぎまつる大禮の御儀式も滯りなく御終了になりまして兩陛下には本日御機嫌麗はしく御還幸遊ばされました事は洵に御同慶に堪へない次第で御座います。

當新聞部は本月一日設置以來本市大禮奉祝事務通信のため誠心誠意微力を盡してまゐりましたが部員一同不慣れのため行屆かない點が多々あつた事と存じます、然し幸ひにして大禮使新聞係各官を始め大禮記者團員竝に謹寫團員各位の御懇篤なる御後援により大過なく任務を遂行し得ました事は私共の深く感謝して止まない處で御座います、殊に市政記者各位に於かれては當部員として日夜不斷の御指導と御援助を賜はつた事を一同深く肝に銘して忘れませぬ。

茲に京都市大禮奉祝事務局通信事務を終るに臨み一言以て御挨拶と致します。

十一月二十六日午後五時

京都市大禮奉祝事務局新聞部

26日夕

京都市大禮奉祝事務局通信（記事抜萃）

大禮の都を去るに臨みて

大禮使新聞寫眞係長
大禮使參與官　三矢宮松閣下談

御市の御大禮事務は滯りもなく本日を以て大半御終了になり、從つて過去幾旬寧日なく御奮闘になりました貴新聞部の御仕事も一段落になるこゝ謂ふこゝでありますが相當永い間晝夜兼行で御活動せられ時には號外までも發行せられて、機敏迅速に各種の事項を報道して頂いたので吾々大禮使新聞關係の者も大變便宜を得ましたこゝを感謝しますこゝ同時に大禮新聞團の諸君が貴部の敏活なる御通信を非常に喜んで居られたこゝ洩れ聞きましたが、之れは又併せて私の喜びこゝ致したいこゝ思ひます。

本日大禮の都を去るに臨みまして貴部各員に敬意を表し其の御健康を祈ります。

大禮記者團委員長の所感（記事抜萃）

大禮記者團委員長築田欽次郎氏は今二十六日夜行にて歸東することゝなつたが出發に先立ち旅館木屋町佛光寺上ル『大好』にて當新聞部員に左の如く所感を述べた。

「京都市當局の方々には大禮記者團組織當時から多大の御便宜を與へられまして實に感謝に堪へません、大禮期間中私共は晝夜を分たず活動致しましたが、此間大禮使新聞寫眞係を初め、府市兩新聞係各位の御援助に俟つ所非常に多く、殊に御市新聞部の敏活正確なる御報道に對しては私共一同深く敬意を表する次第であります、私は今晩歸へりますが今後共何分御厚宜の程お願ひします。

京都が大禮の都こして實に立派に美裝された事や市の交通機關街路其の他の整然たる狀況等も當局御苦心の程が察せられて敬服の外御座いません云々」

第三節　公同組合及衞生組合

本市には早くより各學區毎に公同組合竝に衞生組合なるもの、設あり、更に之を有機的に統制する聯合組合の組織ありて、本市自治行政の基本機關こして府市百般の施設事業に貢獻する所あり、今次の大禮

に際しては、特に奉祝警備竝に衛生施設の準備宣傳より實行方法に至るまで克く協同一致して不斷の努力を致したり、殊に各町各戸の一般奉祝事項より提燈、幕の飾付け方竝に防疫施設の宣傳及實行、自警團の組織、防火設備竝に儀式、會合、寄附金等の斡旋、本市萬般に亙れる基本調査に至るまで、殆んど該組合の努力に俟ちたるもの多く、本市奉祝施設上に貢獻する所勘からざりしなり。

殊に著しく人の目を惹きたるは、幕、提燈の飾付けより諸般に亙る一般奉祝方法にして、本市一齊に總觀の美を放ちて恰も瞬間一手に施したるやの觀あらしめ、就中中京方面の昔を偲ばす立提燈に紋章入りの幔幕を始め、之に電飾を適當にしつらへたる、松に櫻に橘を辻々に配合したる街路は、こゝにも一面の電燭を照らして晝を欺かしむるなど市内に隈なく行屆かせ、最後の奉祝踊に至るまで大禮の都として眞に落付きある體面を保ち、入洛者を驚嘆せしめたるは、偏に以上各組合の美擧に由る所多かりしを信ず。

一　本府ノ通牒

禮保第九一號

昭和三年九月十二日　　京都府警察部長

京都市長殿

御大禮奉祝催物取締方針ニ關スル件

京都市内ニ於ケル標記ノ件別紙ノ通相定メ候條御參考迄ニ及通報候也

一　催物ノ種類

一　旗行列及提燈行列ハ之ヲ認ム

一　團體名及行列指揮者ノ住所氏名

二　屆出人ニハ屆出ト同時ニ指揮者ノ着用スベキ別紙雛形ノ襷ヲ提出セシムルコト

三　第一項ノ屆出ニ依リ催物ヲ承認シタルトキハ承認證ヲ交付シ主催者ヨリ提出シタル襷裏面ニ署印ヲ押捺交付スルコト

四　催物ヲ承認シタルトキハ催物ノ種類主催者ノ住所氏名參加人員及擧行ノ日時ヲ即報スルコト

五　承認證ハ主催者ニ於テ其ノ寫ヲ作製シ各指揮者ニ携帶セシメ取締員ノ求メアリタルトキハ提示セシムルコト

四　制　限

一　催物ハ總テ午後十一時限トス

二　催物ハ團體的行動ノミヲ認メ單獨行動ハ之ヲ認メザルコト

三　自動車ニ依ル催物ハ一切之ヲ認メザルコト

四　貸座敷免許地域内ニハ催物ノ通行ヲ認メザルコト

但シ當該町主催ニ係リ指定道路ニ出ツルモノハ此ノ限ニ在ラズ

五　御所御苑内ニ於ケル屋臺ト曳行ハ之ヲ承認セザルコト

六　各種催物ノ行列ニシテ一町以上ニ渉ルモノハ之ヲ適當ニ分割シ相當ノ間隔ヲ保タシメ各列ノ前後ニハ指揮者ヲ附スルコト

七　奉祝催物ニ名ヲ藉リ諸種ノ廣告ヲ爲サントスルガ如キモノハ之ヲ認メザルコト

八　提燈行列、旗行列ノ人員ハ五十人以上トスルコト

九　各種催物ノ通行スベキ道路ハ別ニ之ヲ定ム

一〇　左ニ該當スル行爲ハ禁止スルコト

一　男子ノ女裝、女子ノ男裝、鬘、假面其ノ他卑猥ノ扮裝又ハ言行ヲ爲スコト

二　通行人ニ惡戲又ハ粗暴ノ行爲ヲ爲スコト

三　一般交通機關殊ニ電車、自動車ノ運行ニ支障ヲ生ズルガ如キ行爲ヲ爲スコト

四　電車内ニ於テ踊リ又ハ喧騒ニ渉リ其ノ他乘客ノ迷惑トナルベキ行爲ヲ爲スコト

五　戈器、兇器其ノ他危險ノ虞アル物件ヲ使用シ又ハ携帶スルコト

六　學校（授業時間中）、社寺教會（禮式中）其ノ他病院ノ附近ニ於テ喧擾ニ渉ル所業ヲ爲スコト

七　猥リニ他人ノ家宅ニ立寄リ又ハ營業ノ妨害ヲナスコト

八　泥醉シテ各種催物ニ參加スルコト

九　幼兒ヲ同伴シ屋臺ニ參加スルコト

注意事項

一　團體行動ヲ認メ單獨行動ヲ認メラレザルニ付參加者ハ所屬團體ヲ離レザル樣引率者ニ於テ特ニ注意スルコト

一　假裝又ハ廣告ニ類スル行爲ヲ爲サザルコト

一　泥醉者ヲ參加セシメザルコト

一　行進中猥リニ放歌高唱セザルコト

一　通行人ニ惡戲又ハ粗暴ノ行ヲ爲サザルコト

一　一般交通機關殊ニ電車、自動車ノ運行ニ支障ヲ生ズルガ如キ行爲ナキ樣注意スルコト

一　危險ノ虞アル物件ヲ使用シ又ハ携帶セザルコト

一　猥リニ他人ノ家宅ニ立寄リ又ハ商店等ニ迷惑ヲ及ボスガ如キコトナキ樣注意スルコト

一　行進ハ左側通行トシ歩道車道ノ區別アル道筋ハ車道ヲ行進スルコト

一　解散ノ場合ハ後次行列進行ノ道筋ヲ逆行セザルコト

提燈ノ雛形

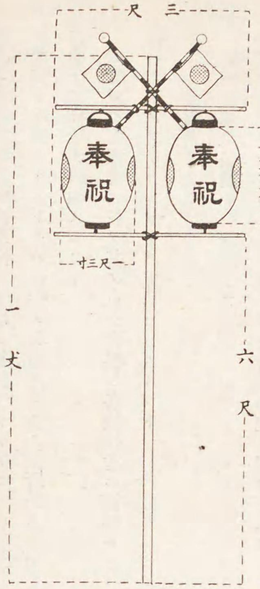

二　本市實施の狀況

昭和三年四月十六日市内一般奉祝施設準備打合の爲め、市長は市役所に上下兩區長及關係課長等の會同を求め施設上の協議をなし、結局市及奉祝會の直接施設に係る裝飾方法の具體的決定と相俟つて之れが進捗を計ることゝし、區に於ては同月十九日兩區役所に公同幹事會を開催し、奉祝方法審議の爲兩區共各十二名宛の委員を設け公同組合施行事項を左記の通り決定したり。

公同組合打合事項

一　國旗、提燈、打幕を左記の區分に依り設備すること

（一）行幸御道筋（烏丸通丸太町）

イ　各戸國旗掲揚のこと

ロ　各戸一樣に提燈立（屋根付又は傘付）を建設し提燈を掲ぐること

但し間口三間以上の家屋に在りては約三間毎に之を建設すること、高塀、空地等の場所亦同じ

ハ　各戸打幕を爲すこと（高塀空地等の場所共）打幕は奉祝幕（向ひ鳳凰、菊桐模樣、赤、白、淺黄色）を用ふること

（二）電車通に準する道路

イ　各戸國旗掲揚のこと

ロ　各戸一樣に提燈立（屋根付又は傘付）を建設し提燈を掲ぐること

但し間口三間以上の家屋に在りては約三間毎に之を建設すること

高塀、空地等の場所亦同じ

ハ　照明燈に國旗提燈掲出の設備ある道筋は各戸の掲出を略すること

ニ　各戸打幕を爲すこと（高塀、空地等の場所共）打幕は奉祝幕を用ふること

市街裝飾（中京方面）

同上

市街裝飾（祇園花見小路）

橋町太丸るせ飾裝

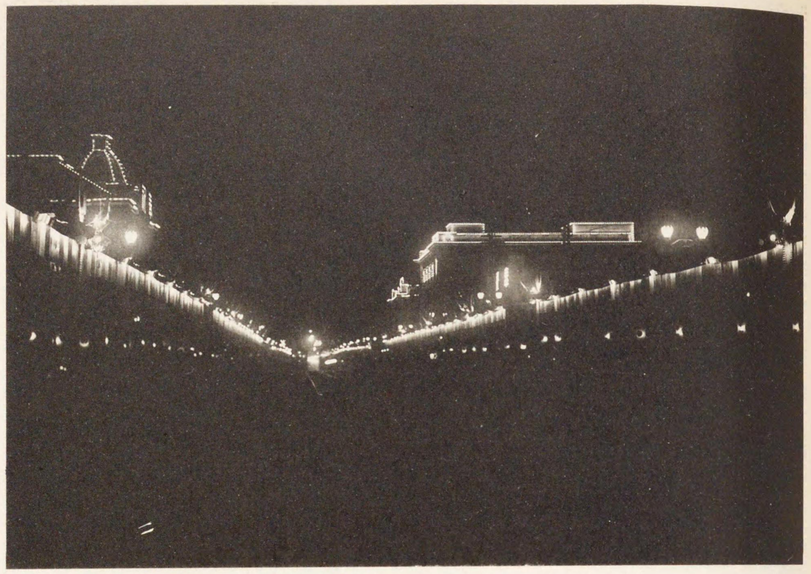

（通　丸　鳥）　景　　夜

（下段石圓祇）　上　　同

各戶用奉祝提燈雛形

各戶用奉祝幕雛形

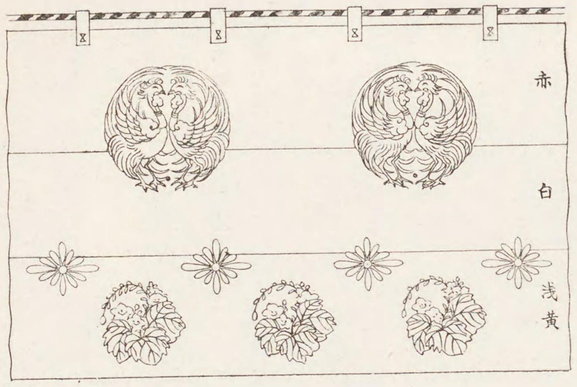

但し特別の事情ある區域は隣接學區と協議すること

(三)　其の他の道路

イ　各戶國旗揭揚のこと

ロ　各戶提燈を提燈立又は軒頭に揭ぐること

但し成るべく間口約三間毎に之を揭ぐること

ハ　表通は各戶成るべく打幕を爲すこと

打幕は有合せ品を用ふること妨なきも餘り古びたるものは之を避くること

(四)　前記の外特別裝飾は各町隨意とす

但し裝飾は總て高尙優雅を旨とし華美に失し若くは野卑に流れざる樣注意すること

(五)　御卽位式當日、大嘗祭(一日間)、大饗宴(一日間)はなるべく各戶特別裝飾を爲すこと（氏神祭禮の節と同樣に珍藏品の飾付を爲すこと）

(六)　各戶門前店頭及道路の淸掃に努め廣告看板等にして見苦しきものは撤却若くは補修すること

(七)　各學區に自身番を設け非常を警戒すること

自身番は東京御發輦より御還幸(京都御發輦)の日迄とす

二　通牒

(一)　奉祝汽笛

十一月五日京都市大禮奉祝事務局委員長より在の通牒を發したり。

來る十一月十日卽位禮當日皇禮砲第一發と同時に（紫宸殿に於ける萬歲奉唱は凡そ午後三時なるも儀式の狀況にて一二分の遲速あるやも計り難し）貴區內各工場、寺院等に於ても一齊に汽笛又は梵

鐘を鳴らし祝意を表する樣御取計相成度此段通牒に及び候也

依て翌六日兩區役所に於ては市內約一千の寺院と約五十の工場に對し之が通牒を發し以て撤底を期したり

(二)　自身番

京都府知事竝京都市長の各諭告あるや、區は直に之が印刷物を區內全戶に配布すると共に公同衞生兩組合に依賴して其の趣旨の徹底を期し、區民の自警自戒以て過失災害を未然に防がむことに努めたり

十月十一日京都府內務警察兩部長より禮保第一四五號を以て自身番設置に關し左の通牒あり

本年十一月行はせらるべき御大禮に際しては火災警防に深甚なる注意を拂はざるべからず殊に時恰も冬期に向ひ火氣の取扱ひ漸く多からんとするの際なるを以て其の警戒を一層嚴にするを要するは言を俟たず

而して火災豫防たるや一般衆庶の警火觀念の自覺と其の協力とに俟つもの多大なるが故に各町每に自身番の制度を布かしめ自衞的に火災の警防に當らしむるを最も適切なりと信ずるを以て自身番の設置竝に運用に關しては大要左記各項に準據し實施する樣致度右依命及通牒候也

追て本件に關しては所轄消防署長とも協議の上之が運用の圓滑を期せられ度

記

一般町內に於ける自身番

一　組　織

(一)　公同組合は各町每に自身番を設置し火災の豫防警戒に當ること

(二)　自身番は各戶より一名宛出務すること

(三)　自身番詰所は其の町內の適當なる箇所（成るべく手近に電話あるを便とす）に之を選定し「自身番」と表示すること

(四)　公同組合長及大禮警備委員は所轄警察署長及消防署長と聯絡を保ち各自町の自身番員の監督指揮に當ること

(五)　當務員は數名とすること

二　期間竝勤務方法

(一)　自身番は十一月三日より開始し十一月二十七日終了するものとす

(二)　自身番員は成るべく一定の腕章若くは徽章を附し提燈、拍子木等を携帶し午後六時より翌日午前六時迄其の町內を警戒すること

三　連絡共助

(一)　所轄警察署長は各町の戶數、自身番詰所（電話あるときは其の番號）及公同組合長竝大禮警備委員の住所氏名（電話あるときは其の番號）等調査を遂げ之を管轄消防署長へ通報すること

(二)　自身番員にして火災を發見したるときは之か鎭壓に努むるは勿論なるも其の內の一名は必ず最寄電話又は火災報知機等に依り最も迅速に消防署に急報するの外一面最寄巡査派出所又は警察署へ報告すること

自　身　番

夜　景（新京極）

(三) 自身番員は常に防火栓の保護に留意し火災に際し消防職員出場したるときは直に之を明示すること

(四) 各自自身番員は隣接自身番員と互に連絡を緊密にし警防上遺憾なきを期すること

四 自身番員の遵守すべき事項

(一) 自身番員は事件に遭遇したるときは臨機の措置を執ることを要するも濫に自己の職責を越え物議を惹起するが如きことなき様厳に愼むこと

(二) 自身番員は町民の安眠を妨げ其の他迷惑となるが如き所爲を爲さざる様愼むこと

(三) 自身番員は其の團體的背景を以て濫に金品を要請し又は粗暴の行爲なき様愼むこと

五 費　用

自身番の費用は必要の程度に止むること

六 其　の　他

所轄警察署長は自身番設置に關し公同組合長大禮警備委員等と協議を遂げ十月末日迄に之が設立を計ること

七 特殊營業者等の自身番

各町毎に設置ある場合と雖も劇場、興行場、宿屋、料理屋、市場、百貨店、各種集會所、歌舞練場、博覽會々場、電車々庫、多數を收容する自動車々庫、活動寫眞撮影所、學校、病院、工場、神社佛閣等の内特に必要ありと認むるものは自治的警戒に關し適當の警備員竝に消防器具を常備せしめ火災警

防に關し遺憾なきを期せしむること

本市兩區役所に於ては曩に公同常任幹事會に於て協議せられたるを以て右通牒に準據し十一月三日より各町一齊に之を開始し多きは七名乃至十名少くも三名乃至五名交替撚宵町内を巡警し熱誠其の任に當れり、而して學區に依りても或は公同組合員のみ或は公同組合、在鄉軍人會、青年團等協同之に從事し、御還幸の翌日たる十一月二十七日之を閉鎖するに至る迄前後二十有餘日其の間克く力を官憲に協せ完全に其の任務を遂行せり。

兩區役所に於ては十一月十一日の夜吏員數十名宛を區長代理として各自身番詰所に派し、從事者の勞を犒ひ兼ねて其の狀況を視察せしめたり。

因に前回大禮の際は各町自身番には一定の提燈を調製したるも、今回は之を限定せず各町の意に委して調製せしめたり。

第九章　豫　算

大禮に關する本市豫算は昭和二年八月六日の本市々會を初頭に爾後數回に亙り左記十二案として提出し夫々協賛を經るところあり、而して之等の豫算額を通計せば本市の大禮に關する施設費總額は實に八百七拾八萬五千八百七拾圓に達し、內奉祝事務局費四拾九萬壹千參拾圓を計上したり、今概要を列擧せば次の如し。

一　京都市大禮施設費收入豫算

議第百二十七號　昭和二年八月六日市會議決

一、大禮記念京都大博覽會費（三ヶ年繼續費）

豫算總額　壹、七七〇、貳壹壹圓

財　源

一、國庫補助金　八〇、〇〇〇圓

一、積立金（產業資金）繰入　壹五八、〇〇〇

一、普通經濟ヨリ繰入　壹貳壹、九參七

（積立金拾壹萬圓ヲ普通經濟ヘ運用ノ上繰入、元金利子等負擔關係上）

一、博覽會收入　壹、四壹〇、貳七四

右ハ昭和四年三月十八日議第四十九號市會議決ニヨリ更正減額トス

豫算總額　壹、七五九、參參壹圓ニ減

財　源　壹壹壹、〇五七ニ減

一、普通經濟ヨリ繰入　四五、〇〇〇新設增

一、水利事業經濟ヨリ繰入　壹、〇五七ニ減

一、電氣軌道事業經濟ヨリ繰入　貳壹〇、〇〇〇同

一、博覽會收入　壹、壹五五、貳七四ニ減

議第百三十八號　昭和二年九月十六日市會議決

二、大禮ニ關スル施設事業諸費（二ヶ年繼續費）

豫算總額　壹、四七九、八四壹圓

財　源

一、國庫補助金　貳壹〇、〇〇〇圓

一、府補助金　四、五四五

一、使用料及手數料（屠場使用料　壹六、貳九壹

屎尿汲取手數料）

一、雜收入（屎尿賣拂代）　壹、六九五

一、受益者負擔金　壹〇四、〇〇六

一、市公債收入金繰入　壹、壹四〇、〇〇〇

一、繰越金　九〇四

一、寄附金　貳、四〇〇

議第二十三號　追加更正豫算　昭和三年三月二十七日市會議決

三、大禮奉祝費ニ關スル諸費

豫算總額　四六八、八〇九圓

財　源

一、市稅充用　壹八八、八〇九圓

一、水利事業經濟ヨリ繰入　七〇、〇〇〇

一、舊ニ計上豫備費ヲ削除シタルモノ　減壹〇、〇〇〇

議第百三號　追加豫算　昭和三年七月二十八日市會議決

四、大禮ニ關スル施設事業諸費

豫算總額　壹八、參參參圓

財　源

一、國庫補助金　貳貳、貳壹壹圓

一、繰越金　貳貳、貳壹壹圓

議第百三十九號　昭和二年九月十六日市會議決

六、大禮ニ關スル水利事業諸費（二ヶ年繼續費）

豫算總額　貳參、〇六〇圓

財　源

一、繰越金　貳參、〇六〇圓

議第百四十號　昭和二年九月十六日市會議決

七、大禮ニ關スル水道事業諸費（二ヶ年繼續費）

豫算總額　貳六、〇〇貳圓

財　源

一、繰越金　貳六、〇〇貳圓

議第百四十一號　昭和二年九月十六日市會議決

八、大禮ニ關スル電氣軌道事業諸費（二ヶ年繼續費）

豫算總額　五參貳、貳九六圓

第一節　收入豫算

財　源

一、繰越金　四四、六參七圓

一、市稅充當　參四六、九六參

一、積立金運用　參〇七、五〇〇

一、受益者負擔金　四五、〇〇〇

一、土地賣拂代（京阪電鐵提供軌道用地賣拂代）　壹壹七、五〇〇

議第七十三號　昭和二年五月二十九日市會議決

九、都市計畫街路（三條通）擴築費（都計經濟）

豫算總額　七〇〇、〇〇〇圓

（豫備費　壹壹、八〇〇圓ヲ含ム）

財　源

一、受益者負擔金　四〇、貳五〇圓

一、繰越金　貳壹七、八參四

一、事業公債經濟現金運用　壹六六、九壹六

一、京阪電鐵納付金　壹七五、〇〇〇

一、寄附金　壹〇〇、〇〇〇

議第七十四號　昭和三年五月二十九日市會議決

九、三條通（東山線應天門間）道路擴築費

豫算總額　四七〇、〇〇〇圓

府費分賦額　（府大禮豫算分賦額）

豫算總額　參九壹、六〇〇圓

財　源

一、繰越金　四四、六參七圓

一、市稅充當　參四六、九六參

一、積立金運用　參〇七、五〇〇

一、受益者負擔金　四五、〇〇〇

一、土地賣拂代（京阪電鐵提供軌道用地賣拂代）　壹壹七、五〇〇

議第百二十五號　昭和三年九月十二日市會議決

一〇、河原町通（丸太町七條間）路面鋪裝費　壹八〇、〇〇〇

豫算總額

財　源

一、繰　越　金　七、參參〇圓
一、寄　附　金　六八、七五〇
一、水利事業經濟現金運用　九〇、〇〇〇
一、受益者負擔金　壹參、九貳〇

議第百三十九號　昭和三年九月十二日市會議決

一一、大禮ニ關スル電氣軌道事業諸費（追加更正）　壹五、參〇〇圓

豫算總額

財　源

一、繰　越　金　右ハ昭和三年十月六日市會議決議第百五十一號ニヨリ財源繰越金ヲ寄附金ニ更正ス

議第百四十一號　昭和三年九月十二日議決

一二、奉祝軒吊電燈委託工事費　五貳、七八〇圓

豫算總額

財　源

一、委託工事收入　五貳、〇〇〇圓
一、繰　越　金　七八〇

附記　前記豫案ハ單獨議案若ハ明確ニ財源ヲ分割シ得ルモノノミヲ掲ゲタリ

二　京都市大禮施設事業の內容及支出豫算

一、土　木　費

(一) 烏丸通（鹽小路丸太町間）、丸太町通（烏丸、河原町間）、御池通（寺町河原町間）、河原町通（丸太町七條間）ノ路面鋪裝費　八壹五、九貳四圓

(二) 三條通（東山線蹴上間）、師團街道（鹽小路丸太町間）、高野泉町地內（高野川東岸敦賀街道間）、河原町七條以南（鹽小路新高倉ニ至ル間ノ道路改修ニ依ル道路費、電線路費、軌道費等　貳、壹九壹、貳貳壹圓

(三) 鴨川筋三條大橋外五橋ノ修築及架換費　四九、四貳八圓

(四) 街燈費（奉祝電燈其ノ他防火栓標識電燈）　六八、七八〇圓

二、衞　生　費

(一) 屎尿淨化裝置設備費　壹貳壹、〇〇〇圓

(二) 傳染病豫防費（檢病保菌調查其ノ他）　貳四、貳壹〇圓

(三) 家畜傳染病豫防費　壹、〇〇〇圓

(四) 塵芥燒却及屎尿汲取費　壹〇壹、五〇貳圓

(五) 汚物掃除費（塵芥採集道路掃除等）　八六、參貳貳圓

(六) 屠場增築　貳八、七七〇圓

(七) 撒水費　壹壹、五四八圓

(八) 衞生思想普及宣傳其ノ他ノ諸費　五、八〇〇圓

三、營　繕　費

(一) 市廳舍及公會堂營繕費　八四、參四五圓

四、勸　業　費

(一) 大禮記念京都大博覽會費　壹、七七〇、貳壹壹圓

五、水　道　費

(一) 防火栓增設、給水設備、配水管敷設費　貳六、〇〇貳圓

六、電氣軌道費

(一) 車輛購入費　貳九九、〇〇〇圓

(二) 停留場鋪裝、軌道移設費　五六、七六〇圓

(三) 電柱裝飾、花電車、屋臺電車費、電氣時計設置費　壹〇參、參〇〇圓

七、記念事業費

(一) 大禮記念美術館建設費　壹、〇〇〇、〇〇〇圓

(二) 社會事業費　六〇〇、〇〇〇圓

其ノ他大禮奉祝會交付金四拾萬圓、大禮施設費府費負擔額四拾五萬七百拾七圓ニシテ、尙奉祝事業費トシテ四拾九萬千參拾圓ヲ計上シ總計八百七拾八萬五千八百七拾圓トナレリ、而シテ之ガ財源ハ國庫補助金、積立金、經濟現金ノ運用及公債收入金ヲ以テ主ナルモノトシ、其ノ他ハ繰越金及雜收入ヲ以テ之ニ充テタリ。

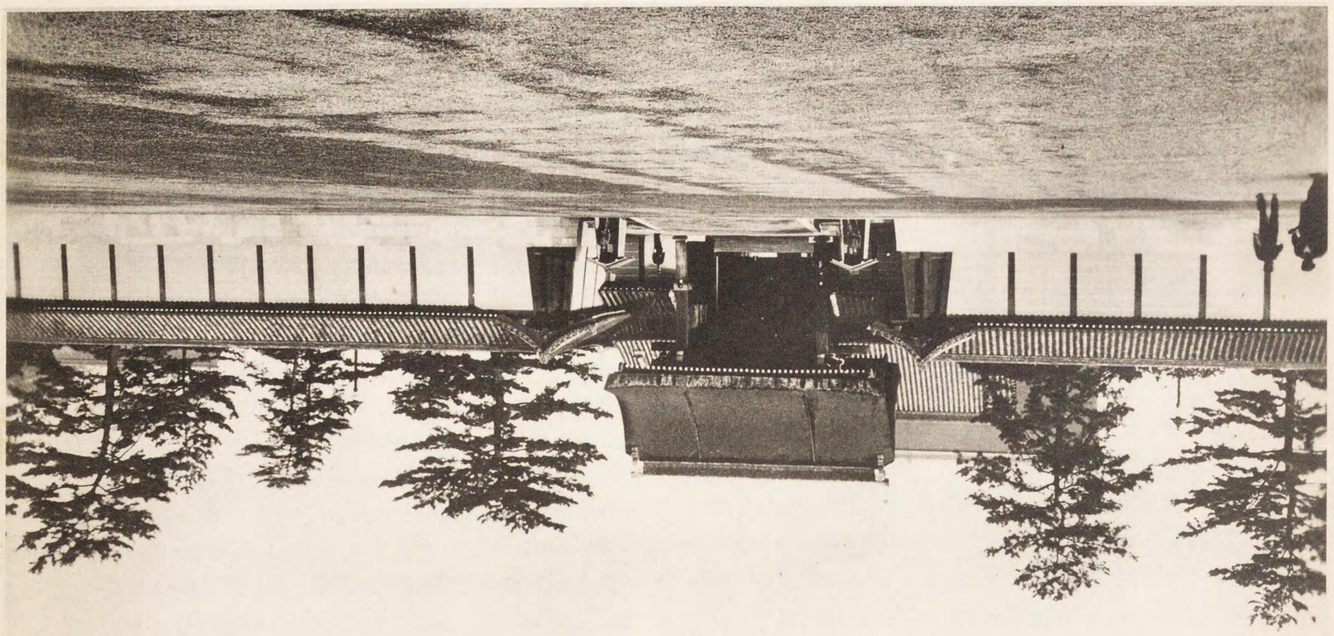

門 殿 建 宮 皇 都 京

第一章 大禮本儀

大禮前儀の行事も御滯なく訖らせ給ひ京都に行幸のことあれば、愈々爰に大禮の本儀に移らせ給ふなり洩れ拜承する所に依れば

昭和三年十一月十日、叡聖文武にまします　今上天皇陛下には此の嘉辰を以て卽位の大禮を行はせられ、上は皇祖の神靈に對へ給ひ、下は億兆の臣民に宣詔し給ふ日なり、登極令第十四條に、卽位の禮及大嘗祭は附式の定むる所に依り之を行ふ、と示させ給へり、而して附式には、賢所大前の儀と紫宸殿の儀とを規定し給へり、是れ卽位禮の二大儀にして、一は皇祖の神靈に親告し給ひ、一は臣民に宣詔し給ふなり。

第一節　御卽位禮

一　賢所大前の儀

賢所大前の儀は卽ち聖上神鏡を奉戴し給ひ、且つ御親ら皇祖の神靈に告げさせらるゝ儀にして、賢所を京都に移御し給ふや、其の齋殿たる春興殿に入らせ給ふなり。

十日朝またき、九條掌典長、本多掌典次長は諸員を指揮して、春興殿の御簾幌竝に御壁代を更め奉る、簡樸崇高なる御式場は、神世ながらの光景を偲ばれ、天祖の岩戸を開かせ給ふかと畏し、豐榮昇る朝日影を翅に宿らせたる、宮居の白鳩の舞へる、天地は瑞祥の氣に滿ちて皇居の地をかこみ、襟帶の山河は動きなき御代を守るものゝ如し。

午前八時、建禮門建春門の扉は開かる、此の莊嚴崇重なる國典に召されたる各皇族殿下を始め奉り、千官兆民外國各使節等は、刻前より引きも切らず朝集場に集まり各詰所に控へたり。九時四十分前後天皇皇后兩陛下には宜陽殿に出御遊ばされ、　聖上陛下には、御服を高倉永則子の捧げまつる束帶吊御袍に召しかへさせ給ひ、石帶の錦絲蒔繪の御太刀を佩かせられ、　皇后陛下には、菊亭章子の捧ぐる、帛の御唐衣五衣の御服を召させられ、先づ御手水の御事あり、次に御笏を執らせられて、出御の時刻を待たせ給へり。

やがて參列諸員、威儀の人々何れも襟を正して整列せば、同十時三分　陛下には中央の御座短柈の上に着御あり、內々陣の奥深く仕ふまつる大村內掌典は、白練絹を絢りたる綱を引きまゐらせて神前の御鈴を高らかに鳴らせば、　陛下は徐ろに神前に進ませられ、御拜の後玉音ほがらかに卽位の御告文をぞ奏し給ふ。次で　皇后陛下には掌典の捧げまゐらする御玉串をこらせ給ひ、大前にいこも恭しく御拜禮あらせ給ふ。つゞいて各　宮殿下御拜禮のことあれば　兩陛下には更に玉歩を更へさせられ、諸員拜禮の中に御廊下傳ひに內殿に入御あらせ給ひ、供奉の諸員は御出御の時と異ならず、神樂嚴かに饗く

中に神饌幣物を撤し、ついで御扉を閉ぢ御幌を引きまわらせて茲に大前の儀を訖らせられたり。時恰も十時五十分なりしと。

二　紫宸殿の儀

賢所大前の儀を訖はらせられたる午後二時半よりは、紫宸殿の儀を行はせ給へり、則ち　天皇は天つ日嗣の高御座に上らせ給ひて四海に君臨し給ふ旨を宣らせ給ひ、内閣總理大臣は億兆一心以て萬代不易の皇臺に盡すべきを誓ひて壽詞を奏し、萬歳を三唱する國家最高至重の御儀式なり。

此日早旦より大禮使事務官の手によりて紫宸殿は裝飾せられたり華に過ぎず簡に失せざる御飾付には仁慈にまします大御心の程ぞ畏し。

やがて午後一時四十分ごいふに、近衛儀仗兵の一隊は建禮門外及建春門外に整列し、同時に第二朝集所にありては、用意の振鈴と共に參役、參列諸員各自席に就き、禮官の誘導に從ひて順次二列靜かに紫宸殿に參進し、日華門及承明門外に竝列す。かゝる程に大禮使高等官三十人、束帶して袞衣縛の冠に闕腋縹色の袍を着け、大口、表袴、緋色の脛巾を當て、劍を帶び、平胡籙を負ひ、弓を執り、絲鞋を穿ち、承明門には、浮田、荒井、大島、青山、伏原、深尾、日華門には、長、杉田、芝、井野、吉田、中島、月華門には、加藤、坪上、木村、岩手蜂須賀、森、長華門には、富安、高田、清水、乙葉、永安門には、芳仲、西村、原、濱田、左掖門には澤、遠藤等の諸氏各參進して衞門の本位につく。

司掌司歳の本位は南庭の中央より承明門に近く、何れも衣冠束帶の上判任官十二人を率る、日華月華の兩門より參進して、左右二列に就き、威儀物捧持者は、兩面錦の袋に納めたる太刀八口を、黒の袍着けたる人々は赤色の綾の嚢に入れたる弓八張を、緋の袍着けたる人々は紫綾の嚢に入れたる壺胡籙八具を(同桙入竿を捧持せる人あり)尚縹色着けたる人々は、楯八枚を、總て四十名は各日華月華兩門より參進して南庭中央なる中錦牀の前に前列は黒袍を着て胡籙を負ひ、後列は緋の袍に壺胡籙を負ひて本位に就く。

西ごと東には各萬歳旗を前に月像纛牀、日像纛牀、一際高く大錦牀を始め、赤、白、黄、赤、紫の中小錦牀、何れも五旒垂下せるもごに威儀を整へたるさまは言はん方なく莊嚴なり。

此の時を合圖に鉦の三聲竦の三音響き渡れば、門外列立の諸員日月華門より參進す。次に第一朝集所に控へたる外國使節を始め、大勳位以下從一位以上の優遇者は、夫人を伴ひつゝ、順次渡上東西廂に參進し、式部長官は、各式部官を扈へて南廂の本位に就き、近衞大禮使長官は關屋、鳩山兩次官を從へて其の上位に就く、田中總理大臣は一木宮相ごと共に其の上位に就く、やがて各　宮殿下は高御座の御前東手の椅子に倚らせらる。

かゝる程に　陛下出御の時は來りぬ。加藤式部官北廂簀子に立ちて警蹕を唱ふるや、殿庭水を打てるが如く靜肅、二千有餘の大衆一齊に呼吸を呑んで肅然襟を正す、これより先賢所大前の儀をすませ給ひし　聖上陛下には暫しの御休憩もあらせ給はず山科言綏子竝に廿露寺侍從の奉仕にて大前の儀ごと同じ黄櫨染の色桐竹鳳凰の御袍次の神々しき御袍の御束帶に立纓の御冠を戴かせ給ひ特に御劍を佩かせ給はす

御靜かに學問所を出御あらせ給ひ、牧野本多侍從其の後に候ひ水下侍從御笏を捧持し廿露寺侍從其の後に仕へ牧野内大臣珍田侍從長、奈良侍從武官長、今村、川岸、瀬川、由ノ内、蓮沼、佳山、矢野の各侍從侍從武官扈從し十八間御廊下まで敷き參らせたる白布の筵道に玉歩を運ばせ給ひ、紫宸殿を東北隅の御簀子に出でさせ給ひたる上北廂の中央より殿に入らせられ、諸員最敬禮の裡に高御座の北階より昇御し給へり。

紫宸殿の儀

庭上參役者配置およびに田中首相萬歳奉唱の順序

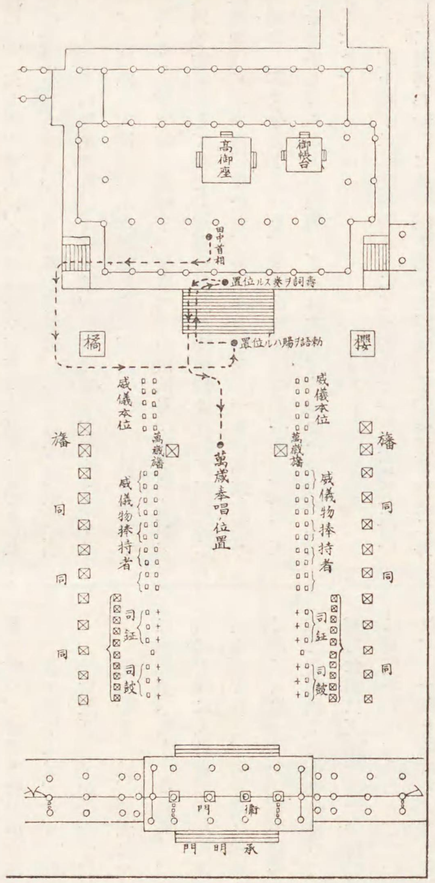

二時四十五分黒田、野口兩侍從高御座の左右より分れ、東西兩階より壇上に昇りて深紫色濃き御帳を褰げ奉る此の時　聖上陛下には御椅子を離れ給ひて、御笏を端して立御ましまし、時を同うして山岡、萬里小路兩女官御帳臺の左右兩側に進み出で、東階ごと西階より壇上に上り、左右兩面の御帳を褰げ奉るこごと高御座のそれごと同うすれば　皇后陛下には御檜扇を執らせ給ひて立御し給ふ。參列の諸員は、褰帳の間より拜し奉る御袍の色も神々しく齊しく神威の嚴に打たれて暫しが程は、首を上げ得る者もなく、恭しく敬禮の誠を致すのみなり。此の時束帶嚴めしき田中内閣總理大臣初めて蹕を西階に向け、階を下りて南面し蘇牆の西手を過ぎて左折し、尚北行して南庭階下に北面して立つや、鉦一聲の音響きて諸員最敬禮の裡に牧野内大臣が恐懼して捧げ奉れる勅語を御手にごらせ給ひ玉音

へり。

聖上高御座に昇御し給ふや、やがて　皇后陛下には御五衣御唐衣御裳の御盛裝目もさむるばかりきらびやかに、御すべらかしの、御髪に平額に御釵子を立てさせ給ひ、御雅やかに御歩みを運ばせ給ひ、岡本侍從、津軽、高木兩女官御先導申上げ油小路、北村兩女官御裾に仕

朗かに臣民に宣らせ給へり。

南階の下に勅語を拜受せる田中總理大臣、鞠躬如として南階を昇り南榮の下帽額の錦繡秋光に映ゆるあたりに立ち、虔み畏みて壽詞を奏し奉る。

右奏し終つて南階を下る。午後三時に滿たざること僅かに兩三分、庭上を南に返したる田中首相は、稜威に輝く左右萬歲旛間に至りて直立し滿腔の赤誠を籠めて眞心からなる大音聲に「天皇陛下萬歲」を唱ふれば、殿上庭上に參列せる二千餘名は、中外遠近の別なく等しく之に唱和し、三度總理大臣の唱ふる萬歲の聲に諸員唱和す。時十一月十日午後三時、この聲天地に震撼す。皇宮門外の儀仗兵が吹奏する君ケ代の喇叭の音嘹喨として起こり、百一發の皇禮砲殷々として轟くころ、建禮門外咫尺の京洛の都民普天の下率土の濱、一齊に萬歲を嵩呼して、昭和の大御代を壽ぎまつり、寺院の梵鐘、汽車汽船の汽笛、工場の笛凡そ聲あり音あるもの應鳴せざるはなく、その聲いかでか九天に通ぜざるべき。

畏くも　聖上陛下には立御のまゝにて萬歲の嵩呼を受けさせ給ひし上御椅子に着御し給ひたり。田中總理大臣は、南庭を過ぎ西階に昇りて本位に復すれば、侍從の發する警蹕に諸員最敬禮　兩陛下には天顏いとも麗はしく出御御同樣の御供奉にて入御遊ばされたり。

更に鉦皷を打つこと三下盛儀の終りを告げ、參列の諸員今日の榮光を歡喜しつゝ順次退下したりしは正に三時二十分頃なりき。

三　即位禮後御神樂の儀

賢所に御神樂の儀を行はせ給ふは、其の由來頗る遠くして畏し。御即位の禮を御滯なく訖らせ給ひし翌十一日　聖上陛下にはこれを皇祖の御靈に告げさせ給ひ、冥護を申謝し給ふ嚴かなる御儀なり。此の日午後二時春興殿大前の裝飾あり、同三時半所役の人々、參列の各員おの〳〵其の本位に就けば、樂師神樂歌を奏し、掌典恭しく內陣の御扉を開き、神饌幣物を獻じ掌典長祝詞を奏す。

聖上陛下には、やがて供奉の諸員を從へさせられて御渡御あり、皇后陛下つゞかせ給ひ、皇族各殿下を其の後に從はせらる。

聖上陛下には、御玉串をさゝせられて御拜御告文を奏し給ふ。次に　皇后陛下の御拜あり、皇族各殿下の御拜滯なく了れば、諸員最敬禮の裡に入御遊ばされ、後諸員も一齊に拜禮して退下す。時は午後五時頃なりき、次で當日御神樂奉仕の諸員より祕曲を奏し、御儀の全く終らせ給ふは十二日午前一時にも及ぶこや拜聞す。

この御儀は天祖天の岩戸にかくれさせ給ひし時、天鈿女命佳曲を演じてために天慮を啓かせ給ひしこそ申すに始まり、奈良朝以來は臨時に神宴を行はせらるゝごとに淸暑堂にて御神樂のことありしこ傳へられ、一條天皇以來は內侍所の庭にて隔年十二月之を行はせられ、

白河天皇の承保年間よりは每年行ふことに定められしこいふ。近世中絕したりしが明治の聖世に之を復興遊ばされ、永く後代に範を示され給ひしなり。昔は神代の故態により笛こ和琴に限られたるを、淸和の帝神樂歌を選定し給ひ歷朝倭歌こ共に之を神事に奏し、醍醐天皇勅して神樂譜を定めさせられ歌章を三十八章こさせ給へり。今に傳はるもの即ちこれなりこぞ。

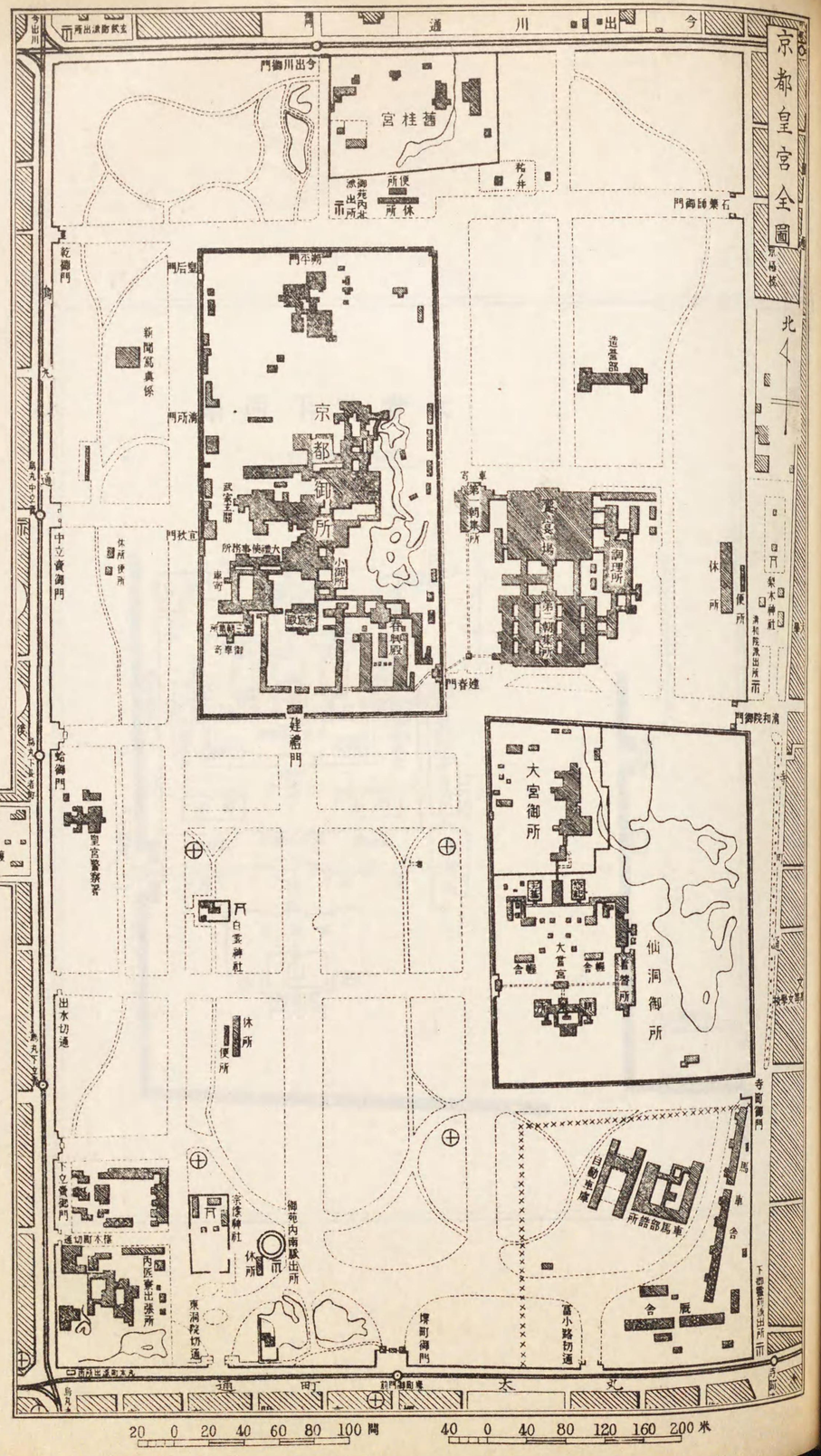

大嘗宮平面圖

縮尺二千四百分ノ一

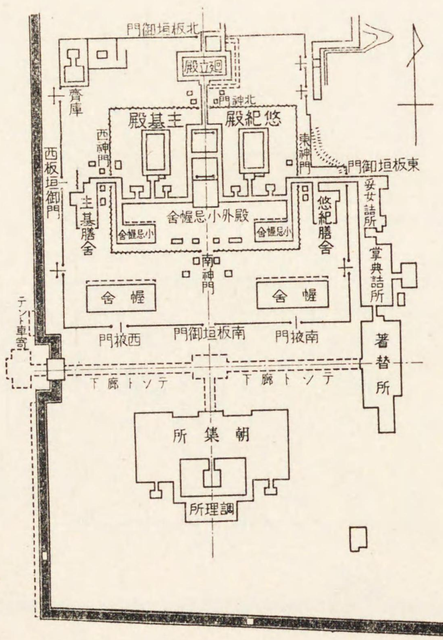

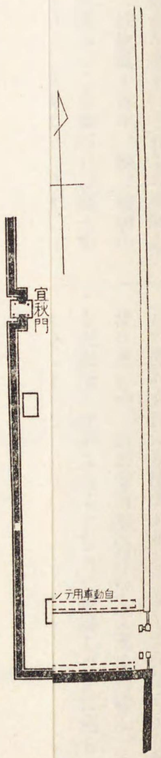

大嘗宮平面圖

縮尺二千四百分ノ一

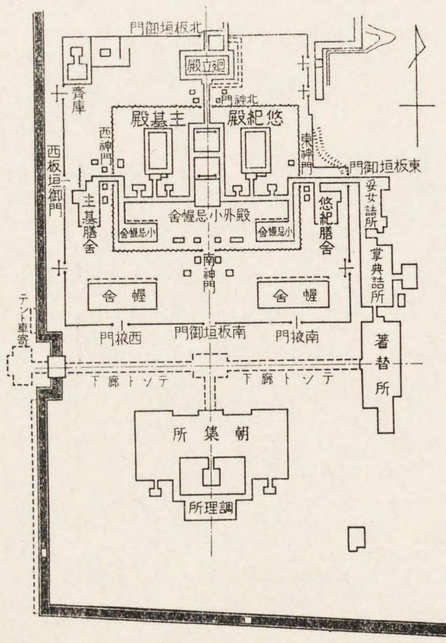

春興殿紫宸殿饗宴場平面圖

縮尺二千四百分ノ一

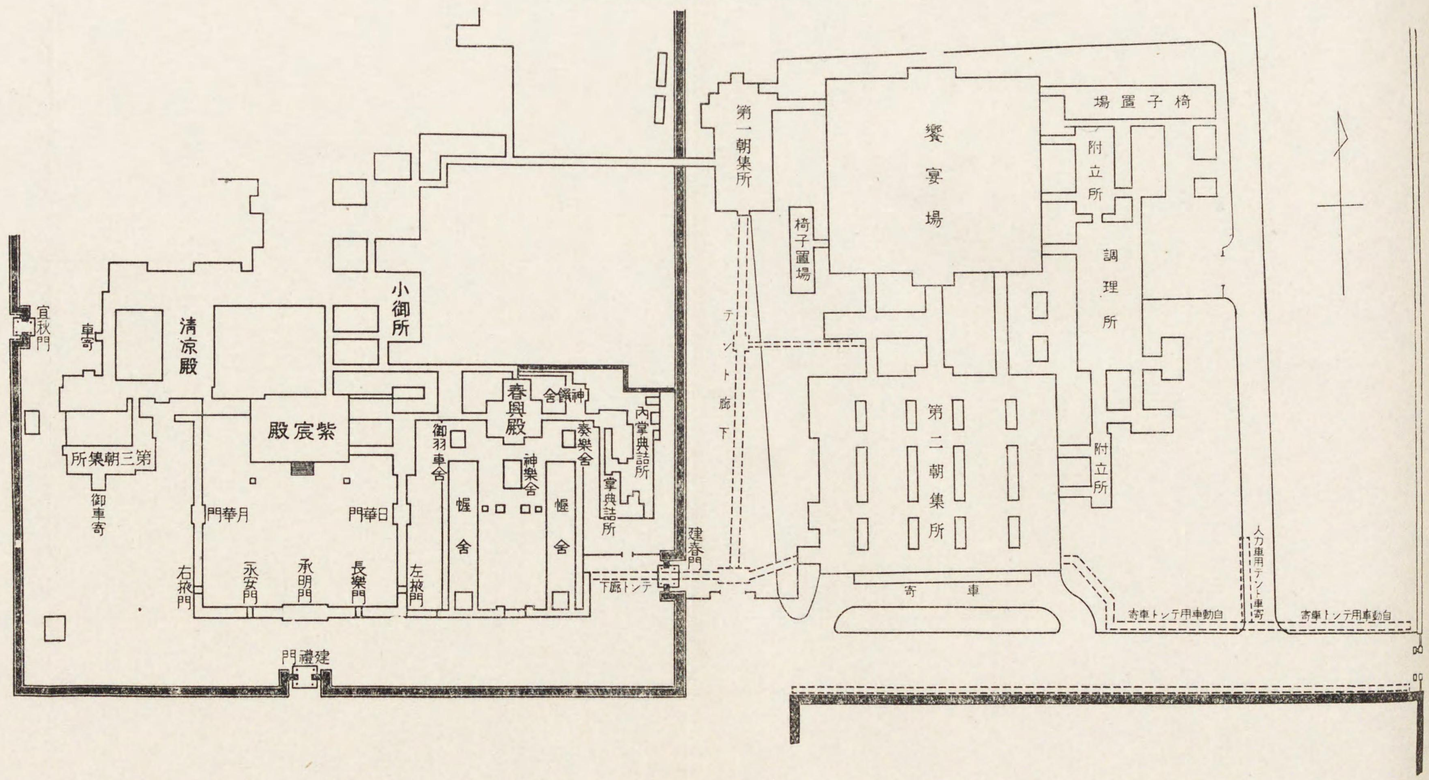

御神樂の數々は、夜更くるまで行はせらるゝなり。

先づ、榊を立て、御神樂の庭燎あり、次に神樂笛の所作人座席につき、篳篥、和琴の所作人座次につき庭燎の曲を奏す。これより樂師左右に分れて正殿に向ひ阿知女の作法あり、採物歌十首中、榊、韓神の二曲を奏するほどに、人長立ちて緩やかに舞ふ。この曲終れば樂人等は立つ。次は「宮人」の祕曲を奏するなるが、この歌は一子相傳にして持明院、綾小路兩家に傳はり、昔は四邊人を遠ざけたる程にて、伊勢正遷宮ミ賢所の御神樂の外にはたえて歌ふ事なしミ云ふ。祕曲の吹奏了れば、樂人再び舊位に就き雜歌を奏し、人長再び舞ひて餘韻長く闇に消ゆるまゝに御神樂の儀を了らせ給ふなり。

第二節　大嘗祭

一　御禊の儀と大祓の儀

大嘗祭の御儀に先立ち、登極令には示されざるも、天祀の潔齋を旨こし給ひ、畏くも　聖上陛下には古への豐の御禊、河原の御禊に倣はせられ、

大嘗祭前二日御禊の儀（京都皇居內小御所にて）

大嘗祭前二日大祓の儀（京都皇居內承明門外にて）

次いで大嘗祭前一日鎭魂の儀を行はせらるゝなり。

尙ほ十二日の御禊、御祓御終了後、御祓物を宇治川觀月橋下手の右岸に流しまるらす御儀あり。當日午後三時頃御所建禮門を出發したる祓物捧持の掌典補等は自動車にて同四十分頃宇治河畔に着、山野、瓦田兩掌典補は荒世の御靈、和世の御靈、御麁以下の祓物、贖物なごを納めまるらす長さ二尺、幅七寸、高さ一尺ばかりの黑塗の文匣を捧持して清められたる棧橋よりしづ〳〵ミ小舟にうち乘り、やがて橋の下流に進むや、山野掌典補は謹みて文匣に拜禮し、おもりをつけて之れを河底深く沈めまるらすなり。秋陽しづかに宛ら一幅の繪そのまゝの光景たり。

二　大嘗祭前一日鎭魂の儀

鎭魂祭は、古來新嘗祭の前日に行はせ給ふ例なるが、登極令第十三條の規定に「大嘗祭を行フ前一日鎭魂ノ式ヲ行フ」ミあり　聖上を始め　皇后宮　皇太后宮の御魂を鎭め、聖壽萬歲を祈りまつる莊重なる御式なりミ拜承す。

十一月十三日午後四時頃より皇宮內小御所に於て行はせ給ふ御儀にして、先づ小御所上段の間には、宮中神殿に奉齋せる神產日神、高御產日神、玉積產日神、生產日神、足產日神、大宮賣神、御食津神、事代主神の八柱の外に大直日神を加へて九柱の神を齋き奉り、殿內の裝飾調ふや、大禮使高等官總代參列、九條掌典以下掌典、掌典補、樂師等奉仕して順次席に着く。衣冠單に威儀を正したる岩倉掌典長徐ろに祓の儀を行ひ、八代物ミ神饌ミを供して神々の降臨を請ひまつり

天皇　皇后兩陛下並に　皇太后陛下の恙なく、安らけく在します御事を祈り奉り、次て白木の筥に納めまるらす、御玉緒の渡御を迎へ奉り、御絲結、御衣振動並に御鎭魂の御事あり、次に　皇后陛下、皇太后陛下に對し奉りて同樣の御事を行はせらる。御衣、御玉緒入

御あらせられ、昇神の儀ありて、神祕極りなきこの御儀を終らせらるゝ承る。

尚は大嘗祭當日には、大嘗宮御儀の外に次の御儀を行はせ給ふ。

三　大嘗祭當日神宮に奉幣の儀

當日伊勢神宮に奉幣の儀あり。此の日午前四時より外宮神域に典儀の諸準備終れば、久邇祭主宮殿下を始め奉り大小宮司以下諸員、松火をかざして齋館より參進し奉樂裡に獻饌し、祝詞を奏して森嚴なる御儀終る頃、同七時、長谷勅使、外宮齋館に參着、津聯隊の儀仗兵警護の中に幣物を捧持して二の鳥居にて修祓、それより神域深く參進して幣帛を獻進の上御祭文を奏し、次で玉串の儀あり、引續き午前十一時よりは皇太神宮竝に荒祭宮に大御饌の儀あり、午後一時勅使一行内宮に參進し、外宮と同樣の次第にて奉幣の儀を行はせられ、こゝに祭儀は全く終らせ給ふなり。

四　同皇靈殿、神殿に奉幣の儀

同日午前八時三十分よりは、宮中皇靈殿、神殿に於て奉幣の御儀あり。先づ大禮使高等官は大禮服に白袴にて着床、神さびたる神樂歌大内山の老樹に旋律するころ、小松掌典、靜かに御扉を開きてくさ〴〵の神饌を供し奉り、清水谷掌典次長祝詞を奏し、京都より御差遣の勅使牧野侍從恭しく神前に參進して拜禮御祭文を奏し、次で　皇后陛下の御代拜あり、爰に神饌を撤して御儀は滯なく終らせられたるが、清水谷掌典次長は直ちに其の由を電話にて伏奏する所ありたり。

五　官國幣社に奉幣の儀

同じく十四日午後二時全國の官國幣社以下にそれ〴〵奉幣使竝に幣帛供進使を差遣され、幣物を獻進し、御祭文を奏さしめ給ふなるが、各御社に於ては豫ねて各社殿を裝飾して御待ちうけ、勅使參着直ちに手水の儀を行ひたる上御幣物及勅使を修祓し、奏樂中に神饌を供し祝詞を奏す。次で勅使唐櫃より取出したる御幣物竝に祭文を宮司に授くれば、宮司は之を内陣深く納め奉り、玉串の儀ありてこゝに奉幣の儀は全く終了を告げさせ給へり。

六　大嘗祭の儀

大嘗宮は舊仙洞御所正門内の北方に位して設けられたり。悠紀殿は東西二丈七尺、南北四丈二尺にして周圍に簀子を設け、殿内を二分して北を内陣、南を外陣ござせ給へり。殿舍はすべて黒木造にして床ござ簀子は竹を用ひ、地上には生茅、床には薦及疊を敷き、屋根は萱葺にして千木、勝軍木を付けたまふ。主基殿の御作方も略同樣なり。

大嘗宮の儀は、掌典長奉仕して悠紀、主基兩殿に神座を奉安しまつるに始る。今次の御儀には特に、朝まだきより神門の外掖兩側に、儀仗の神楯一枚、神戟一等づつを樹てさせられて宮域の崇嚴いよ〳〵高く加へさせ給ひぬ。こは昭和の御代に始めて、上古以來の儀仗を再び仰ぎ見るに至りしなりと。

十四日黄昏るゝ、午後五時、大嘗宮外門たる仙洞御所正門は開かれぬ皇宮警部は御門を固めまつり、御儀に召されし親任官、勳一等以上の

御祓物を沈めまゐらす　（宇治川）

御神酒獻納　（上賀茂神社前）

高位大官妻に夫人を合して五百名、高等官一等より侯爵、高等官二等より男爵の總代に至る四百五十名、何れも前後して參入し神儀の開始を待ち奉る。

次で秩父宮兩殿下　高松宮殿下　閑院大禮使總裁宮殿下を初め奉り各　皇族殿下　妃殿下には、正門より今日の頓宮に充てさせ給へる大宮御所の休憩所に參着遊ばさる。

これより先　聖上陛下には　皇后陛下御同列　皇宮御車寄より出御ましまし、玉車には珍田侍從長陪乘　皇后陛下の御召車には竹屋女官長御陪乘申上げ、建禮門を出でさせ給ひて午後四時三十分、大宮御所の御車寄に着御、頓宮に當てまゐらせたる御庭に面したる奥深きところに入御、御親祭の御時刻を待たせ給ふ。午後四時、早くも參入したる大禮使高等官は、何れも所役に奉仕すべく衞門の本位威儀の本位に就き、同時に九條掌典長以下は悠紀、主基兩殿に奉仕して神座を奉安す、時に五時三十分なり。暮色いよ〳〵深く五時四十分ごいふに、神殿內陣の北方兩隅に置かせられたる黑木造りの御燈臺を始め廻立殿內の白木の燈樓、燈臺には、掌典、掌典補等の昔ながらの方式にて點じまゐらす齋火一齊に闇の神殿に光明を放つ。時同じくして南東西三面の神門前の庭燎舍には、特に火炬手を願出でゝ奉仕せる下村觀山、和田英作、悠紀齋田の大田主衆川春治、主基齋田の大田主石津新一郎、同じく兩齋田所在の三上脇山兩村長等割木を盛りて庭燎を焚く。かくして域內の齋火庭燎以外の燈火は、やがて一齊に消さるゝなり。

聖上陛下には頓宮に出御あらせ給ひ、こゝにて小忌御湯の儀あり

第三節　大嘗祭

次で御服を御祭服にかへさせ給ふ。御祭服は御袍、御袴衣、御下襲、御袖、御單、御表袴、御大口、御石帶、御襪を召させ給ふなるが、更に御手水の上、笏を執らせられ、斯くて神殿に進ませらるゝなり。主屋侍從は御劍を捧じて御前に、海江田侍從は御璽を捧じて御後に從ひ、甘露寺侍從は御裾を捧持し、本田侍從は御先導申上げ、頓宮御廊下より廻立殿に渡御あらせられしは午後六時十分なりしと拜聞す。廻立殿中央の御座に着御あらせらるゝや　いよゝ神事を御親祭あらせ給ふがために畏くも嚴重なる御潔齋を遊ばさるべく、小忌の御湯を召させ給ひ御祭服に召しかへさせ給ふ。御冠には白生絹の御幘を加へさせられ、御纓を巾子の前に曲げ、生絹を折つて横に卷き後に結ぶ形にさせ給ふなり。野口侍從の捧ぐる御手水のこゝありて山縣侍從は笏を捧げまつる。

この間、供奉の　秩父宮雍仁親王殿下、　高松宮宣仁親王殿下、閑院宮載仁親王殿下、　各皇族、王族、公族殿下を初め奉り、一木宮內大臣、珍田侍從長、近衞大禮使長官、伊藤式部長官、以下侍從、式部官等いづれも袍の上に小忌衣を加へ日蔭蔓をつけたる服に更めさせらる。

次て　皇后陛下には岡本侍從長陪乘申上げ、竹屋女官長等を從へさせられて廻立殿に渡御し給ひ、女官奉仕して帛の御五衣、御唐衣御裳の御正裝に召しかへさせ給ひたる後御手水のことあり、吉見女官檜扇を奉り、北村、高木兩女官御裾を捧持す。かくて御儀の初まるを待たせ給へるなり。

(一)　悠紀殿の御儀

午後六時三十分、參列の諸員南神門外の左右兩幄舍に着床し終るや幄舍内の電燈一齊に滅せられて、夜色いよ〳〵濃し。やがて掌典は掌典補竝に樂官、女官を率ゐて東神門外の悠紀膳屋に參入し、席の定まるを待ちて掌典悠紀齋米を捧げ、稻舂舍内の臼に之を入れて退き、樂官は樂音ほがらかに新らしく子爵入江爲守の詠進せる、

御代いはふ心こめたる三上人
　瑞穗の稻をつきはしむらし

の稻舂歌を奏す。

その歌和琴に和し、靜寂の神苑に谺して冴え聞ゆるこころ、女官節にあはせて稻を舂く。掌典、掌典補膳屋に神饌調理の儀を行ふ。此の儀終れば、掌典は再び掌典補を率ゐて東神門内悠紀殿の前なる庭積の帳殿に至り、京都以東、以南（滋賀を除く）の各道府縣より供納したる米粟を初めとし、各地水陸の名産を何れも三寶に載せて机上に安んずること數十臺、卽ち庭積の机代物の奉奠たり。

次に九條掌典長、靜々と悠紀殿の大前に參進し、諸員一齊に起立の間に祝詞を奏するや、式部長官の奏請により　天皇陛下には、御祭服神々しく廻立殿より玉歩を運ばせ給ひ、本多、湯淺兩侍從の照らす脂燭のさまも神々しく、神の降臨ましますが如く拜せられたり。

悠紀殿南階の御下に着御し給ふや、　皇后陛下には高岡、北小路兩式部官左右より脂燭をかざし參らす中を御帳殿に着御あらせ給ひ、女官達は殿外に侍らひ、各紀殿下を初め奉り供奉の諸員は、西側殿外の小忌の幄舍に就く。かくて橫山大禮使官は束帶、帶劍に小忌衣を着けて樂官十數名を從へ、同じく悠紀地方長官堀田滋賀縣知事も同じき裝束にて南神門内威儀の本位に竝び、先づ樂官の奏する國栖の古風あり次いで悠紀地方の風俗歌

民のわざすゝめます代ぞ五百機の
　おとそにきはふ長濱の里

を奏し、次に神饌の行立あり、神樂歌を奏す。行立終れば　天皇陛下には内陣の御座に進ませ給ひ、生源寺陪膳女官の奉仕する御手水をとらせ給ふ。この間、侍從長、掌典長等外陣の幄内に參入して奉仕す。時は午後七時を過ぐる頃にして、夜の帳はいよ〳〵濃く木立茂き神苑の闇は更に靜寂を覺えしむ。本殿の御内は、僅かに二基の黑木ぞ一基の白木の燈火にして、奏樂のやみし後は四邊闃として萬籟全くやみ夜の冷氣も一入加はりしに　聖上陛下には、たゞ御一人竹の御床の御上に御座をうつし給ひ、儼然として御端座遊ばされ内陣の中央に奉安しまつる神座に向はせ給ひ、陪膳女官以下の傳供によりて、神饌、神酒を皇祖を始め天つ神、國つ神に親供あらせ給ひ御告文を奏させ給ふ。終りて御直會の儀ぞて神に捧げたまひしぞ同じき御饌、御酒を

陛下御粥らも聞食さるゝなり。

午後九時を過ぐる頃、陪膳女官奉仕して神饌を撤下し給ひ、諸員最敬禮の内に出御ぞ同じ供奉にて頓宮へ還幸あらせ給ひたり時に午後九時二十五分なりぞ拜聞す。

(二)　主基殿の御儀

前儀

一月十七日　賢所皇靈神殿ニ期日奉告ノ儀
同　日　神宮、神武天皇山陵、竝前帝四代ノ山陵ニ勅使發遣ノ儀
同　十九日　神宮、神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ奉幣ノ儀
二月五日　齋田點定ノ儀
八月五日　大嘗宮地鎭祭ノ儀
同　日　名古屋離宮賢所、假殿地鎭祭ノ儀
同　十九日　齋田齋場地鎭祭ノ儀
九月十五日　悠紀齋田祓穗前一日大祓ノ儀
同　十六日　悠紀齋田抜穗ノ儀
同　二十日　主基齋田抜穗前一日大祓ノ儀
同　廿一日　主基齋田抜穗ノ儀
十月十六日　悠紀地方新穀供納式
同　十七日　主基地方新穀供納式

本儀

十一月六、七、日　京都ニ行幸ノ儀
同　七　日　賢所、春興殿ニ渡御ノ儀
同　十　日　卽位禮當日皇靈殿、神殿ニ奉告ノ儀
同　日　卽位禮當日賢所大前ノ儀
同　日　卽位禮當日紫宸殿ノ儀
同　十一日　卽位禮後一日賢所御神樂ノ儀
同　十二日　神宮、皇靈殿、神殿、竝官國幣社ニ勅使發遣ノ儀
同　日　大嘗祭前二日御禊及大祓ノ儀
同　十三日　大嘗祭前一日鎭魂ノ儀
同　十四日　大嘗祭當日神宮ニ奉幣ノ儀
同　日　大嘗祭當日皇靈殿神殿ニ奉幣ノ儀
同　日　大嘗祭當日賢所大御饌供進ノ儀
同日ヨリ十五日ニ亙ル　大嘗宮ノ儀（悠紀田供饌ノ後主基田供饌ノ儀）

後儀

十一月十六日　卽位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀
同　十二日　卽位禮及大嘗祭後大饗第二日ノ儀
同　日　卽位禮及大嘗祭後夜宴ノ儀
同　廿、廿一日　卽位禮及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀
同　廿三日　卽位禮及大嘗祭後神武天皇山陵ニ親謁ノ儀
同　廿四日　卽位禮及大嘗祭後仁孝天皇、孝明天皇山陵ニ親謁ノ儀
同　廿五日　卽位禮及大嘗祭後明治天皇山陵ニ親謁ノ儀
同　廿六、廿七日　東京還幸ノ儀
同　廿七日　賢所溫明殿ニ還御ノ儀
同　廿八日　東京還幸後賢所御神樂ノ儀
同　廿九日　卽位禮及大嘗祭後大正天皇山陵ニ親謁ノ儀
同　三十日　還幸後皇靈殿神殿ニ親謁ノ儀

かくて　天皇陛下には頓宮に御休息遊ばされ、各員には御夜食を賜ふなり。夜はいたく深みて霜夜の寒き身にしみて堪へがたき程なり日比老人を勞はせ給ふ御仁慈により、高年の人々には暇をこらせたまひしと聞くも畏し。

時移りて十五日午前零時に至れば、主基殿供饌の御儀を奉けさせらるゝなり。零時十五分參列諸員先づ參進し衞門、威儀各其の本位に就く。

この時　聖上陛下には再び廻立殿に渡御遊ばされ、　皇后陛下もつゞいて渡御し給ふ。　聖上陛下再び小忌の御湯を召させ給ひて御祭服に召しかへさせられ、　皇后陛下また御同樣吊の御裝を召させられ、零時五十分には主基殿へ悠紀殿渡御と同樣の次第にて渡らせ給ふなり。これより先き

岩清水脇山小田のをしね刈り
　きよき心の里人ぞつく

の稻舂歌と共に稻舂の儀始められ、終りて福岡縣を除く京都以西、以北の各府縣より供納しまつれる各名産を奉奠され、次に齋藤主基地方長官は樂官を率ひて奉奏歌舍に參進す。三矢大禮使高等官は、國柄の古風の樂官を率ひて參進し、奏し終ると主基地方の風俗歌として阪正臣氏の詠進したる

御惠の風ふくをかはちよろつの
　家の煙もうちなひきつゝ

を奏し、午前一時御帳殿へ出御あらせ給ひし　皇后陛下には、諸員最敬禮のうちに廻立殿へ還御あらせられ、神饌の行立ありて　聖上陛下內陣の御座に着御あらせ給ふは午前一時七分頃、主基殿內陣の神座に、主基齋殿より供納しまつりし新穀にて作らせ給ふ神酒、神饌を御親供あらせ給ひ、御告文を奏させ給ひしは二時四十分にして、ついで御直會の儀あり、滯なく撒宵の御親祭を終らせ給ひて廻立殿に還御ましましゝは午前三時三十分にして、神苑の曉神氣みなぎり、四邊清透、神樂の旋律は靜寂を破つて餘韻いよ〳〵さえわたり、參列の諸員は感銘自ら伏しおろがみまつりぬ。

こゝに御大禮の二大本儀なる大嘗祭は、黎明三時四十五分をもつて嚴かに終らせ給ひしなりと拜承す。

大　饗

畏くも日出たき卽位の禮に次ぎて天つ神國つ神を請饗あらせたまひ森嚴なる大禮の本儀を終らせたまふや、茲に各　皇族殿下を始め奉り外國使節、群臣、百僚、各地方の代表者等を召させたまひ酺宴を給はる大饗の儀は專ら登極令附式の定むる所により、古今を酌酌して第一日の儀第二日の儀及夜宴の儀を催させたまひしなり。

大饗、は二日間三次とも御所東側大宮御所北側に當れる御新營の大饗宴場に於て行はせられ、同饗宴場は、方四十一間中央に方十四間の舞樂場を設けられ、舞臺には四面朱塗りの勾欄をめぐらし、萌黃色の地敷を布き、後方左右に鼉太鼓其の後方に鉦、鼓、各一基を置き饗宴場の周壁、天井はいふも更なり、其の構造彩色華麗を極めさせられ、玉座、御座は北壁に近く南面して設けらる、背面には大正大禮に今尾景年畫伯の描きまつりし、千年松、山水の錦繡障を繞けさせられ、東北隅には、今次川合玉堂畫伯の描きまつりし、悠紀地方の風俗畫屏風を西北隅には、山元春擧畫伯の描きまつれる主基地方風俗畫屏風を立てさせられたり。

一　大饗第一日（十六日）

大饗第一日の儀に賜はりたる勅語

勅　語

朕嚮キニ皇緒ヲ紹キ乃チ今登極ノ典儀ヲ行ヒ饗宴ヲ此處ニ開キテ各國代表者竝諸大臣等ト歡ヲ共ニスルコトヲ得ルヲ懌ブ茲ニ友邦ノ君主及大統領ノ健康ヲ祝シ併セテ交際ノ益々親善ナラムコトヲ望ム

この日お召によりて各　皇族殿下を始め奉り、各外國使節、大勳位以下の高位高官、一千五十餘人は何れも大禮服姿、夫人同伴にて午前十一時半朝集場へ參進、御廊下に列して　兩陛下の出御を待ち奉る、天皇陛下には大元帥の御正裝にて劍璽を捧ずる侍從を隨へさせられ、　皇后陛下には御中禮服を召させたまひ、御便殿より出御玉座、御座に着御遊ばさる、斯くて諸員最敬禮のうちに、有難き勅語をたまはり畏くも立御のまゝ總理大臣、外國使節の奉對を受けさせ給ひしと拜承す。

兩陛下には再び着御の後、白酒、黑酒、竝に饗饌を諸員にたまひ御親らも聞食さるゝなるが、これ大嘗宮の御儀にて神と共に聞食されし御饌御酒を下國民におよぼしたまひ、神と民とを結ばせたまふ大御

内閣總理大臣奉對

茲ニ大禮ノ盛儀ヲ擧行セラル、ニ方リ群臣ヲ召シテ大饗ノ御宴ヲ開カセラレ優渥ナル勅語ヲ賜フ天恩涯ナク　臣等　感激ノ至リニ堪ヘス臣義二群臣ニ代リ恭シク龍顏ノ厚キヲ拜謝シ謹テ寶祚ノ無窮ヲ祝シ聖壽ノ無疆ヲ禱リ奉ル

外國交際官首席者奉對（譯文）

本使ハ茲ニ列席スル外國代表者ノ名ニ於テ　陛下ヨリ賜ハリタル優渥ナル勅語ニ對シ深甚ナル謝意ヲ表スルノ光榮ヲ有ス

惟フニ帝國友邦ノ君主及元首ニ於テ　陛下ノ勅語ニ對シ深ク滿足セラルヘキハ疑ヲ容レサル所ナリ

陛下登極ノ大典ヲ行ハセラル、ニ方リ本使等ハ謹テ茲ニ至敬ナル祝詞ヲ致シ併セテ衷心ヨリ　陛下　皇后陛下　皇太后陛下及皇族各殿下ノ福祉健康ヲ祈ル

本使等ハ帝國ノ利益帝國民ノ幸福竝爰ニ代表セラル、各國ト帝國トノ間ニ存スル親好關係ノ爲陛下御宇ノ永ク隆盛且多祉ナラムコトヲ切ニ冀フ

心に外ならず、ために當日は特に古式の獻立を用いさせ給ふなりと拜聞す、此の時式部長官班列を離れて玉座に面し順次悠紀主基兩地方獻物の色目を奏し次に久米舞悠紀主基兩地方風俗舞あり、終つて大歌奉仕の人々參進してその本位に就き、五節の舞姫は、大歌の發聲を合圖に舞を始む。久米舞の勇壯なる、風俗舞の古樸なる五節舞の優婉なる、一々其の趣を異にす。かくて第一日の大饗を終らせらるゝや　兩陛

下には入御あらせ給ひ、參列諸員は順次に退下す。時は午後二時を稍過ぎたる頃なりしと。

二　大饗第二日（十七日）

大饗第二日の儀竝に夜宴の儀は何れも十七日に行はせたまふなるが前第一日の儀を古式の獻立によらせ給ひしに對し第二日の儀は專ら洋式の晩餐と定めさせられたり。殊に夜宴の御儀は高會夜を下したまひて全く上下嘉樂を同ふせしめたまふ大規模のものにして今次の鴻儀に格別の色彩を添へ給ひたり。

同日午後六時三十分參列諸員は前日と同樣の服裝にて參進各　皇族殿下を始め奉り、外國使節大勳位以下竝に夫人等最敬禮のうちに兩陛下には玉座御座に着御あらせ給ひ御賜宴あり當日奏する最初の洋樂は伊國人コメツ氏、タクトを執り、次で管絃の曲に入らせらる、御宴半にして、銀製菓子器を記念として御陪食の諸員に賜はり、かくて午後八時第二日の大饗を終らせ給ひたり。此の日御召の人々は　皇族各殿下竝外國使節を始め、大勳位、內閣總理大臣より、貴衆兩院議長、竝に夫人、供奉の人々等にして極めて小範圍にさせさせ給へり。

三　大饗夜宴の儀

大饗夜宴の儀は、先づ舞樂を催したまひ賜饌に終らせ給ふ順序にして、儀場はすべて前其のまゝによらせられ、午後八時過ぎより始めさせたまひたり。光榮に浴せし參列員は、前日に倍し三千八十七名にしてさしもに宏壯なる大饗宴場も文武百僚に埋められ盛觀いはんかたなしやがて　聖上出御の報あり、午後九時諸員起立最敬禮の裡に

兩陛下には晝と御同樣の前行供奉にて玉步靜かに出御遊ばされ、玉座、御座に着かせられ、程なく舞樂を開始せしめ給ふ。奏樂は萬歲樂、太平樂の二曲にして、萬歲樂の伶人は多久每、豐時義、辻英吉、芝祐泰の四名太平樂は奧好察、芝祐孟、東儀俊輔、多忠紀の四名なり。萬歲樂は古の聖、王位にあり鳳凰來儀して萬歲を唱へしにより、其の聲を象こりて曲となし、其の姿を移して舞となせしといはる、　聖壽萬歲を壽ぐ意義深きもの、太平樂は唐の破陣樂に出で、撥亂反正の意を寓せる勇壯を極めさせられしものと拜察す、此の間凡そ四十五分、舞樂終つて　兩陛下には、一旦入御あらせ給ひ、諸員も續きて朝集所に退下す、時を經て十時三十分、第二朝集所諸員、同四十分には第一朝集所の人々夫々饗宴場に參進、一同本位に着くや、　兩陛下には此の日第三度の御出御に在まし、南面して玉座に着かせ給ふ。　皇族各殿下、外國使臣、大勳位以下の高位高官は圓卓に、其の以外の諸員は長卓につく。舞樂臺は幔幕のうちにかくされて、中よりは陸海軍樂隊の奏する御代を壽ぎまつる調、響き渡りて御興を添へまゐらせたり。やがて諸員一同へは御賜宴中大菅宮黑木燈樓を象ごりたる銀製菓子器を賜はりこゝに君臣和樂の宴酣に夜の更くるをも知らざるもの、如しかくて十一時二十五分兩陛下には御機嫌いと御麗しく入御遊ばされ、諸員又退下し、茲に目出たく、大饗の御儀を終らせたまひたるなり。

（地方饗饌に關する記事は別項に記す）

以上大禮の諸儀を行はせ給ふに當り本市關係者にして特に此の盛典に參列するの光榮に浴したる人々は次の如し。

賢所大前儀（十一月十日）
紫宸殿ノ儀（同　日）
賢所御神樂ノ儀（十一月十日）

參列者　京都市長　土岐嘉平
京都市會議長　淺山富之助

大嘗宮ノ儀（十一月十四日、十五日）

參列者　京都市長　土岐嘉平
京都市立第一商業學校長　竹谷辰郎

大饗第一日ノ儀（十一月十六日）

參列者　京都市長　土岐嘉平
京都市立第一商業學校長　竹谷辰郎

大饗夜宴ノ儀（十一月十七日）

參列者　京都市長　土岐嘉平
京都市會議長　淺山富之助
京都市助役　安川和三郎
京都市助役　岡田喜久治
京都市教育部長　竹井貞太郎
京都市土木局長　高田　景
京都市電氣局長　木村尙一
京都市衞生部長　市川達次郎
京都市立染織試驗場長　淺井修吉
官幣大社平安神宮々司　當山亮道
京都市立堀川高等女學校長　野田一郎
京都市立二條高等女學校長　武用種吉
京都市立第二工業學校長　岩森彌助
京都市立第三工業學校長　米澤美雄
京都市立第一商業學校長　竹谷辰郎
京都市立第二商業學校長　吉田金城
京都市立實修商業學校長　井手力之助
京都市立商工專修學校長　則包末廣
京都市立盲啞學校長　廣瀨爲四郎
京都市立日彰小學校長　田村作太郎
京都市立京極小學校長　岩內誠一
京都市立朱雀第一小學校長　河村秀雄
京都市立城巽小學校長　山岡爲
京都市立郁文小學校長　大島傳次郎
京都市立彌榮小學校長　宮谷文三郎
京都市立錦林小學校長　土阪元三
京都市立第三高等小學校長　木戶完一
京都市立繪畫專門學校長　辻宇之助
京都市立盲啞學校長　廣瀨爲四郎

第二章　參賀及賀表捧呈

十一月十日卽位禮當日參賀竝に賀表捧呈につき左の通公布せられたり。

宮內省告示第二六號

來ル十日卽位ノ禮ヲ行ハセラルヽニ付高等官同待遇有爵有位有勳者神佛各宗派管長及門跡寺院ノ住職ニシテ其儀ニ參列セサルモノハ參賀スベシ

東京ニ在テハ當日午前九時ヨリ午後四時マテニ宮城へ參賀

京都ニ在リテハ當日午前九時ヨリ午後四時迄ニ臨時宮內省出張所へ參賀

服裝　男子ハ大禮服、正裝、服制ナキモノハ通常禮服

女子ハ通常服又ハ袴袴(禮服)

昭和三年九月廿六日

宮內大臣　一木喜德郎

第一節　賀表捧呈に關する京都市會

本市は捧呈すべき賀表を謹定すべく九日午前十時半より緊急市會を開きたり。各議員は何れも禮服を着用して入場淺山議長徐ろに開會を宣するや各議員は一齊總起立土岐市長は謹んで賀表捧呈の原案を朗讀し、嚴肅裡に滿場一致可決したり賀表文次の如し。

附　賀表の選文は本市嘱託內村邦藏氏書は山本竟山氏にして之を白木桐箱に收め奉上筆にも認めたり。

進賀

登極大禮表

京都市長　臣　土岐嘉平　等恭遇

聖賀幸京都行

登極大禮舉

大嘗盛儀謹奉表慶

賀者伏以

慶承

燕翼上儀煥

國體之精華

運應

龍飛嘉瑞凝

天咊之粹穆

施仁伊始發政維新朝野淸明神人訢合

臣等　誠僉誠忭稽首頓首上言欽惟

天皇陛下

膺圖出震

纘服乘乾

丕顯丕承

義昭繩

武惟精惟一

義協

執中懋三善於

在儲徇齊夙著綜萬幾於

居攝兢業已深窮遐裔而察民艱達四聰

以作哲度重洋而修邦好聯六合以爲

家播

大猷干

踐阼之初博厚與二儀合撰垂

彤庭咫尺頒

至訓于紀年之始高明與三曜爭光恭惟

皇后陛下

德本天成

恩侔地載聯輝

明兩留淑範於

震嬪正位

坤元嗣徽音於

周姬仰覩

孝恭之有則彌欽

風化之基環古月今辰歲豐時泰

六龍言駕戾止于首善之區

三寶奉移崇安于

春興之寢拜

天

神而禀

歷數實畏嚴恭謁

祖

考而奉

心傳純熙肅穆儒

絲綸於

紫極宣行布

帝澤之釀會神笏於

彤庭咫尺頒

天顏之喜齋田既稔

明德惟馨申

聖孝于烝嘗竭

蠲誠于籩豆白釀黑釀爲歲禱豐登黼衣

繪衣爲民禳儀凍

嚴禋斯畢

恩醴乃開樂奏

天子之萬年舞按

熙朝之五節陪筵由臣隣以至黎獻

賜儀蹕封域而及外藩旌孝悌而褒忠勤
養老者而矜罪戾禮樂鍾
百朝之美盡制盡倫謳歌繫四海之心無忘
無斁凡此
聖謨之廣運悉徵
皇極之欽敷山磐不拔之
邦基盖根於此天壤無窮之
寶祚亦本千斯 臣等 誠懽誠忭稽首頓首 臣
市以千載之
帝都倚
累朝之宸蔭
翠華疊莅
梓桑之撫翼遒加
雲日頻回葵藿之歸傾倍切剞今會史冊罕
遭之
至慶荷名言莫罄之殊榮銜珠結草之忱
合七十萬民以共誓浹髓淪肌之感藥
百千億嬗而難摅伏願
鴻圖彌遠而彌安振
皇風於有截
駿業日新而日進衍
景運於無窮 臣等 無任懽
天抑

聖懽欣踊躍之至茲依市會決議謹奉表代
市民稱
賀以
聞

昭和三年十一月十日

京都市長從三位勳三等 臣 土岐 嘉平 上進

土岐市長參賀の際

賀表決議刹那の市會議場

本市奉祝式（正廳）

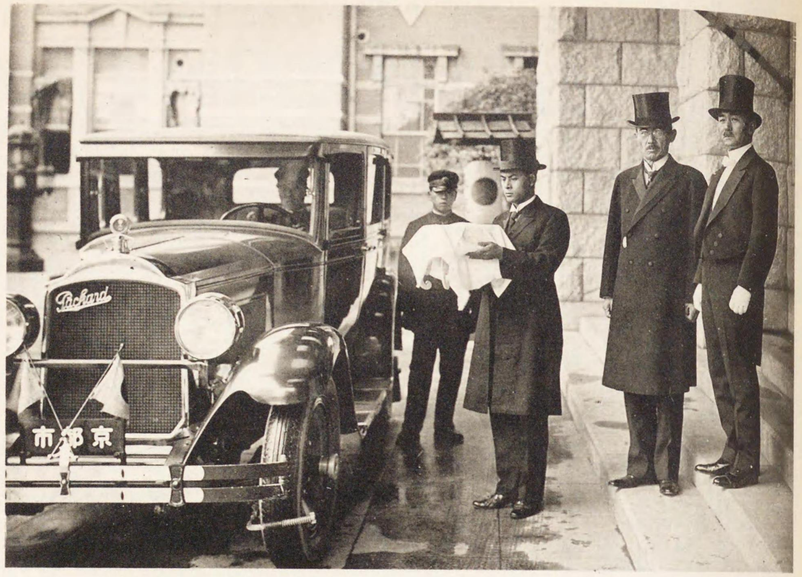

賀表捧呈の際（市廳舍玄關）

市民奉祝會場（公會堂）

大嘗祭當日官國幣社へ奉幣の儀は登極令の定むる所なり。大禮の期日漸く迫るや、勅令に基き、卽位禮當日官國幣社以下各神社に於て、中祭を行ひ又大嘗祭を行ふ年は官國幣社以下各神社に於て新嘗祭を行はずして、大嘗祭當日祭祀を行ひ、其の祭祀は之を大祭ニする事に定められ、次で十月二十七日內務省令第三十七號を以て卽位禮及大嘗祭當日、官國幣社以下神社に於て行ふ祭禮の祭式次第祝詞等を定められたり。されば各神社に於ては、卽位禮當日は中祭を行ひて大禮を虔祝し、氏子、崇敬者、學校生徒、其他民衆の參拜者に酒饌を頒ち、或は紀念守札を授與する等、國氏ニ共に奉祝の誠意を致したり。本市に於ては夙に之が準備を了し大嘗祭當日市內各神社へ供進使を參向せしめ、幣帛神饌祝詞を供進したり、其の大要左の如し。

幣帛供進使參向ノ件

鄕社、指定村社大嘗祭當日幣帛供進使參向日程左ノ如シ

昭和三年十一月八日

京都市長　土岐嘉平

月日	時間	神社	供進使隨員
十一月十四日	午前 八・三〇	鄕社　岡崎神社	安川助役　湯淺書記
同	一〇・〇〇	同　粟田神社	同　同
同	一二・三〇	同　安井神社	同　同
同	午後 一・三〇	同　地主神社	岡田助役　山口書記
同	三・〇〇	同　岡崎神社	同　同
十五日	午前 八・三〇	鄕社　熊野神社	安川助役　湯淺書記
同	一〇・〇〇	同　惠美須神社	同　同
同	一二・三〇	同　若宮八幡宮	岡田助役　山口書記
同	午後 一・三〇	同　三島神社	同　同
十四日	午前 八・三〇	村社　水火天滿宮	上京區長　中野書記
同	同	出世稻荷神社	小倉上京區主事　清水書記
同	一〇・〇〇	同　櫟谷七野神社	上京區長　中野書記
同	同	田中神社	小倉上京區主事　清水書記
同	一二・三〇	大將軍八神社	上京區長　中野書記
同	同	大豐神社	小倉上京區主事　清水書記
同	午後 一・〇〇	同　滿足稻荷神社	上京區長　中野書記
同	同	御所八幡神社	小倉上京區主事　清水書記
同	午前 九・〇〇	同　五條天神社	下京區長　藤木書記
同	一二・〇〇	同　道祖神社	同　同
同	午後 一・〇〇	同　瀧尾神社	同　同
十五日	午前 九・〇〇	同　天神宮社	小倉上京區主事　中野書記
同	同	同　幸神社	上京區長　清水書記
同	一二・〇〇	同　八神社	小倉上京區主事　中野書記
同	同	同　敷地神社	上京區長　清水書記
同	午後 一・〇〇	同　熊野若王子神社	小倉上京區主事　中野書記
同	同	靈光殿天滿宮	上京區長　清水書記

月日時間　神社　供進使隨員

十五日　午前　九・〇〇　村社　武信稻荷神社　下京區長　藤木書記
同　同　二・〇〇　同　市比賣神社　同　同
同　午後　一・〇〇　同　新熊野神社　同　同

祝詞

掛巻久母畏伎　大前爾從三位勳三等京都市長土岐嘉平恐美恐美毛白左久　天都日嗣高座乃業登食國天乃下知食須大御代乃始乃大御典登天都御饌乃長御饌乃遠御饌登　天皇命乃　大嘗閑食須爾依里氏京都市興里獻奉留宇豆乃幣帛乎　安幣帛乃足幣帛登　平介久安介久聞食志氏豐明爾　明坐左牟天皇命乃大御食乎　萬千秋乃長五百秋爾　聞食左志米給比天皇賀大朝庭乎始米氏天乃下乃　國民爾至爾波禮傳彌高爾彌廣爾　五十槻八桑枝乃如久立榮表志米給閑登恐美恐美毛白須

祭事ニ關スル事項

一、大典奉祝祭執行ニ就キ各神社ニ寄進ノ件

十一月十八日ヲ期シ市内各神社一齊ニ奉祝祭典ヲ行ハシメ、市民ノ赤誠ヲ神明ニ奏上セシメン爲市内官國幣社以下百四社ニ金員ヲ供進シ當日ハ市長代理トシテ左記ノ通各神社ニ參向セシメタリ。

記

社格	神社名	參拜時間	資格	代拜者
官幣大社	加茂御祖神社	午前九時	上京區長	太田勝郎
同	加茂別雷神社	同九時五十分	同	同
別格官幣社	建勳神社	午前十時三十分	同	同
官幣大社	平野神社	同九時	上京區主事	淺田熊治郎
官幣中社	北野神社	同九時三十分	同	同
同	白峰宮	同十時	同	同
官幣大社	平安神宮	同九時	上京區主事	伊藤吉太郎
官幣中社	吉田神社	同九時三十分	同	同
別格官幣社	梨木神社	同十時三十分	同	同
同	護王神社	同十一時	同	同
官幣大社	松尾神社	同八時	下京區書記	藤木常隆
別格官幣社	豐國神社	同	下京區主事	貫貞太郎
官幣大社	稻荷神社	同九時	同	同
同	八坂神社	同	下京區主事	野村精一

尚該金員ハ左記日割ニヨリ交付セリ

記

社格	神社名	資格	金額（一社ニ付）	區域	神社數
官國幣社		九月一日午前十時	於市貴賓室		
府社以下		九月二日　同	於市正廳		
官幣大社		金額ノ決定ニ就イテハ大正大禮ノ例ニ做ヒ左ノ標準ニ依レリ			
官幣中社			三〇圓	市内	四
別格官幣社			二五	市外	三
府社			二〇	市内	四
郷社			六〇	市外	六
			五〇	市内	一
				市外	七
				市内	九

供進使參向　（安井神社）

資格	金額（一社ニ付）	區域	神社數
村社	三〇圓	市内 五三	五三社
無格社	一〇	市内 二一	二一
計（總額）二、九八一圓		市内一〇〇 市外 四	一〇四

尚神社名ハ左ノ通。

神社表

社格	社名	所在地	責任者名
官幣大社	賀茂別雷神社	上賀茂村	責任者名
同	賀茂御祖神社	上京區下鴨宮川町	木野戸勝隆
同	平野神社	平野宮本町	田村晴胤
同	稻荷神社	紀伊郡深草町	藤井行德
同	平安神宮	上京區岡崎西天王町	高山昇
同	八坂神社	下京區祇園町	當山亮道
同	松尾神社	市外嵯峨	杉谷正隆
官幣中社	白峰宮	上京區今出川堀川東入	今澤昇
同	吉田神社	上京區吉田神樂岡町	關目琴季
同	北野神社	上京北野馬喰町	林治一
別格官幣社	護王神社	同 烏丸通櫻鶴圓町	山田新一郎
同	建勳神社	同 紫野北船岡町	渡邊慶次
同	豐國神社	下京區大和大路正面茶屋町	鳥羽重節
同	梨木神社	上京區寺町石藥師下染殿町	宮崎清章
府社	御靈神社	同 御靈竪町	川西光之助
同	下御靈神社	上京區寺町丸太町下ル	宗像神社 御兎内

第三章　本市鄉村社ヘ供進使參向

社格	社名	所在地	責任者名
同	今宮神社	上京區紫野今宮町	佐々木猿吉
同	新日吉神社	下京區妙法院前側町	藤島益雄
同	菅大臣神社	同 佛光寺新町西入	西池季信
同	藤森神社	市外深草町	藤森長房
鄉社	粟田神社	上京區粟田口町	佐々貴四十一
同	熊野神社	同 聖護院町	岸木定美
同	岡崎神社	同 東天王町	本田光三郎
同	惠美須神社	下京區大和大路通四條下ル	中川義郎
同	若宮八幡宮社	同 五條通大橋東五丁目	松井二郎
同	安井神社	同 東山通松原上ル三丁目下辨天町	鳥居善篤
同	地主神社	同 清水寺門前清水一丁目	中川義郎
同	三島神社	同 馬町通東山線東入上馬町	西池季信
同	六孫王神社	同 八條通大宮西入八條町	野村障治
村社	敷地神社	上京區衣笠天神森町	西池季信
同	出世稻荷神社	同 聚樂町	孝學友彥
同	八神社	同 銀閣寺町	大崎元義
同	熊野王若子神社	同 若王寺町	伊藤快彥
同	滿足稻荷神社	同 三三組東門前町	岸本定美
同	天神宮社	同 北白川仕伏町	大崎元義
同	水火天滿宮	同 一組上天神町	孝學友暉
同	御所八幡宮社	同 二九組御所八幡町	孝學友彥
同	幸神社	同 一一組幸神町	小栗栖元淵

社格	社名	所在地	責任者名
社	櫟谷七野神社	上京區一組社橫町	松井二郎
村社	大將軍八神社	同一三組西町	生島繁三郎
同	靈光殿天滿宮	同一〇組德大寺殿町	小栗栖元淵
同	田中神社	同田中樋ノ口町	大崎保孝
同	猿田彥神社	同二組上御靈前町	小栗栖元淵
同	晴明神社	同八組晴明町	佐々木猿吉
同	菅原院天滿宮	同二一組堀松町	宇佐美喜十郎
同	白山神社	同三〇組上白山町	岸本定美
同	大豐神社	同鹿ヶ谷宮前町	小林忠一
同	御所稻荷神社	同岡崎初福ノ川町	本田光三郎
同	高松神明神社	同二七組津輕町	村上春一
同	玄武神社	同紫野雲林院町	生島繁三郎
同	總神社	同紫竹西南町	大崎清淳
同	貴船神社	同紫竹西北町	大崎清淳
同	須賀神社	同聖護院圓頓美町	甲藤辰巳
同	武信稻荷神社	下京區神泉苑町通三條上ル今新庄家西町	孝學友彥
同	五條天神社	同松原通油小路東入天神前町	佐々部文之助
同	市比賣神社	同市姬通新寺町西入本鹽竈町	飛驒邦富
同	道祖神社	同油小路通木津屋橋下ル不動堂町	来山良太郎
同	新熊野神社	同今熊野今熊野町四三番戶	尾竹一止
同	瀧尾神社	同本町通一ノ橋下ル本町一丁目一八番戶	佐々貫四十一
同	中山神社	同岩上通六角下ル岩上町三〇番地	福田貫美日子

社格	社名	所在地	責任者名
社	錦天滿神社	同新京極通四條上ル中之町一番戶	大和實
同村社	天道神社	同佛光寺通猪熊西入西田町一二番戶	大谷源藏
同	新住吉神社	同高辻通堀川東入西高辻町	佐々部文之助
同	大原神社	同綾小路通室町西入善長寺町	大谷慶明
同	北菅大臣神社	同佛光寺通西洞院東入菅大臣町	西池季信
同	日吉神社	同室町通高辻上ル山王町	同
同	神明神社	同綾小路通東洞院東入神明町	尾竹一止
同	火除天滿宮社	同寺町通四條下ル貞安前ノ町	孝學友障
同	住吉神社	同一貫町通松原下ル三丁目藪ノ內町	神光市太郎
同	新玉津島神社	同松原通室町東入玉津島町	来山良太郎
同	朝日神明神社	同麩屋町通五條上ル下鱗形町	石　卯之助
同	諏訪神社	同諏訪町通鍵屋町下ル下諏訪町	来山良太郎
同	文子天滿宮神社	同間ノ町通萬年寺下ル天神町	中小路五郎
同	松明殿稻荷神社	同七條通加茂川筋西入稻荷町	来山良太郎
同	山王神社	同清閑寺町	村上春一
同	靈明神社	同清閑寺町	同
同	劍神社	同今熊野今熊野町二五番戶	尾竹一止
同	梛神社	同壬生梛ノ宮町	木下勇吉
同	隼神社	同壬生梛ノ宮町一七番地	同
同	鎌達稻荷神社	同唐橋川脇町	田中正臣
綱敷天滿宮		同西七條東野町	中村信比古

社格	社名	所在地	責任者名
行衛天滿宮		同西七條中ノ町	中村信比古
無格社	福長神社	上京區一〇組福長町	小栗栖元淵
同	白雲神社	同御苑內	同
同	廐島神社	同	宇佐美喜十郎
同	御金神社	同二七組押西洞院町	孝學友彥
同	日吉社	同淨土寺馬場町	鈴鹿道雅
同	御辰稻荷神社	同聖護院圓頓美町	石　卯之助
同	宗忠神社	同吉田神樂岡町	寺井種長
同	六請神社	同等持院北町	中村信比古
同	若宮神社	同紫野西林院町	孝學友暉
同	八幡神社	同衣笠天神森町	本田光三郎
同	岬神社	下京區河原町通四條上ル二丁目下大阪町	筐田萬吉
同	大將軍神社	同三條通大橋東三丁目南入長老町	石　卯之助
同	繁昌神社	同高辻通室町西入繁昌町	惠美須神社
同	稻荷神社	同島原廓下之町	安井神社
同	稻荷社	同坊城通八條下ル東寺町	粟田神社
同	若一神社	同西七條御所ノ內町	三島神社
同	武御前神社	同西七條中之町	岡崎神社
同	宇賀神社	同東九條札之辻町	地主神社
同	白鳥神社	同福稻下高松町	
同	唐橋道祖神社	同唐橋町	
同	諏訪社	同島原	

一、大嘗祭當日供進使參向

十一月十四日十五日大嘗祭當日供進使ヲ市內指定鄉村社ニ參向セシメ神饌品觴ヲ供進セリ。

第三章　本市鄉村社ヘ供進使參向

指定鄉村社ヘ參向ノ節供進セシモノ

一金四百六拾圓也

內譯

一金百參拾四圓也　神饌料

一金參百貳拾六圓也　幣帛料

內譯

社格	社名	神饌料	幣帛料
指定鄉社	六孫王神社		一四圓
同	熊野神社	一四	
同	若宮八幡宮社	一四	
同	惠美須神社	一四	
同	安井神社	一四	
同	粟田神社	一四	
同	三島神社	一四	
同	岡崎神社	一四	
同	地主神社	一四	
小計		五四	一二六

社格	社名	神饌料	幣帛料
指定村社	水火天滿宮	四圓	一〇圓
同	櫟谷七野神社	四	一〇
同	靈光殿天滿宮	四	一〇
同	幸神社	四	一〇

同	大將軍八神社	四	一〇	
同	出世稻荷神社	四	一〇	
同	御所八幡宮	四	一〇	
同	八　神　社	四	一〇	
同	熊野若王寺神社	四	一〇	
同	大　豐　神　社	四	一〇	
同	滿足稻荷神社	四	一〇	
同	天神宮社	四	一〇	
同	田中神社	四	一〇	
同	敷地神社	四	一〇	
同	新熊野神社	四	一〇	
同	武信稻荷神社	四	一〇	
同	五條天神	四	一〇	
同	道祖神社	四	一〇	
同	市比賣神社	四	一〇	
同	瀧尾神社	四	一〇	
小計		八〇	二〇〇	

第一節　卽位式當日の奉祝式

一　市奉祝式

茲に桓武天皇奠都以來明治初年までの帝都に於て、第百二十四代に當らせ給ふ、我　聖上陛下にはいよ〳〵十一月十日卽位禮の盛典を行はせ給ふ、我帝國臣民は言ふも更なり友邦列國何れも、代表者を送りて慶祝の赤意を表し、山川草木悉く歡喜の色に榮え鳥獸の聲にも壽ぎの調あり、此の日此の時本市に於ては午後二時四十分より正廳式場に於て奉祝式を擧行す、定刻市會議員、市有功者、篤志者、市政記者及び局、部、課長等約五百名參集せり。

式次第

振鈴　一同入場
開式　祕書課長擧式の旨を告ぐ
開扉　市長最敬禮、一同最敬禮、萬歲三唱（午後三時）
閉扉
閉式　祕書課長閉式の旨を告ぐ

當日は土岐市長紫宸殿の儀に參列中に付安川助役代理司會せり。

右終了後祝宴場（市廳舍屋上大天幕張內）に於て祝酒を乾ぐ。

尙當日市は左記三ヶ所に奉賀名簿を備付け午前九時より午後四時迄一般市民奉祝の誠意を受付けたり。

受付場所　京都市役所玄關
　　上京區役所玄關
　　下京區役所玄關

通知書（其の一）

謹啓來ル十一月十日
大禮奉祝式擧行可致候間同日午後二時三十分市役所正廳ニ御參集相成度此段及御通知候

敬具

昭和三年十月二十日

京都市長　土岐嘉平

殿

追テ式後市役所屋上ニ於テ祝酒ノ用意有之候間申添候

通知書（其の二）

來ル十一月十日
大禮奉祝式擧行相成候條同日午後二時三十分市役所正廳ニ御參集相成度依命此段及通牒候

追テ貴部下吏員職員ニモ參列候樣周知方可然御取計有之度申添候

昭和三年十月二十日

祕書課長　天矢景光

殿

二　市民奉祝式

御卽位禮を終らせ給ひし翌十一日を期し、本市は更に岡崎市公會堂に於て市民奉祝式を擧行せり。

當日公會堂は莊重なる裝飾を施して本館全部を式場に充て、先づ玄關入口には受付あり、階段を上りたる正面の所には奉賀名簿を置きて署名所とし、式場正面の上段には御眞影を奉安しまつり、前面兩側には卓子を配置して祝酒を酌むの用意をなす。

參拜者は早朝より三三五五と參集して隨意に署名し參拜し、祝酒を酌みて一世一遇の大禮を壽ぎまつり、記念の土器を持ちて退出し、午後三時の終刻迄には實に數十冊の奉賀名簿を埋むるの盛況を呈したり。

通　知　書　（其の一）

來ル十一月十日

卽位式ヲ行ハセラレタル翌十一日ヲ期シ本市公會堂ニ於テ市民奉祝式ヲ擧行ス

市民各位ハ同日左ノ各項ニ依リ參會奉祝ノ儀ヲ致サレタシ

一、午前九時ヨリ午後三時迄ノ間ニ參會ノコト

一、服裝ハ相當禮服着用ノコト

一、參會者ハ指定ノ場所ニ於テ奉賀名簿ニ氏名ヲ自署シ次ニ

御眞影奉拜　次ニ祝酒ヲ受ケ退散

昭和三年十月二十日

京都市長　土岐嘉平

通知書（其の二）

來ル十一月十一日ハ別紙ノ通市民奉祝式擧行可致候條區民一般ニ周知方御取計相成度依命此段及通牒候也

昭和三年十一月一日

祕書課長　天矢景光

兩區長宛

（表）

昭和三年十一月十一日
市民奉祝式

奉祝土器引換券

京都市

（裏）

一、本券一枚につき土器一枚を引換へます

一、本券御所持の方は兩區役所又は市役所受付で御引換へ下さい

一、本券は十一月二十五日より十一月三十日迄の間に御引換へ下さい

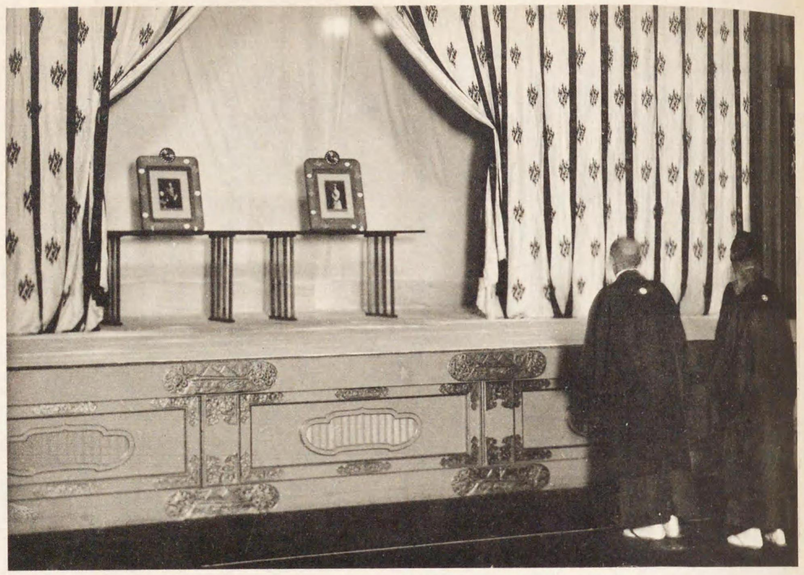

市民奉祝式（公會堂）

在鄕軍人奉祝式（圓山名櫻の下）

本市には各學區毎に公同組合竝に衞生組合なるもの、設けあり、更に之を有機的に統制する聯合の組織ありて、本市自治行政の基本機關として、府市百般の施設事業に貢獻する所あるは前述の如し、されば國祭式典等は悉く學校に集中するの慣習を有し、殆んど本市一齊に行ひ得る美風あり、本市の最も誇なりと信ず。

されば今回の大禮に當りては、一令の下に首尾整然として諸般の施設克く行き屆き、奉祝事項等亦千態一樣に亙りて剩す處なかりき。

十一月十日午後三時には、各區民代表者は夫れ〴〵學校へ參集の上兒童と共に奉祝式を擧行し、各學區毎に適當の祝酒祝餅を頒ちて當日を壽ぎたり。式の次第は總て學校の式次に據れり。

四　市立各學校奉祝式

本市立學校中（小學校は省く）中等學校以上十三及び高等小學校にては、何れも曩に文部省の示せる左記式次により、午後三時を期しいとも莊嚴なる奉祝式を擧行したり、本市私立各學校も略同樣なれば之を省く。

文部省訓令第十九號

直轄諸學校
公立私立ノ高等學校及專門學校
北海道廳府縣

本年十一月十日卽位ノ禮ヲ行ハセラルヽニ付當日各學校ニ於テ職員、生徒、兒童ヲ參集セシメ左ノ次第ニ準シ奉祝ノ式ヲ擧ケヘシ

但シ天皇陛下

皇后陛下ノ御眞影ヲ奉戴セサル學校ニ於テハ左記第二號ノ式ヲ闕キ又音樂若ハ唱歌ヲ課セサル學校ニ於テハ第五號ノ式ヲ闕クコトヲ得

昭和三年十月十五日

文部大臣　勝田主計

儀式次第

一、職員、生徒、兒童「君ヶ代」ヲ合唱ス
二、職員、生徒、兒童
天皇陛下
皇后陛下ノ御眞影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ
三、學校長ハ敎育ニ關スル勅語ヲ捧讀ス
四、學校長ハ大禮ニ關スル訓話ヲナス
五、職員、生徒、兒童ハ文部省選定ノ大禮奉祝唱歌ヲ合唱ス
六、職員、生徒、兒童
萬歲ヲ奉唱ス

文部省告示第三百六十五號

本年十一月十日大禮ヲ奉祝スル爲メ小學校其ノ他諸學校竝ニ男女青年團等ニ於テ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞竝ニ樂譜左ノ通選定ス

昭和三年九月二十八日

文部大臣　勝田主計

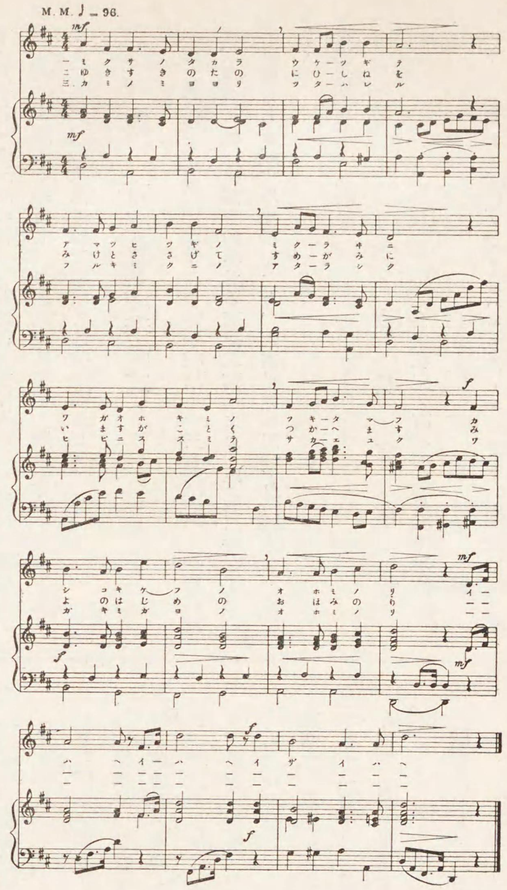

五　各種團體奉祝式

一、在鄉軍人會

帝國在鄉軍人會京都市聯合會は、十日午後三時各學區分會代表者約二千名、東山圓山名櫻の下大廣場に集合して整列、國歌合唱に次ぎて萬歳三唱當日を誇ぎ奉りたる後、祝酒を共にし散會したるが、莊重なる氣分嚴肅なる態度は他に比なく、終始よく帝國の中堅者たるを得て一糸紊れたる所なかりしは、見るものをして多大の感激を起さしめたり。

二、聯合青年團處女會

各學區に部屬せるものは、各最寄の學校に集合して式典に列したりしが、本市聯合青年團は時恰も警備の任を帶びて忙はしければ、聯合して擧式をなすの暇もなく道行く人と共に萬歳を奉唱したる程なり。尙は青年團奉祝事項は、別項全國青年團處女會大會の條章に委しければ茲に省略す。

第二節　一般市民奉祝狀況

當日は全國擧りて聖恩に對へ奉らざるものなく汽車、汽船、電車、

（當時ノ新聞記事）

鐵道市電でも
一齊萬歳を叫ぶ

赤誠と喜悅を胸に籠め
轟く皇禮砲を合圖に

十日午後三時！京都驛では驛樓上に臨時出張所を開いてゐる大阪鐵道局竝に運輸保線兩事務所員三百餘名は全部二時四十分までに構內檢車所前テニスコートに參集し京都驛員は車掌室、檢車所員から雇員に至るまで集會所に集合し敬虔な態度で時の到るを待ち三時となるや本局側は建設課計畫課長杉廣三郎氏驛側は釜內驛長が音頭をとり全員一齊に萬歳を三唱したが、これより先驛上下兩待合室で列車を待合せてゐた貴顯紳士も田舍びたお上りさんも老も若きも男も女も皆同時刻前になるや胸にあふれた赤誠と喜悅がそうさせたのであらう、誰の指圖も受けず三々五々驛前廣場に集まり一團となつて遙かに御所を拜みながら聲高らかに　天皇陛下萬歳を齊唱した、其の聲の晴れやかさ其の顏の生々しさ、深秋の空は高く神々しきまで澄み渡り、彼方には西陽を背に受けた東山が廓然と輪廓を畫がいてゐる、嗚呼何と云ふ涙ぐましき感激の一瞬であらう、一方市電車內では同時刻に出雲橋畔の號砲合圖に車掌の發聲で乘客全部が起立萬歳を齊唱し今日の佳き日を壽ほいだ。

自動車はいふも更なり、車馬は足を止め、道行く人、家庭にあるもの何れも容儀を正して定刻前時の至るを待受け、會社工場の汽笛、寺院の梵鐘と共に一齊萬歳を三唱せしが、本市も早くより各方面へ打合せの上限なく之が徹底に努め、さしも大禮の都たるだけに一人の落伍もなくサイレンの音もいと勇ましく一齊萬歳を奉唱して壽ぎまつる所ありたり。

第三節　大嘗祭當日

十四日、宵暗せまる頃より十五日拂曉にかけて行はせ給ふ大嘗祭の御儀は、典禮中最も嚴肅なる祭典にして、八千萬國民は一齊に齋戒沐浴していとも靜肅に致すべきなるが、わけて本市民は特にこの森嚴なる御儀式をまぢかく拜するの光榮に浴し、一層謹嚴の下に行を愼み、隣保相誡めて當夜を迎へまつりたり、京都府は一般市民に對し、府下一般に靜肅を旨とすべきやうこの注意書を發せしが、本市は曩に市長の諭告せる通告に基き、能く市民の注意を促したり、されば市中は何れも自發的に歌舞音曲を遠慮申上げ、新京極を始め各劇場の如きも、一般に午後六時を限りとして興業を休み、都踊、鴨川踊の休演を始め各遊廓も一齊に謹嚴の意を表し、自動車の動きも緩く、音高きクラクションを避けて低音のラッパを使用し、寺院の梵鐘、工場の汽笛も鳴りを鎭め、電車の響もかすかに、店頭の蓄音機はもとより、喧噪に亙る廣告樂隊の類は街頭より姿を消し、特に當夜は火を忌ませ給へる御儀なれば、火災の注意は申すまでもなく、錢湯は午後六時を限りて休業、宣傳、銀行會社なども門扉を閉ぢ、提燈行列はもとより奉祝に關する會合もなく心身を清めて只管御盛儀を迎へまつりしなり。

火の用心

火の用心……本日行はせらるゝ大嘗祭は極めて嚴肅な御儀式でありますから、特に火の元に注意し、火災の起らぬやうに致さねばなりませぬ。

昭和三年十一月十四日

京都府

右の宣傳ビラ二十萬枚を石版刷にして、本市は十四日朝一齊に各所自身番係、青年團員、在鄉軍人等の自警團をして各戸に配布せしめ、火災豫防の注意を喚起すべく努めたり。

第一節　奉迎送準備

一　奉迎送者範圍

京都行幸の儀竝に東京御還幸の儀に際し、京都驛に於て奉迎送を差許さるべき諸員の範圍及び服裝左の通定められたり。

一　大勳位
一　內閣總理大臣
一　樞密院議長
一　元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜ハリタル者
一　元帥　國務大臣　宮內大臣　內大臣
一　朝鮮總督
一　內閣總理大臣又ハ樞密院議長タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者
一　國務大臣宮內大臣又ハ內大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者
一　樞密院副議長
一　陸軍大將　海軍大將　樞密顧問官
一　親任官
一　貴族院議長　衆議院議長
一　勳一等旭日桐花大綬章
一　功一級
一　親任官ノ待遇ヲ賜ハリタル者
一　公爵
一　從一位
一　勳一等
一　以上ノ夫人
一　勅任官同待遇
一　貴族院副議長　衆議院副議長
一　韲香間祇候　錦鷄間祇候
一　侯爵　伯爵　子爵　男爵
一　貴族院議員　衆議院議員
一　奏任官　同待遇
一　從六位、勳六等、功五級以上ノ有位帶勳者
一　神佛各宗派管長
一　門跡寺院住職
一　褒章受領者
一　京都府會議長　同副議長　同議員
一　京都市會議長　同副議長　同議員
一　京都市助役　收入役　局長
一　京都市各區長
一　京都市各區會議長
一　京都府農會長
一　京都商工會議所會頭
一　京都市所在中等學校程度以上ノ學校長

備考　鹵簿ニ加ハルヘキ者ハ之ヲ除ク

注　意

服　裝

男子ハ大禮服正裝服制ナキ者ハ通常禮服（燕尾服黑高帽）

女子ハ通常服（ローブモンタント）又ハ袿袴（禮服）

神佛各宗派管長及門跡寺院住職ハ大禮服ニ相當スル服裝

二　府市民代表者資格

京都府は御著輦竝に御還幸の砌、府市民代表者をして沿道一定の場所に鹵簿を奉拜せしむることゝし、其の奉拜場入場者の資格を左の通指定せり。

一、官　　公　　吏
一、市常設委員
一、市有功者
一、市學務委員
一、學區學務委員
一、學區會議員
一、公　同　組　合
一、衞　生　組　合
一、商工會議所議員
一、府市教育會

奉拜場は府關係者ご共に丸太町通烏丸以東堺町御門に至る北側御苑外石垣に沿ひたる東西約百五十間の地域を充當せられ、之が收容力の關係上數れも其の半數を御著輦の際、他の一半を還幸の際奉拜せしむることゝ定められたり、而して本府市の入場證交付總人員二萬六千六十人に及べり。

十一月七日御著輦當日入場者は、午前八時より午後零時迄の間に下立賣室町の警戒線を經て下立賣御門を入り、宗像神社西の通を經て東洞院口より奉拜場に至らしむ、奉拜場は豫め席を第一區乃至第九區に區別し、豫て入場證に記されたる區劃番號に應じて順次其の席を指定せられたり、十一月二十七日御還幸當日は午前六時より同八時迄の間に入場することゝ定められ、其の道順等は御著輦の際ご同じく、又御駐輦中各山陵へ行幸竝に還御の際に於ける奉拜は孰れも同樣にして只入場時刻の異なるのみなりき。

（一）府市關係者鹵簿奉拜ニ關スル注意

◎奉拜場所＝丸太町通烏丸以東堺町御門迄ノ北側
◎入　口＝下立賣御門

一、入場ニ關スル注意

(1) 奉拜者ハ入場券裏面記載ノ注意事項ヲ了得嚴守スベシ
(2) 奉拜場入口ニ達スル通行路ハ室町下立賣ト心得ベシ
(3) 奉拜場入口ニ於テハ到着順ニ整列シ靜肅ニ改札ヲ待ツベシ
(4) 奉拜者ハ總テ一人毎ニ有效入場券ヲ所持セザレバ入場ヲ許サズ
(5) 奉拜者ハ奉拜場指定ノ區域内ニ於テ係員ノ指圖ニ從ヒ到着順ニ依リ順次着席スベシ
(6) 奉拜者ハ入場口ニ於テ係員ニ入場券ヲ示シ徽章及奉拜場案内圖ヲ受取リ徽章ハ遺失セザル樣必ズ着用スベシ
(7) 奉拜場ハ區域ニ依リ同一區内ニ數種ノ資格者入場スベキニ付各自ニ於テ

御苑内奉拜場圖

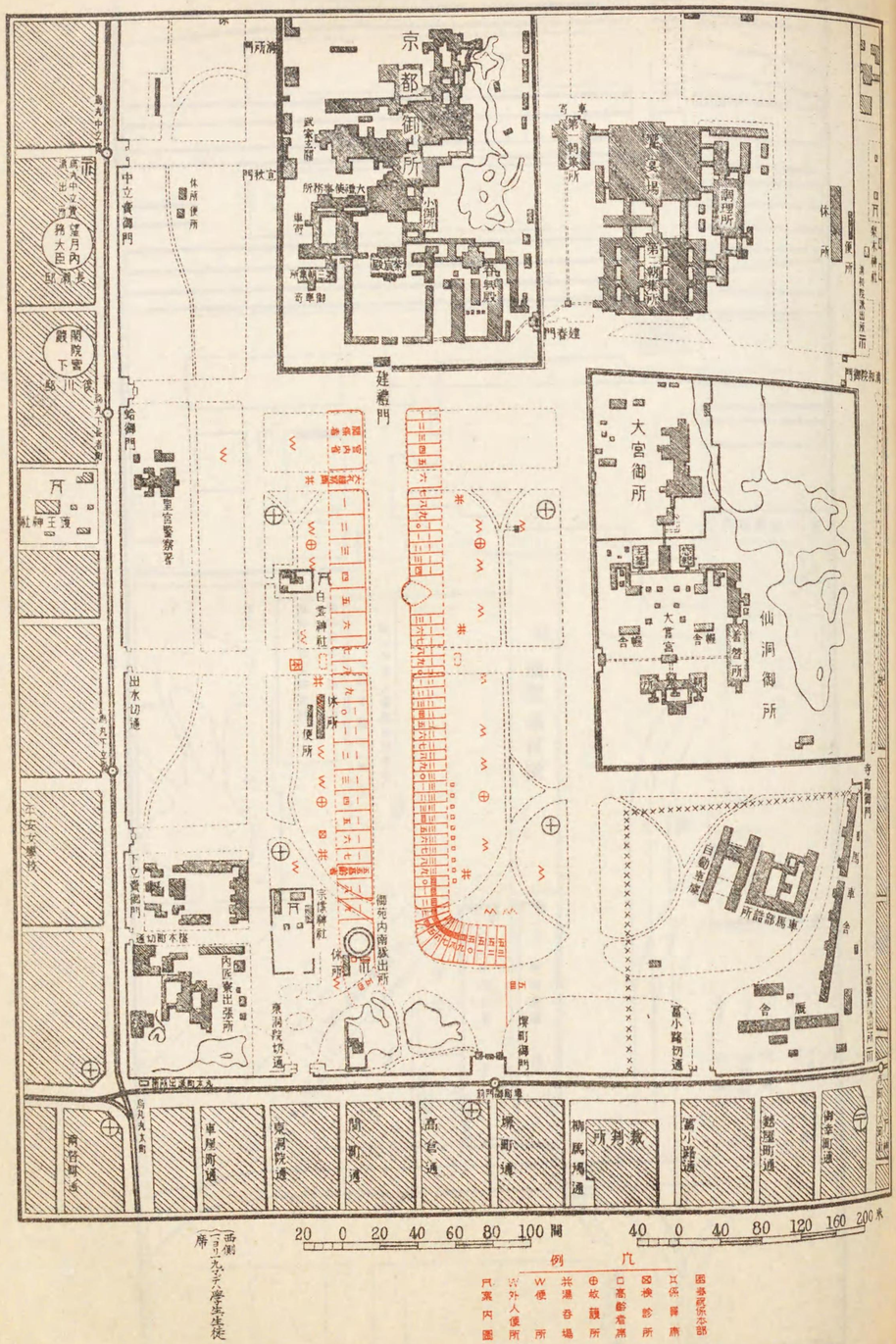

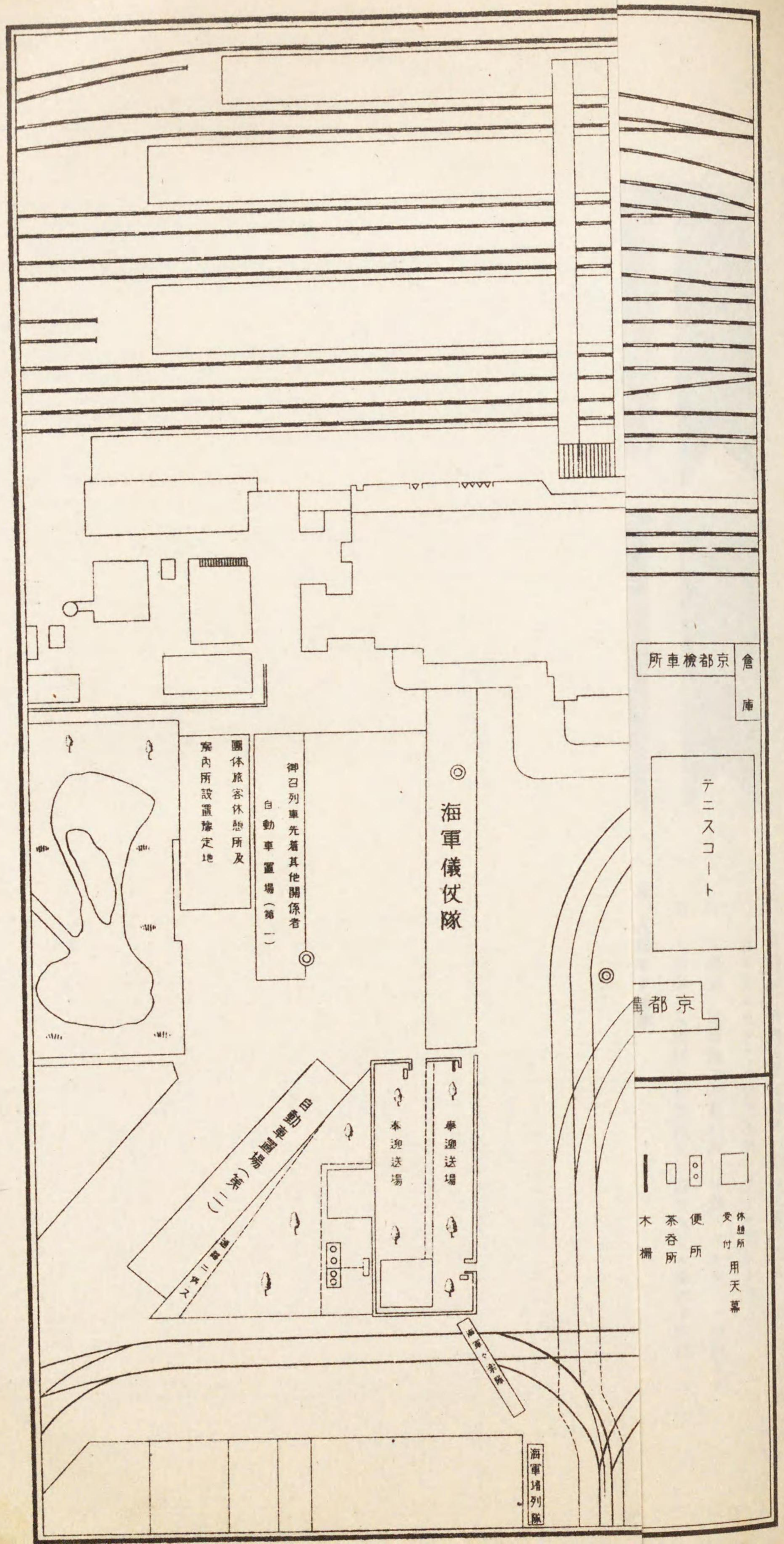
京都檢車所
倉庫
テニスコート
京都驛
海軍儀仗隊
御召列車先着其他關係者
自動車置場（第一）
團体旅客休憩所及
案內所設置豫定地
自動車置場（第二）
奉迎送場
奉迎送場
海軍々楽隊
海軍堵列隊
休憩所
受付
用天幕
便所
茶呑所
木柵

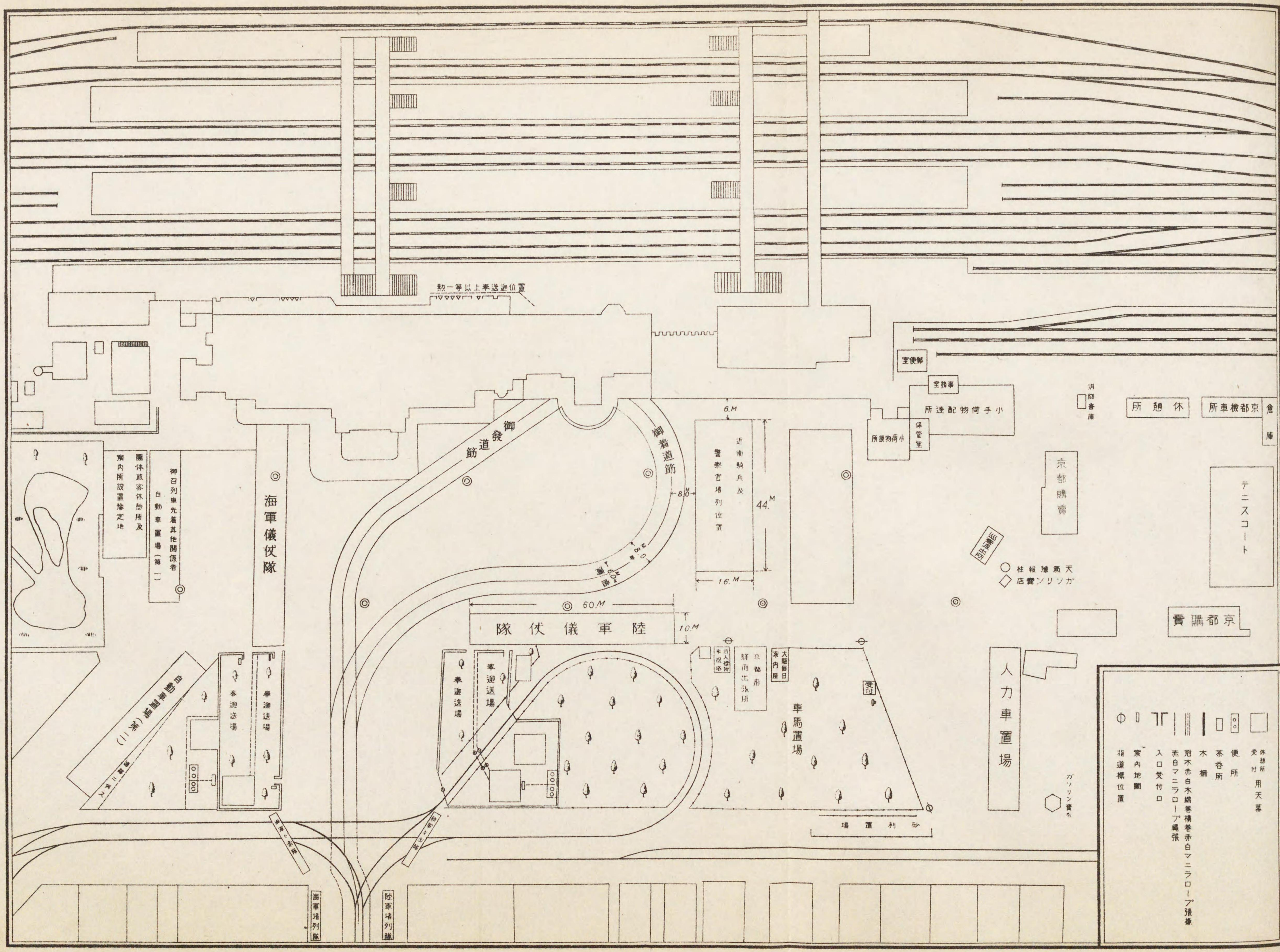
勅一等以上奉送迎位置
御發道筋
御着道筋
海軍儀仗隊
陸軍儀仗隊
60.M
10.M
6.M
8.0.M
44.M
16.M
近衛騎兵及警察官堵列位置
團体旅客休憩所及案内所設置豫定地
御召列車先着其他關係者自動車置場(第一)
自動車置場(第二)
奉迎送場
奉迎送場
奉迎送場
奉迎送場
市人標本祝塔
京都府驛前出張所
大阪毎日案内所
車馬置場
人力車置場
郵便室
事務室
小手荷物配達所
小荷物扱所
保管室
消防番庫
休憩所
京都検車所
倉庫
京都購賣
テニスコート
巡査派出所
天氣豫報柱
ガソリン賣店
京都購賣
ガソリン賣店
海軍堵列隊
陸軍堵列隊
休憩所受付用天幕
便所
茶呑所
木柵
冠木赤白木綿巻横巻赤白マニラロープ張
赤白マニラロープ繩張
入口受付口
案内地圖
指道標位置

奉迎送者佩用徽章

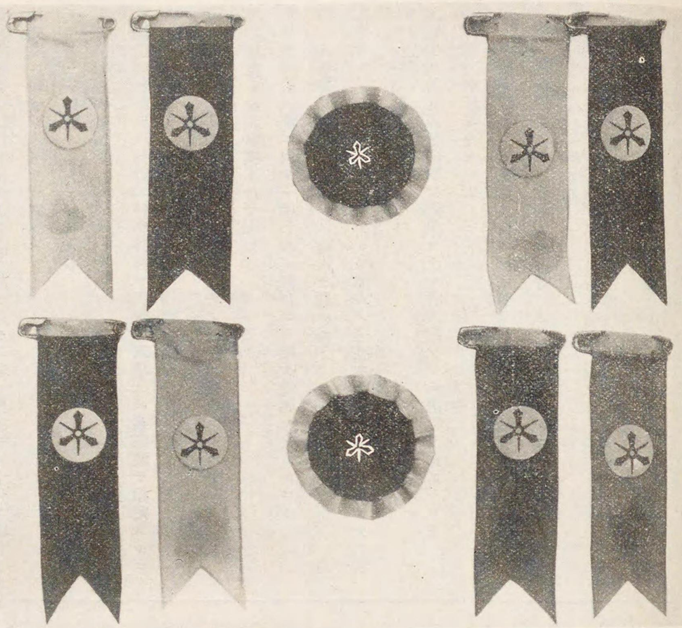

中央菊花形上、七日御着輦、下二十六日御發輦の際、中央に京都市のマークを入れ金色の菊を挿み周圍に紅白(御着輦、紫白(御發輦)染め分けの布を花瓣形に配す、直徑四十五糎)

御親謁行幸又還幸の際長八十二糎巾二十五糎のリボン形にして中央に市のマークを記す

(1)十九日行幸—青　(2)廿三日行幸—白　(3)廿四日行幸—赤　(4)廿五日行幸—淡水
(5)廿二日還幸—紫　(6)廿三日還幸—黄　(7)廿四日還幸—桃　(8)廿五日還幸—綠

二、入場券ニ關スル注意

(1) 入場券ノ資格及住所氏名ハ最モ明瞭ニ記入スベシ誤記其他ニ依リ訂正セルモノ又ハ資格不明ノモノハ無效トス
(2) 入場券ノ切取線ヲ改札以前ニ切離ジタルモノハ無效トス
(3) 入場券ハ入場後ト雖毀損又ハ紛失セザル樣必ズ所持スベシ

三、入場中ノ注意

(1) 入場中係員ヨリ入場券ノ提示ヲ要求シタルトキハ直ニ差出スベシ
(2) 奉拜場ニハ救護所、湯呑所、便所等ヲ設備シアルモ多人數ノコト故特ニ混雜ヲ來サザル樣各自注意スベシ
(3) 辨當持參ノ必要アルトキハ成ルベク輕便ナルモノトシ食後竹ノ皮包紙等ハ放置スルコトナク必ズ持チ歸ルベシ

四、奉拜ニ關スル注意

(1) 奉拜者ハ全部端座ノマヽ奉拜スベシ
(2) 奉拜ノ際ハ脫帽ハ素ヨリ襟卷、外套等ハ之ヲ脫シ膝上ニ置クベシ
(3) 雨天ノ際ハ雨具ヲ持參スルコトヲ得

以上

(二)　丸太町奉拜場係注意事項

一、丸太町奉拜場係員ノ任務ヲ分チ左ノ三係トス
(1) 受付係
(2) 奉拜場整理係
(3) 奉拜者係
一、各係員ハ互ニ連絡ヲ圖リ指揮ニ從フコト
一、受付係ニ於テハ左記事項ヲ嚴守スルコト

(1) 奉拜券ヲ點檢シ裏面記載事項ニ反シタル者及不敬ニ渉ルガ如キ服裝ヲナセル者ニ對シテハ入場ヲ許サザルコト

(2) 資格欄記載ノ資格ト當人トノ間ニ於テ疑シキ者ニ對シテハ十分ニ調査シ指揮者ニ報告シ入場ヲ決定スベシ

(3) 入場者ニハ徽章ヲ各人ニ渡スベシ

一、奉拜者係ハ左記事項ヲ行フベシ

(1) 東洞院口ニ於テ奉拜者ニ付奉拜券ヲ調査シ入場スベキ區域ヲ指定スルコト

(2) 奉拜者入場ヲ終リタル後ハ奉拜場整理ノ任務ニ從事スルコト

一、奉拜場整理係ハ左記事項ヲ行フベシ

(1) 奉拜者到着ノ順ニ依リ一坪十人ノ割合ニテ順次着席セシムルコト

(2) 時ニ入場券ヲ點檢シ他區トノ混入ヲ防グコト

(3) 入場者ニシテ不遜ノ行爲ヲナシ又他人ノ迷惑ニナルガ如キ行爲ヲナス者ニ對シテハ注意ヲ加フルコト

(4) 入場券ヲ持タズ又徽章ヲ着用セザル者ニ對シテハ退場ヲ命ズルコト

(5) 奉拜者ハ全部端座セシムルコト

(6) 無資格者ノ混入ニハ特ニ注意スルコト

(7) 奉拜ノ際ハ脫帽セシメ襟卷、外套等ハ之ヲ脫セシムルコト

一、丸太町奉拜場ヘ入ルベキモノ

(1) 市、上下區役所員

(2) 同　技手

(3) 公同組合幹事、同組合長

(4) 衞生組合長、同幹事

(5) 市學務委員

(6) 市常設委員

(7) 市有功者竝篤志者

(8) 市學區會議員、同議長副議長

(9) 府市教育會役員

10) 大禮博役員

(11) 方面委員

(12) 社會事業從事者

(13) 宿舍提供者

(二)　鹵簿奉拜日時別人員、入場券其の他割當表

日別	奉拜資格者	人員數	入場券數	徽章數	案內圖數
十一月七日	別表資格者の半數	二、六五〇人			
	府關係者の半數	七五〇			
	方面委員の半數	四五〇	四、〇〇〇枚	四、〇〇〇個	四、八〇〇枚
	計	三、八三〇			
同　廿日	府市關係者の家族	計二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	三、〇〇〇
同　廿一日	同	計二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	三、〇〇〇
同(行幸)廿三日	同	計二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	三、〇〇〇
同(還幸)同	同	計二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	三、〇〇〇
同(行幸)廿四日	同	計二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	三、〇〇〇
同(還幸)同	同	計二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	三、〇〇〇
同(行幸)廿五日	同	計二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	三、〇〇〇
同(還幸)同	同	計二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	三、〇〇〇
十一月廿六日	別表資格者の半數	二、六五〇			
	府關係者の半數	七五〇			
	方面委員の半數	四五〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、三〇〇
	計	三、八三〇			
總計		府市關係者 二、八三〇人 (市) 一、五二〇 (府) 一、三〇〇 (方) 九〇〇	計 二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二九、三〇〇

備考　七日は府關係者及び方面委員の入場券は府廳より手交せり、奉拜場は一坪に付十一人詰とす

二十四、五の兩日は行幸より還幸迄の時間の都合上行幸還幸を一回とすればそれに應じて入場券其の他を減ずること

(四)　本市大禮奉祝事務局に於て取扱ひたる鹵簿奉拜資格者調

市助役	二人	區長	二人
藍綬褒賞受領者	五	綠綬褒賞受領者	五
紅綬褒賞受領者	〇	黃綬褒賞受領者	一〇
從六位又ハ勳六等以上の有位帶勳者	六二八	市役所書記	四〇七
市役所技手	二一四	上京區役所書記	一〇二
下京區役所書記	一〇四	公同組合幹事	一六七
公同組合長	二、三五三	衞生組合幹事	一五六
衞生組長	九四七	學務委員	一四六
市常設委員	五一	市有功者	三八
篤志者	一〇三	市教育會役員	二五
市尙武義會役員	一九一	醫師會市部役員	一〇
大禮記念京都大博覽會役員及審査員	一、一六三	市會議員　市常設委員ヲ同一	
學區會議長及副議長	一四六	學區會議員	七〇六
大禮奉祝會百圓以上の寄附者	一、五〇〇	計	九、二〇一

(五)　奉拜所設備

御所石垣前の溝渠石礫の上には左記設計書に依る設備をなせり、奉拜所前には府警察部の方より警備繩を引きたり。

奉拜人員は三千五百名にして全體を十區分し各區間に前記警備繩を利用し石垣際まで繩を引きて二尺五寸の通路を設け御通過に際し係員奉拜の場所こなせり。

東洞院口を入りたる西側芝生上に宮內省の諒解を得て二十坪の天幕を張り、湯呑所救護所に充て、其の裏手に男子用便所を三ヶ所、婦人用便所を三ヶ所何れも四斗樽を利用し簡單なる板張りこして設備せり。

奉拜者入口(下立賣御門)を三ヶ所に分ち、門內に天幕(十坪)を張り火鉢、卓子、椅子を置き受付こなせり。

附錄第一號

名稱	品種	長さ	巾及厚さ	員數	呼稱
根太前框	米松	二間	五寸、一寸五分	六三	丁
根太	北海松	一間	山挽二寸	五〇〇	丁
大曳	〃	二間	〃二寸二つ割	一八九	丁
床板	〃	一間	竝八分板	一四六	
鼻隱	〃	延坪	巾三寸竝四分板	一二五、五	面坪
釘	大小取交セ			七〇	
大工	一切	四十八圓			
手傳	〃	二十一圓五十五錢			

附錄第二號

一、莚　品質は見本品提出の上係員の承認を受けしめたり。

二、枚數　八百枚(豫備八百枚)　計千六百枚

三、奉拜の度毎に指定の個所に敷込み奉拜終了後は直ちに撤去するものこす。(同日に二回あるこきは二回目終了後こす)

第二節　御着輦當日

一　御着輦當日の奉迎

連綿たる寶祚は、天壤無窮の隆を垂れ、宏遠なる皇謨は、古今有赫の烈を仰ぎ、聖々神器を相承けて德を積み仁を累ね給ふ。恭く惟みるに、叡聖文武の　天皇陛下には、曩に萬世一系の鴻緒を承けさせ給ひ誕に四方兆民の輿情に愜はせられ、皇化維れ新たに天恩遐かに洽ねく、茲に彝章に率ひて將に大禮を行はせられんとし、今日しも祖宗の神器を虔奉して京都の皇宮に移御し給ふ、御着輦も程迫りぬれば京都驛頭のけはひ輦路に堵列せる海陸の兵、都鄙の民均しく襟を正し容を整へいとも森嚴に、夜來の雨は息みて山美はしく水清らかなる舊都の衢は瑞氣八方に漲り、萬象悉く曩古の盛典を壽ぐものゝ如し。

午前六時頃より鹵簿通御の御道筋一帶は、驛頭より烏丸通を一直線に北へ、丸太町通を東へ御苑内に至る間を中心として、五箇大隊より成れる警察警備隊の手によりて、次第に交通は遮斷せられたり、さきは前夜半より、遲きも朝まだき、大風の押し寄するが如く御通路に殺到して、區劃されたる奉拜所に或は蹲座し、或は佇立し、遲れて場所を得ざる者は警備隊の叱咤號令を耳にしながらも、一生の光榮にかにもして拜觀せばやと際を覗ふ、何れも歡に狂せんとする喧囂雜閙の狀筆紙のよくする所にあらず、されど緊張せる群衆は、決して其の度を失するなく、御通路は整然として銀帶長く北に延び、兩側を彩る三色の幔幕に鼉太鼓の飾り纛旛頂に日章旗をあしらひ吊したる萬歲旛毎に、大電飾を施こし五彩燦爛宛から名匠の心血を注ける繪巻物を見るが如し、其の間に傳騎の蹄音戞々として飛び、自動車は轍の音輕く來往し時間は刻々に迫り行く、斯くする裡に大禮使によりて定められたる奉迎者（前節參照）は、何れも大禮服正製、燕尾服、ローブモンタント、袴等それ〴〵規定の服裝にて驛前大廣場の東方に整列奉迎し、西側は軍人後援會、武德會、愛國婦人會、赤十字社後援婦人會、濟生會、在鄉軍人會、外國人、新聞記者及び各種團體等の代表者、何れも列を正して整立し、建禮門以南舊九條邸迄以北の兩側には宮内省

京　都　驛

御着輦當日の朝（七日京都驛前）

御苑内に於ける高齢者拜奉

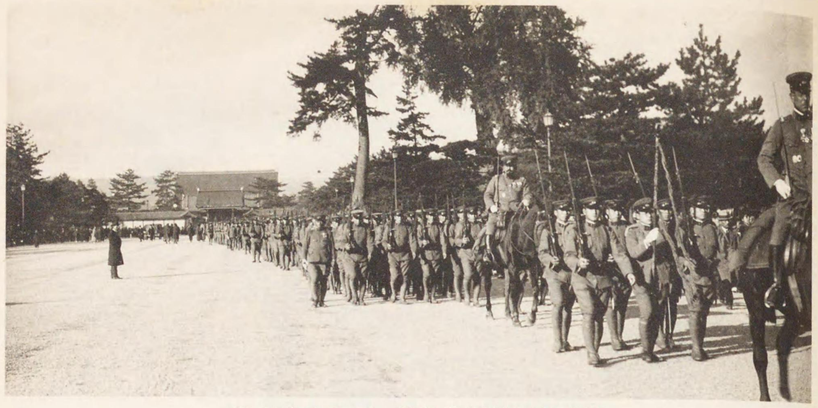

近衞兵建禮門前出發（七日御着輦前）

御着輦前の京都驛前（七日）

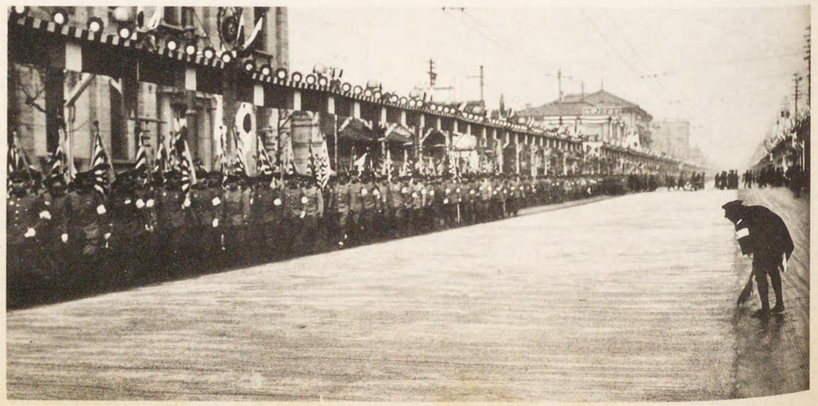

御着輦前の御道筋（烏丸通）

行幸御道筋の一般奉拜者（七日朝）

上　　同

御苑内に於ける學生團の奉拜

關係者を先頭に京都帝國大學、第三高等、高等工藝其の他の官立學校職員及び生徒代表者、京都府、市立及び私立の各專門學校、師範、中學竝に各小學校の職員、生徒代表者が、三十に區劃されたる奉拜所に整列し、其の最尾には高齡者が跪座して何れも奉迎をなせり。

又十六師團將官の指揮する京都師團の堵列兵は、步兵第三十八聯隊、騎兵第二十二聯隊、野砲兵第二十二聯隊、工兵第四大隊、輜重兵第十六大隊の順序にて約五千の將卒驛前大奉迎門外三哲通の北より一直線に松原通迄電車線路の西側敷石際に二列ニなりて堵列し、陸軍々樂隊は、驛前奉祝門内西側に在り、隊員五十名樂長之を指揮して君が代を奏す。又大阪灣泊中の軍艦より差遣せられたる海軍堵列兵約二百名は滿軍々樂隊ニ共に奉迎門外三哲通の先頭なる烏丸通東側步道ニ車道の中間排水溝際に二列ニなりて七條通迄に堵列す、御所建春門外には近衞步兵六個大隊の禮裝勇ましく、劍光帽影參差ニして壯觀言はん方なし。

わけて行幸御道筋の烏丸通は、大動脈ニして全國の大禮氣分を此處に集めたるやの感あり、驛前奉迎門を起點ニして堺町御門に至る一線は音波ニ人波燦然たる裝飾色彩の波を漂はせ、奉迎席には、三萬六千枚の席を六百の人夫によりて敷き詰めたる、御沿道全部には七千八百の畚に盛れる淨砂を撒布したる等自ら森嚴尊崇の念に打たる、前夜來より降り出せる雨も何かは「心なき雨よニ言へば何ぉコリ沈めの雨なり」ニして固より誰一人立退かんニする者はなく、中には用意の雨傘をかざすもあれば、油紙合羽毛布なごを代用して其の場を凌ぐ。刻一刻群集は詰めかけ、遠きは滿洲、樺太、臺灣或は米國よりも態々歸朝せるものさへあり、眞に沿道は立錐の餘地だになし、殊に高島屋を初め沿道大小商店のショウウヰンド、店先等の陳列場は全部取除かれて一般奉拜所に充てられ、寸隙の場所だも餘す所なき狀況なりき。

本市が沿道一帶の整備飾付けに最善の努力を拂へるは既に前章に盡せる所なるが、此の日土岐市長は、特に午前五時半より行幸道路の裝飾淸掃等の萬全を期すべく下檢分をなしたる程にて其の準備全く遺憾なきを示せり。

時は刻々に迫り、正午ニなり一時ニなり、滿街の氣分自ら緊張し來る、十步乃至三十步を隔てゝ、嚴かに警備せる警察官は、不動の姿勢

をこりて立つ。聽て一時三十分こなるや驛の南方東寺道に砲列を布ける野砲兵一箇中隊は、四門の砲口を北に向けて百一發の皇禮砲の第一發を放つ、砲聲殷々こして天地に轟き渡る間に加茂川堤鐵橋附近に設けたる京都市奉迎の煙火も亦其の第一發を打上ぐ、轟々の響に百萬の奉迎者自ら容を整ふ、やがて宮廷列車は正二時御豫定に分秒の差もなく京都停車場に進み入る。

陛下には、是より先プラットホームに奉迎せられたる　久邇宮邦彦王、同妃俔子兩殿下を始め奉り、梨本宮守正王、同妃伊都子、朝香宮鳩彦王、同妃允子內親王、伏見宮博恭王、同妃經子、賀陽宮恒憲王、同妃敏子、東久邇宮稔彦王、李王垠殿下、同妃方子女王の各殿下竝に李璫公殿下を始め、有資格者數百名の奉迎者に御會釋を給ひつゝ、軍樂隊が劈曉こして國歌を吹奏する間に玉歩靜かに御車を出でさせられ、天顏いこも御晴やかに大禮使總裁　閑院大將宮殿下、秩父宮、同妃兩殿下、伏見博恭王同妃兩殿下、大禮使近衞長官、珍田侍從長、牧野內大臣一木宮相等を從へさせられ便殿に入御し給ふ、斯かる間に便殿の西南鯨幕を引廻されたる所に、八瀨輿丁十六名、賢所を奉安すべき御羽車を搬入して其の傍らに蹲踞すれば、特に掌典を拜命したる鐵道院技師驛員等一旦褰けたる西方の幕を下ろし、賢所奉安車の扉を開きて賢所を納められたる御箱を手綱によりて曳き參らせ、御羽車に移御し奉り終つて西方の幕を褰ぐれば、輿丁は、畏る〳〵進みよりこれを奉昇して更に便殿御廣間に移し奉り、數歩退下して命を待つ、此の間陛下には各　皇族、親任官に謁を賜ふ、皇禮砲は絕えず響き渡り、奉祝の煙火も快よく空に開く、やがて鹵簿進發の刻限は來りぬ、皇室に御緣最も深き光榮を有する我が京都市は、此の日此の時、更に千古不磨の光彩ある歷史の一頁を飾りたるなり、御道筋には、雪を欺く白河砂日に照り映えて美しく、十數時を待ち奉れる百萬の奉迎者拜觀者は、首を伸ばして御進發を拜せんものこ一入の緊張味を帶ぶ。奉祝門內の左方馬首を揃へたる近衞儀仗兵の駿馬、自らなる瑞氣に嘶くも勇ましく、時移り二時十四分を指すや、忽ち戞々たる馬蹄の響に應じて拜觀の萬衆宛がら水を打てるが如く靜けし、徐々に進み行く鹵簿を拜するに、

聖上陛下には、いこも莊嚴なる大元帥の御正裝を、　皇后陛下には純白の通常服を召させ給ひ、扈從せる文武百官何れも大禮服其の他の正服正裝にて恭しく襟を正す、御道筋沿道には奉拜の庶民瞬きもせず燦爛たる大禮服衣冠束帶の人々の華繪の大和鞍を置けるさまなご雅やかなる我古典的風俗に感激しまつるは、實に御稜威八紘に普ねしこや申すべき、一齊に額づきまつりて淚さへうかべぬ、堺町門內に拜跪せる高齡者は、今日の御盛儀に會ふの嬉れしさを滿身に包み、各學校宮內關係の人々等の奉拜せる中をやがて建禮門に入らせ給ふ、鹵簿の殿尾門內に消ゆるこ共に建禮御門は嚴かに鎖さる、時正に午後三時二十分なりき。

京都驛間簿

皇鹵

警部（騎馬）　警部（騎馬）　警視（騎馬）　警部（騎馬）　警部（騎馬）　警視（騎馬）　警部（騎馬）　警部（騎馬）　池田警察部長（騎馬）　警部（騎馬）　警部（騎馬）　近衞騎兵　渡部式部官

（馬車）伊藤式部長官（馬車）　一木宮相（馬車）　近衞騎兵　森山掌典補（騎馬）　八束掌典（騎馬）　磐田中尉（騎馬）　里見少佐　瓦田掌典補（騎馬）　立花掌典（騎馬）　大野大尉（騎馬）　岩田少佐

（騎馬）　中山中佐（騎馬）　中平大尉（騎馬）　三條西掌典（騎馬）　土屋掌典補（騎馬）

（騎馬）　**賢所御羽車**　鴛輿丁卅二人　吳床　雨皮　九條掌典長（騎馬）　庭田掌典（騎馬）　川出掌典補（騎馬）

（騎馬）　篠田少將（騎馬）　上野大尉（騎馬）　吳床

近衞騎兵　天皇旗　近衞騎兵　友田車馬監（騎馬）　木村大尉（騎馬）　栗岩大尉（騎馬）　山田大佐（騎馬）　吉川大尉（騎馬）　那倉大佐（騎馬）

（北川曹長捧持）　角田中尉（騎馬）　荻洲中佐（騎馬）　**天皇**（六頭立御馬車）　井上少佐（騎馬）　近衞騎兵　**皇后**（四頭立御馬車）

（珍田侍從長陪乘）　武雄中佐（騎馬）　竹屋女官長陪乘）

渡邊大尉（騎馬）　酒井中尉（騎馬）　伊東中佐（騎馬）

山縣少佐（騎馬）　瀨川侍從武官（騎馬）　秩父宮　伏見宮

奈良侍從武官長（騎馬）　西園寺主馬頭（騎馬）　松井第十六師團長（騎馬）　近衞騎兵　閑院總裁宮（馬車）

綠川大尉（騎馬）　矢野侍從武官（騎馬）　（馬車）　（馬車）

同妃　同妃

今村侍從武官　津輕女官　關屋宮內次官

近衞騎兵　牧野侍從（馬車）　（馬車）　牧野內大臣（馬車）　田中首相（馬車）　渡邊式部次長（馬車）

土屋侍從　山岡女官　倉富樞密院議長（馬車）　近衞大禮使長官（馬車）　鳩山書記官長

黑田事務官　木下宮內書記官

河井皇后宮大夫（馬車）　松井內大臣祕書官（馬車）　大木式部官（馬車）　大海原知事（馬車）　近衞騎兵　警部（騎馬）　警視（騎馬）　警部（騎馬）

松永侍醫　白根大禮使高等官　警部（騎馬）　警部（騎馬）

二　有資格者の奉迎

有資格者の奉迎は、七條驛前市奉祝門內及御苑內こ定められたるが驛前廣場奉祝門內の西側には、紅白の布の欄を設けて勅任官、同待遇奏任官、同待遇、京都市長、門跡、寺院管長、京都府市會議長、京都商工會議所會頭等の有資格者が襟を正して居竝び、奉迎門前三哲通には大禮謹寫團、新聞記者、大禮記者等が奉迎し驛一號線ホームの第一列には　賀陽宮同妃兩殿下、久邇宮同妃兩殿下、梨本宮同妃兩殿下、

京都驛前に於ける有資格者の奉迎（七日）

朝香宮同妃兩殿下、東久邇宮同妃兩殿下、李王同妃兩殿下、李鍝公殿下、各皇族殿下、第二列には白川陸相、中橋商相、三土藏相、山本農相、原法相、勝田文相の各國務大臣及夫人、川村臺灣總督、木下關東廳長官を始め後藤子爵、犬養毅の兩前官禮遇、井上元帥、林權助男、金谷大將、佐藤北大總長、伊知地海軍中將、小山檢事總長、荒木京大總長、勳一等李家隆助、齋藤實子、齋藤海軍中將、菱刈臺灣軍司令官、勳一等本多熊太郎、日高海軍大將、淺野長勳侯、大谷第二艦隊司令官、水野錬太郎、土岐京都市長、東郷海軍中將、山中海軍中將、二上樞密院書記官長、同夫人、小笠原長幹伯、華頂侯爵、平沼樞府副議長、牧野大審院長、鈴木海軍々令部長、清浦子爵等正裝、燕尾服、ローブモンタント、袴等に威儀を正し奉迎申上げ剣光帽影目もくらむばかりの華かさなり。尚東側には特に差許されたる京都府市の有資格者が、何れも奉迎申上げたり。

本市職員中京都驛構内に於て奉迎送を差許されたる者

資格	氏名
京都市長	土岐嘉平
京都市助役	安川和三郎
京都市助役	岡田喜久治
正六位勳六等	北崎巽
從四位勳四等	竹井貞太郎
從四位勳三等功五級	宇野捨二
陸軍砲兵少尉	松見貫一
勳五等	岩本千次郎
正六位勳五等	和田不二男
帝室博物館學藝委員（高等官）	關保之助
正五位勳六等	會田龍雄
勳六等	三浦吉四郎
子爵	難波宗治
勳五等功五級	土岐百巖
從六位	横谷八代松
正五位勳四等	市川達次郎
勳六等	大屋常次郎
勳六等	富樫米造
豫備役陸軍二等藥劑官、勳六等	平井砂
從六位	天矢景光
京都市上京區長	太田勝郎
勳六等	伊藤大三郎
豫備役陸軍憲兵少佐從六位勳五等	佐々木格太郎
勳六等	雨森一男
陸軍歩兵中尉勳六等	吉岡貫一
豫備役陸軍歩兵少尉	中西正光
京都市下京區長	五島藤一
從五位勳五等	林廣吉
陸軍歩兵少佐正六位勳六等	山本豐三郎
陸軍歩兵中尉勳六等	門脇治三郎
海軍特務少尉勳六等	三浦彌三七
從五位勳六等	井手久馬彦
勳六等	小西愛三
後備役陸軍三等主計	中村隆太郎
同　陸軍歩兵少尉	石井惠岳
豫備役陸軍歩兵少尉	小畑備賀九
高等官待遇	淺井修吉
同上	北室清一郎
同上	内田新
同上	三浦隆治
同上	成瀬賢曜
同上	堀越武雄
豫備役陸軍二等軍醫正	西田季雅
從四位勳四等	高田景
正六位	木村喬
從六位	三橋國太郎
陸軍歩兵少佐正六位勳五等	中島勝正
陸軍歩兵少佐正六位勳六等	村上孝一
陸軍歩兵中尉	松浦貞彦
陸軍歩兵少尉	吉川孟文
海軍特務少尉勳六等	小池八輿吉
正五位勳五等	溝口親種
退職陸軍歩兵中尉勳五等功五級	吉川千里
勳六等	武田治之助
豫備役陸軍歩兵少尉	廣瀬愛城
勳六等	村田惣三郎
後備役陸軍歩兵大尉勳六等	藤木兼直
從五位勳五等	田口俊一
豫備役陸軍三等主計	金井清
同　歩兵少尉	河田梅右衞門
退役陸軍三等主計正六位勳四等	安河内丈夫
後備役陸軍歩兵大尉從六位勳五等功五級	筒井壽
勳六等	塚田忠雄
退役陸軍工兵少尉	板谷一男
勳五等	赤井直

從五位　仲井俊雄

三　各種團體の奉拜

七日の御着輦當日を初め各山陵御親謁の際より東京御還幸まで卽ち鹵簿御通御の際は廣く一般庶民に奉拜せしめんため、七條通烏丸より堺町門前までは止むを得ざるもの、外は可成團體の奉迎を避けしめ、御苑内は堺町御門より建禮門に至る迄を主として、各種團體の奉迎所と定められたり。

第三節　本市の奉送迎

本市奉迎送の事務は、專ら本市大禮事務局内記係に於て之が計畫を立て府大禮事務局と數次の折衝を重ねて決定せるものにして漸く次の成案を見るに至れり。

一、奉　拜　所

烏丸通丸太町以東堺町御門迄の間一帶（同所西端十八間東端にて五間を除く）此の面積三百七十坪を以て充つ。

一、奉拜場入口

京都行幸當日（十一月七日）及東京御還行當日（十一月二十六日）は、下立賣御門とし他の日に於ける中關奉拜は橋木町御苑内入口とす。

御苑内に於ける全國新聞雜誌記者團の奉拜

一、入場者の收容

京都行幸當日及東京御還幸當日一坪に付約十一人、京都御駐輦中に於ける行還幸當日（十一月二十日二十一日、二十三日、二十四日、二十五日）一坪に付約五人の割合とし、全場を十區に分ち資格者別に收容することゝす。但し奉拜者は全部跪座のこと。

一、入場者の資格及人員

府市關係奉拜者の資格及其の人員總數左の如し

1、十一月七日及十一月二十六日の分

イ、市區關係者人員五千二百六十名

内譯	
有功者	三九
篤志者	一一六
罹災墳補員	六
公同正副幹事	一四七
衛生正副幹事	一五〇
公同衛生組長	三、一〇二
學務委員	八四
同　議　員	四二七
博覽會關係者	一〇九
學區會正副議長	一〇〇
市區役所關係者	九八一

計　五、二六六

ロ、府關係者人員二千三百名

内譯	
方面委員	九〇〇
府關係者	一、四〇〇
計	二、三〇〇

合計　七千五百六十名

2、十一月二十日、二十一日、二十三日、二十四日、二十五日の分

イ、府市關係者總人員一萬八千四百名

内譯（本市分）

二千三百名	行幸の際	還幸の際
同	行幸の際	還幸の際
同	行幸の際	還幸の際
同	行幸の際	還幸の際
同	行幸の際	還幸の際
同	行幸の際	還幸の際

十一月二十一日	（伊勢）	
同　二十三日	（畝傍）	
同　二十四日	（泉山）	
同　二十五日	（桃山）	

右は主として府市會議員及同議員の家族の奉拜に便するものにして、奉拜日は便宜之を割當てたり。

御着輦當日の奉拜者（七日）

一、奉拜者の取扱

イ、奉拜場所は、其の混雜を避け取締に便するため、府に於て十區に分ち、資格者の人員に應じて配當し、通達せるものに限ること

ロ、奉拜場入場券は、少くとも奉拜五日以前に、個人關係者には直接、其の他の者に對しては區長及廓長より本人に交付するものとす。

ハ、奉拜場の受付は、下立賣門内に設け、奉拜者より受取りたる入場券の一部を切取り、之と引換に徽章及別紙の奉拜場案内圖を渡すこと

ニ、奉拜場には府市より適當の係員を派遣し受付及奉拜場一切の監督及取締に當らしむること。

ホ、入場券は別紙の如きものにして、其の

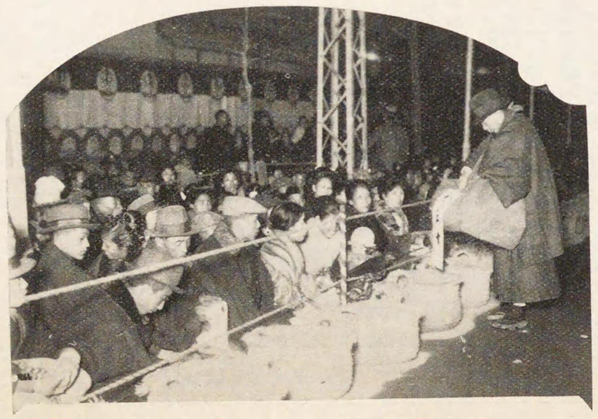

御還幸當日の奉拜者（二十六日）

七日 7

入場者 資格 氏名

京都御着輦ノ際

丸太町奉拝入場券

京都府

入場者 資格 氏名

第一區 1

○

注意

一、服　裝　男子ハ洋服又ハ羽織袴
　女子ハ不敬ニ渉ラザル服裝
　服制アルモノハ之ヲ着用スルコトヲ得
一、入場時刻　午前八時ヨリ正午迄
　定刻以後ハ一切入場スルヲ得ズ
一、入場道筋　室町下立賣ノ警戒線ニ於テ本券ヲ警察官ニ示シ下立賣御門ヨリ御苑内宗像神社西ノ通ヲ經テ東洞院口ヨリ奉拝場ニ至ル
一、奉拝者ハ左ノ事項ヲ嚴守スベシ
　一、酒類又ハステツキ手荷物等ヲ携帶セザルコト
　　但シ高齢者其ノ他ニシテ歩行上特ニ杖ヲ必要トスル者ハ之ヲ携フルコトヲ得
　二、入場券ハ記名者以外ノ者使用セザルコト
　三、入場ハ一枚一人ニ限ル
　四、小兒ハ同行セザルコト
　五、所定ノ區域外ヲ徘徊セザルコト
　六、鹵簿御通過後ハ係員ノ指揮ニ從ヒ徐々ニ退散スルコト

十一月七日及二十六日ニ於ケル交通遮斷及電車運轉制限ニ關シ高齢者ニ對スル注意事項

一鹵簿奉拝高齢者ハ先ヅ室町下立賣ニ出デ入場券ヲ該所（圖中×ノ所）警戒ノ警察官ニ示シ遮斷線通過ノ許可ヲ得テ下立賣御門ニ至リ入場スベシ

一交通遮斷ハ御道筋ニ就テハ鹵簿通御八時間前トシ御道筋ヲ横斷スル街路ニ就テハ五時間前トス

一交通遮斷後ト雖左ノ道路ハ一時間三十分前迄左ノ通リ通行ヲ許ス（圖中矢ノ方向ニヨル尙此ノ時限ハ一般奉拝者來集ノ狀況ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルベシ

（一）二條通及松原通　西ヨリ東ヘノ通行ニ限ル

（二）三條通及五條通　東ヨリ西ヘノ通行ニ限ル

（三）七　條　通　東西兩方向共許ス

一交通遮斷後京都驛ニ於テ乘車スル者ノ通路左ノ如シ

（一）烏丸通以東ヨリ京都驛表口ニ至ル者ハ七條新高倉通又ハ鹽小路新高倉通ノ遮斷線ヲ通過シ新高倉通ヲ南ヘ向畑通ヲ西ヘ京都驛東假改札所ヘ

（二）烏丸通以西ヨリ京都驛表口ニ至ラントスル者ハ烏丸通以東ニ出テ前號ニ依ル

（三）烏丸通以東ヨリ驛南口ニ至ラントスル者ハ河原町通ヲ南ヘ八條通ヲ南口ヘ

（四）烏丸通以西ヨリ驛南口ヘ至ラントスル者ハ油小路通ヲ南ヘ八條通ヲ南口ヘ

一交通遮斷後京都驛ニ降車シタル者ノ通路左ノ如シ

（一）表口ヨリ下車スル者ニシテ東假改札口ヨリ出ヅル者ハ向畑通ヲ東ヘ新高倉通ヲ北ヘ、西側小荷物通路ヨリ出ヅル者ハ驛前西通路ヲ經テ新町通ヘ

（二）南口ヨリ下車スル者ハ南口ヨリ乘車スル場合ト同ジ

一電車ノ運轉停止ノ區域及時限モ前交通遮斷ニ準ズ

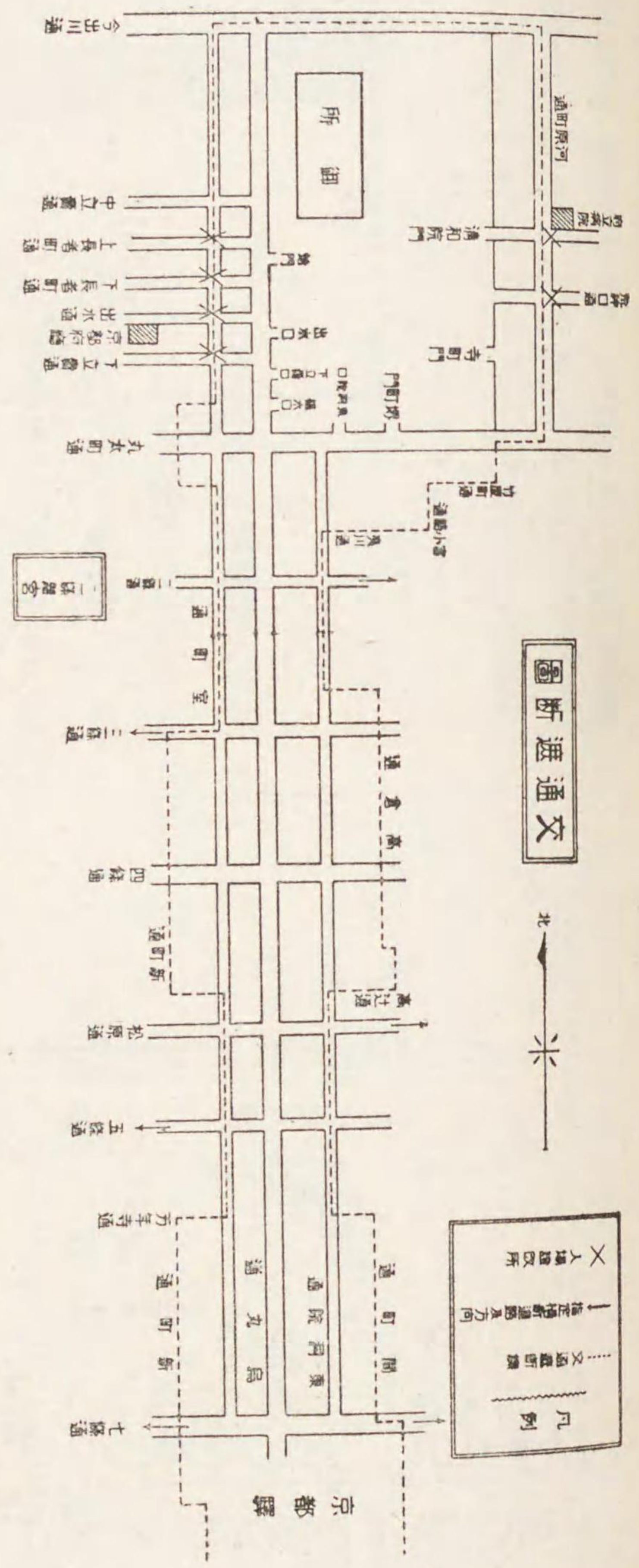

丸太町奉拜場案內略圖

◎注意↑印及點線ハ奉拜場ヘノ通路ヲ示ス

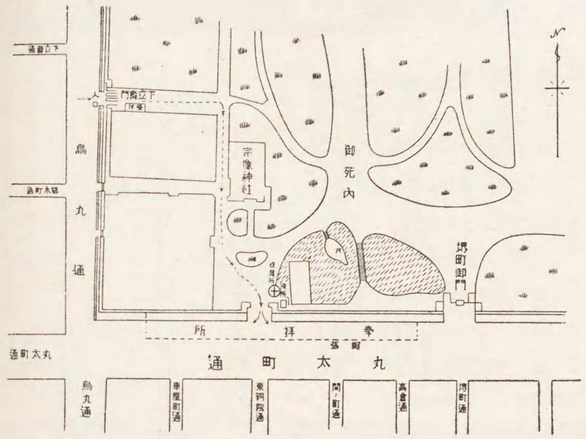

京都駅前奉迎場案內略圖

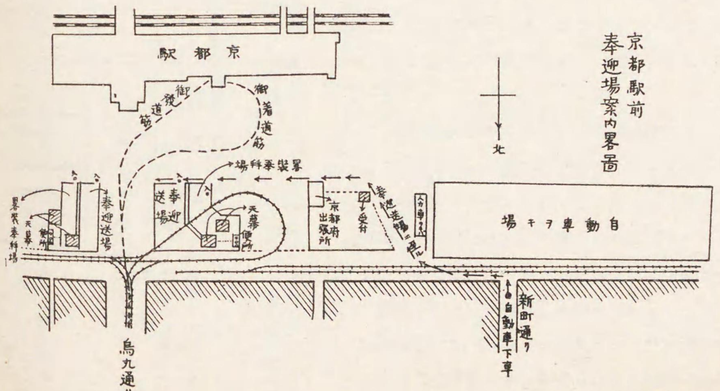

費用一切は本市の支辨とし、府より交附を受くるものとす。但し其の枚數は所定人員數に餘分を付し十一月七日、二十六日の分は各四千枚宛其の他の分は一回二千五百枚宛とすること。

へ、徽章は奉拜時每に色刷別せるものを市に於て調製し府下關係者全體に交付するものとす。但し其の數量は入場券の枚數に同じ。

ト、案內圖は徽章同樣市に於て調製し府市關係者全體に配布するものとす。但し其の枚數は入場券の二割增とすること。

前述の如く丸太町奉拜場の設備入場券印刷、徽章調製、案內圖出版、市係員辨當湯茶接待等之に要せし幾多の費用は、一切市に於て之を負擔し、猶內記係木寺事務員以下の職員、連日其の事務を執掌したり。

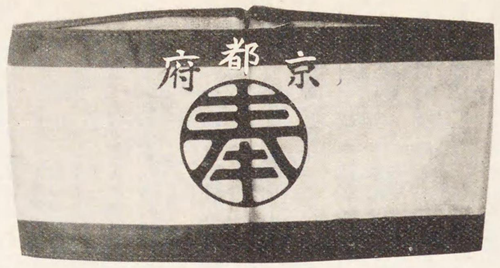

係員腕章

京都行幸（七日）
東京還幸（廿六日）

鹵簿奉拜者（本市關係者）調

一、有功者	三九	
一、衛生組長		八七六
一、篤志者	九	
一、學務委員		八四
一、罹災壞補基金委員	六	
一、學區會議長		四四
一、公同幹事	六〇	
一、學區會副議長		五六
一、公同副幹事	八七	
一、學區會總員		四二七
一、衛生幹事	六五	
一、市役所關係職員		九八一
一、衛生副幹事	八五	
一、博覽會關係者		一〇九
一、公同組長	二、二二六	
合計	五千百五十四名	

備考

一、府より配布の入場券は、七日分二千四百四十六枚、二十六日分二千六百十六枚にして、之な以上の奉拜者を二分して、七日と二十六日に分ち夫々配布せり。

第四節　神宮並に各山陵へ御親謁

一　神宮へ御親謁

大禮を滯なく訖らせ給ひしにより、其由を皇祖大神に告げさせ給ふへく　聖上　皇后兩陛下には、登極令によらせ給ひ、本十九日神宮御親謁の儀を行はせらる。京都御着輦以來始めての御旅路に上らせ給ふこゝにて、七十萬市民を初め滯洛中の民草は、再び　龍顏を拜さんものと、夜來の雨未だ降り止まぬ中を物ともせず、幾十萬の奉拜者は道の上に跪座して時の至るをお待ち申上けたり。本市は七日御着輦の當時に鑑み、衛生救護の設備を始め奉祝煙火の打上げなど、諸般の市施設の完備に盡し以て一路御安泰を祈り上けたりしが、一方大禮警衛本部にては、早くより紅白の綱を曳きて警戒線を定め、警衛警備の任に當れる警官三千五百名は前回と同樣の五大隊と二鐵道獨立中隊

に分れて御沿道一帯の警衛に當り、之に第十六師團、憲兵、在鄉軍人青年團員等約三千五百名を加へ、いとも嚴正なる警戒を申上げたり。

當日は第二公式鹵簿にして、午前十時三十五分京都驛御發輦午後二時二十分宇治山田驛に御着直ちに行在所神宮司廳に入らせ給へり。

天皇陛下には大元帥の御正裝、　皇后陛下には通常服の御洋裝を遊ばされ、奉迎諸員は何れも大禮服又は正裝にて奉送若くは扈從申上けたり。

尙　兩陛下には恙かなく外宮內宮への御親謁を終へさせられ、二十二日午後二時京都に御還幸遊ばされたりしが、其の光景は七日御着輦竝に十九日御發輦の記事に揭けたるを以て茲には記さず。

二　各山陵へ御親謁

十一月二十三日　聖上　皇后兩陛下には今日しも建國の靈地ミして榮光に輝き、千年の翠色いやます畝傍の山陵に御親謁遊ばさる。午前九時四十分、京都驛御發輦、同十一時三十分畝傍御着輦、直ちに御祭典に臨御遊ばされ、午後二時五十分京都へ御還幸遊されたり。本市の奉迎諸施設に關しては重復に付之を省く。

翌十一月二十四日は午前九時皇宮御發輦　仁孝　孝明兩帝陵に御親謁仰出されたり　兩陛下を迎へ奉る泉山は山に谷に紅葉の錦を綴り裝を凝らして行幸を仰けり。御沿道に充てさせられたる、七條通東山通は淨砂の帶を長蛇の如く連ね本市の意匠を施せる御陵道入口の奉迎門も美しく、山道を進ませ給ふ御料儀裝馬車の轍も輕く大禮總裁の宮を始め各皇族殿下、侍從女官、內大臣、大禮使長官、首相代理等を從へさせられ、肅々ミして進ませ給ふさま東山晩秋の彩りを背景ミして恰も繪卷物を見るの心地したり。

兩陛下には引續きの御親謁に聊御疲勞の色も拜せず、翌二十五日桃山山陵に御親謁遊ばさる。當日は午前九時京都皇宮御發輦同三十分京都驛御發輦桃山驛に向はせられ、御親謁後十一時五分桃山驛發、同五十分京都皇宮に御還幸遊ばされたり。

第五節　東京御還幸

大禮御儀も滯なく擧げさせられ、伊勢神宮を始め四代の帝陵に御親謁の儀も訖らせ給ひ、茲に二十六日　聖上陛下には再び神器を奉じて東京に御還幸あらせらる。偖ふれば七日京都に移御あらせられてより三週日、雲の宮居を出でましヽ事五度、鹵簿を拜し奉るこゝ實に十たび、瑞氣天に漲り歡喜地に溢れたりしが、いよ〳〵　聖駕再び東に還らせ給ふに至りては古都七十萬市民の御名殘を惜しむは言も更なり、いでや目もあやかなる御鹵簿を送り奉らばやヽ老も若きも集ふ上に、各驛、電車停留場にては車の着く毎に雪崩れを打ちて吐き出す群れは何れも烏丸通り御道筋に急ぎ、加ふるに滯洛中の遠國の人々を加へ、都大路は夜半より西より東よりさては南、北より奉拜者蝟集して眞に立錐の餘地なき光景を呈したり。

九重の奥深く木の香漂へる皇宮內春興殿に於ては早旦より賢所移御の御儀を擧けさせられ、次いで御羽車は春興殿南階に寄せられ掌典一同靜々ミ賢所を移御し參らす、御羽車は八瀨童子十六名にて奉舁し正門より建禮門に向はせ給ふ。時しも

聖上陛下には大元帥の御正裝にて既に御車寄を出御ましまし御劍御璽捧持の侍從を從へさせられ承明門前へ出御恭しく御羽車を御點拜遊ばさる。九時二十分君が代の喇叭の吹奏御苑內に響き渡ればやがて御鹵簿は肅々ミして列を正し御發輦遊ばされたりなり。

御還幸の鹵簿は御編成を變へさせ給ひ　天皇陛下御發輦後四十間を隔てヽ別に　皇后陛下の鹵簿を進められたり。

天皇陛下鹵簿（京都皇宮京都驛間）

警部（騎馬）　警部（騎馬）　警部（騎馬）　警部（騎馬）
警部（騎馬）　警視（騎馬）　警視（騎馬）　警部（騎馬）
臣（馬車）　近衞騎兵　掌典補（騎馬）　掌典（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）
雨皮　掌典長（騎馬）　掌典（騎馬）　掌典補（騎馬）　掌典（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）
近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　掌典（騎馬）　掌典補（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）
近衞將校（騎馬）　近衞騎兵　天皇旗（近衞騎兵捧持）　近衞騎兵　車馬監（騎馬）　吳床
近衞將校（騎馬）　侍從武官（騎馬）　主馬頭（騎馬）　第十六師團長（騎馬）　近衞騎兵
近衞將校（騎馬）　侍從武官長（騎馬）　侍從武官（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）

天皇（御馬車）

賢所御羽車（駕輿丁三十二人）

久邇大宮（馬皇族附武官陪乘車）

大禮使總裁（馬皇族附武官陪乘車）　**秩父宮**（馬皇族附武官陪乘車）　侍從（馬車）　內大臣　大禮使長官（馬車）

內閣總理大臣（馬車）　宮內次官　內大臣祕書官　樞密院議長（馬車）　大禮使次官（馬車）　侍從（馬車）　近衞騎兵　警部（騎馬）　警部（騎馬）
宮內書記官　式部官（馬車）　知事（馬車）　近衞騎兵　警部（騎馬）
大禮使高等官

皇后陛下鹵簿

警部（騎馬）　警視（騎馬）　近衞騎兵　皇后宮大夫　皇后旗（近衞騎兵捧持）　近衞騎兵　近衞將校（騎馬）　近衞騎兵
警部（騎馬）　　　式部次長（馬車）　　　　　　　近衞將校（騎馬）

秩父宮妃
久邇大宮妃（馬車）　女官（馬車）　宮內書記官　皇后宮事務官　侍醫（馬車）　近衞騎兵　警部（騎馬）
　　侍　大禮使高等官　　　　　　　　　　　　　　警部（騎馬）

かくて　陛下には本日午後四時名古屋驛に御着輦市民の奉迎をうけさせ給ひ、同離宮に御駐泊の上翌二十七日午前六時同離宮御發輦午後四時二十五分御機嫌美はしく宮城へ御還幸遊ばされたり。

京都皇宮大嘗宮頓宮間鹵簿

警部（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞騎兵　天皇旗（近衞騎兵捧持）　近衞騎兵　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）
警部（騎馬）　　　　　　　　　　　　　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）

近衞騎兵　侍從（馬車）　女官（馬車）　侍從武官長（馬車）　宮內大臣　皇后宮大夫　侍從武官　侍醫

服裝　天皇陛下は御正裝、皇后陛下は御袿袴、供奉員男子は大禮服、正裝（近衞將校は軍裝）女子は袿袴

馬車　御馬車は御料普通車（二頭立）、供奉員馬車は普通車

京都皇宮、大嘗宮頓宮間御道筋　建禮門を出で左へ右へ大宮御所正門を入り大嘗宮頓宮へ

各驛ヨリ各山陵頓宮間鹵簿

警部（騎馬）　警部（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）
警部（騎馬）　警視（騎馬）　近衞騎兵　式部長官（馬車）　天皇（御馬車）　皇后（御馬車）
　　警部（騎馬）　　　宮內大臣（馬車）　天皇旗（近衞騎兵捧持）　近衞騎兵　車馬監（騎馬）

近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）
近衞將校（騎馬）　近衞騎兵　侍從武官長（騎馬）　侍從長陪乘　侍從武官（騎馬）　女官長陪乘　主頭守（騎馬）　第十六師團長（騎馬）
近衞將校（騎馬）　近衞將校（騎馬）　侍從武官（騎馬）　近衞將校（騎馬）　侍從武官（騎馬）

近衞騎兵　大禮使總裁（馬車）　親王（馬車）　王（馬車）　侍從（馬車）　女官（馬車）　內大臣（馬車）　內閣總理大臣（馬車）　皇后宮大夫（馬車）
　　親王妃（馬車）　王妃　　大禮使長官　樞密院議長（馬車）　侍醫

宮內書記官　　警部（騎馬）
宮內次官　式部官（馬車）　皇后宮事務官（馬車）　知事（馬車）　近衞騎兵　警部（騎馬）
大禮使次官　　大禮使高等官

第六章　獻上品

第一節　本市獻上品

本市は、大禮に際し此の千載一遇の佳辰を奉祝せんため兩陛下竝に　皇太后陛下に、本市特産品を獻上し以て市民獻芹の誠意を表すべく、夙に深重の考慮を周くし左の如き刺繍屏風の謹製を下命せり

天皇陛下　へ獻上
皇后陛下

品目　總刺繍四曲屏風　二本
寸法　縦　八尺　横　十尺
模様　九重の庭　狩野元信の筆寫し
　　閑庭鳴鶴　高島屋謹製

皇太后陛下　へ獻上

品目　總刺繍屏風　一本
寸法　縦　八尺　幅　二尺六寸
模様　御物　若中畫　考松に桐鳳凰
　　京都選匠會幹事　田中利七謹製

仕様

1、刺繍、撚縫平縫、金糸、銀糸、盛上應用
2、枠表裝、檜材黒艶色漆塗り、腰板色艶色漆塗り、遠州透し彫り
3、金具　瑞雲御紋章、透し彫り
4、袋　白羽二重綿入
5、保存箱　白木桐材
6、筆寫し　本多萬翠
7、生地　白茶地本金梨地織、西陣專屬工場別機
8、刺繍絲染上　京都市立染織試驗場
9、刺繍製作　監督　西岡照雄
　　同　阪西梅次郎　外八名
10、表具裝飾
　　仕様書
　　へリ切　織物地金砂子綴織式五色瑞雲刺繍
　　屏風枠　溜蠟色切箔スカシ塗り
　　獻上品製作從事者
　　屏風
　　筆者　下京區東九條大石橋東入　本田萬翠（四九歳）
　　下京區室町高辻上ル
　　刺繍製作者　西岡照雄（五一歳）
　　同所　西岡照雄方　清水域（二九歳）

本市獻上屏風（其一）

同上（其二）

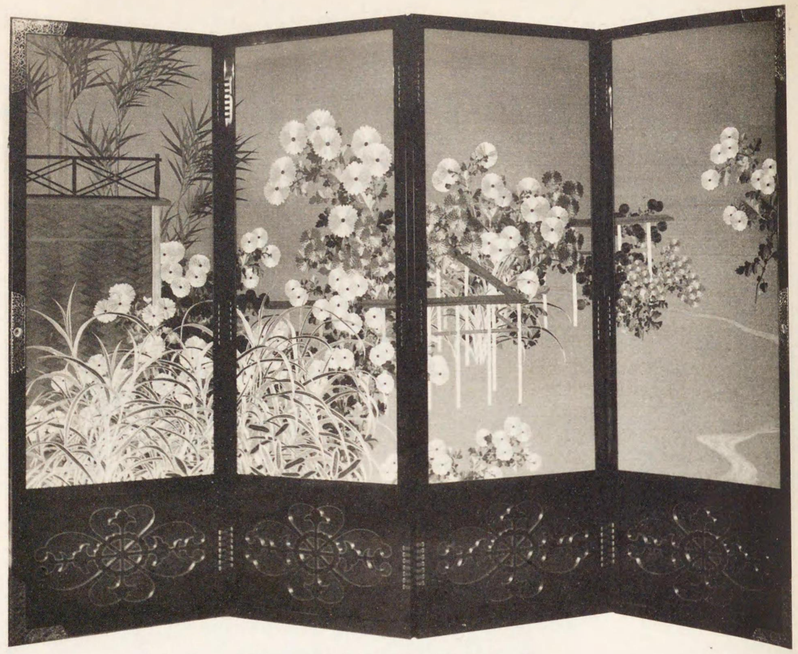

本市獻上屏風（其三）

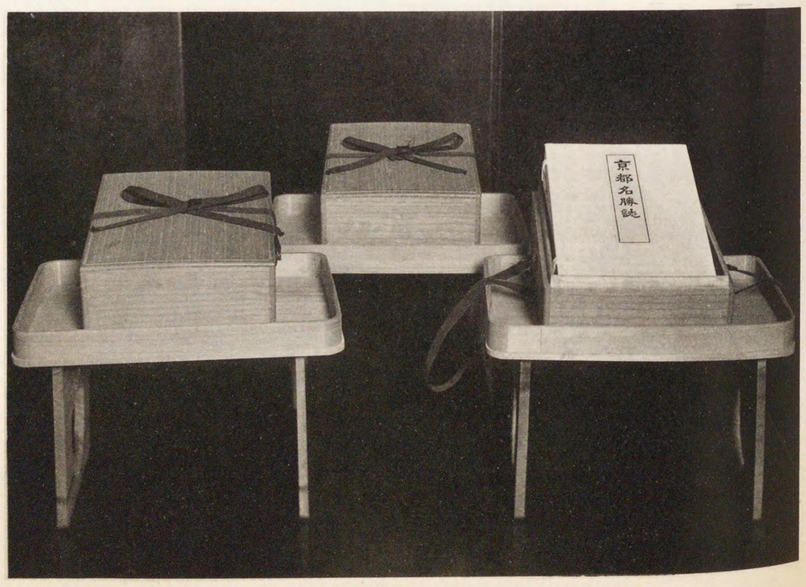

同上　京都名勝誌

兩陛下へ獻上の果物

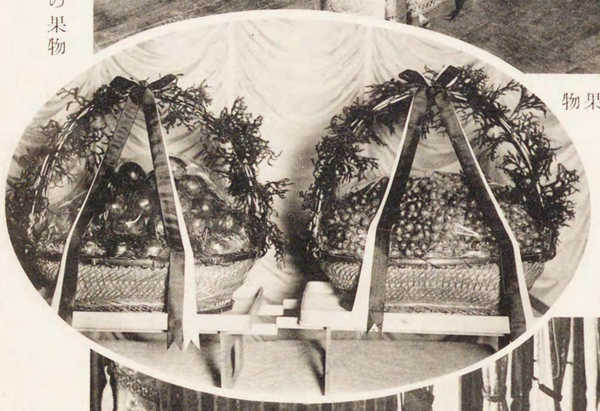

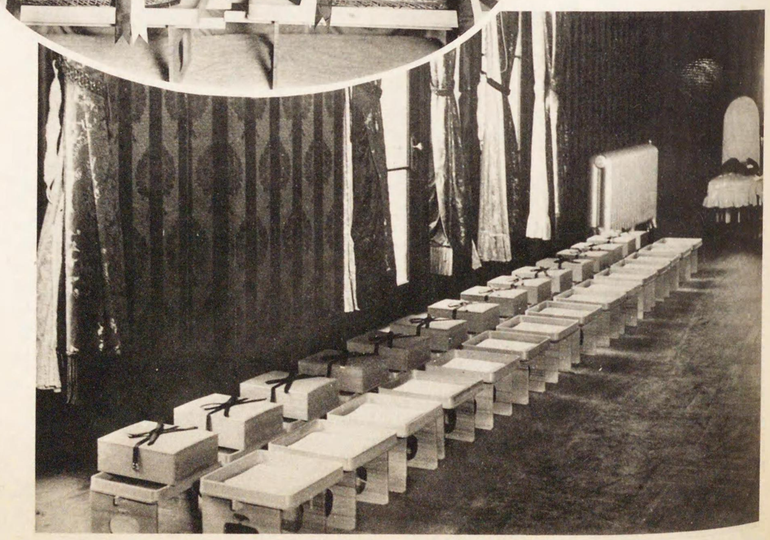

各皇族殿下へ獻上の果物

各皇族殿下へ獻上の京都名勝誌

吉田正一（二九歳）
長谷川文平（二八歳）
前田正三（二六歳）
福村一雄（二五歳）
松下八藏（三〇歳）
下京區萬壽寺壬生川東入
坂倉梅次郎（四八歳）
同所　坂倉梅次郎方
坂倉利三郎（四三歳）
上京區南禪寺若王寺前町
考案者　石田玉英（三七歳）
下京區佛具屋町魚棚下ル
表具　吉田治三郎（四三歳）
下京區七條通烏丸西入
揮毫者　並川吳雲（四五歳）
下京區高瀨通七條上ル
刺繍製作者　村田末吉（五二歳）
村田春祿（二八歳）
塗枠製作者　同會内
上京區御池通室町東入
監督
選匠會幹事　田中利七

表裝

天皇陛下　特製　一部
皇后陛下　同　一部
皇太后陛下　同　一部

京都名勝誌は、今次の大禮記念として編纂せるものにして、三浦周行、西田直二郎兩博士の校閲に係り、今昔の京都を遺憾なく書き表はしたるものなり。獻上品は表裝を白リンズ菊模樣入とし四方金となせり。之を特製二重桐箱に收め獻納せり。

獻上願

一、總刺繍四曲屏風　二架
閑庭鳴鶴之圖
九重ノ庭之圖

右御大禮ニ付
天皇
皇后　陛下ニ獻上致度候間此段奉願候也
昭和三年十月十五日
京都市長　土岐嘉平
宮内大臣　一木喜德郎殿

宮獻第四七號
昭和三年十月二十五日
宮内大臣官房庶務課長　白根松介
京都市長　土岐嘉平殿

一、總刺繍四曲屛風　二　架

右獻上願出ノ處採納可相成候條現品赤坂離宮へ差廻相成度候

現品受付期間ハ昭和三年十一月一日ヨリ昭和四年一月二十日迄トス

宮獻第四七號

一總刺繍四曲屛風　閑庭鳴鶴之圖　九重の庭之圖　二　架

右大禮奉祝品上納相成領收候也

宮内大臣官房庶務課

大禮獻上品掛

昭和三年十二月五日

京都市長　土岐嘉平殿

昭和三年十月三十一日

大禮事務委員長

京都市長　土岐嘉平殿

大禮奉祝獻上品採納通知ノ件

大禮奉祝ノ爲メ曩ニ獻上願出ノ處、採納可相成宮内大臣官房庶務課長ヨリ通知有之候條五月四日禮總第八四號通牒候通現品ハ本年十一月一日以降一月二十日迄ニ赤坂離宮へ搬入相成度尚製作又ハ肥培管理等ニ付充分考慮ヲ煩ハスト共ニ特ニ清淨ヲ旨トシ嚴肅ノ氣分ヲ以テ奉仕スルコトニ一般ノ御留意相成度尚左記事項御取調へ御回報相煩シ度

右通知候也

記

一、獻上品ノ製作又ハ栽培等着手年月日

二、獻上品出來時期

三、出荷豫定年月日及發驛名

四、出荷前本廳係員一應檢分致度ニ付出荷十五日前其旨報告スルコト

以上により、何れも奉納願手續を了し、十一月二十二日一度之を京都御所に納めて　兩陛下内覽の榮に浴し、十一月五日赤坂離宮に獻納せり。

尚ほ本市よりは、御滯洛中の　兩陛下に京都産の柿竝に葡萄を獻上すべく京都府知事宛傳獻方を願出でたり。

傳獻願

一、柿　一籠

一、葡萄　一籠

天皇兩陛下へ獻上致度候ニ付傳獻ノ儀御取計相成度此段奉願候也

昭和三年十一月二日

京都市長　土岐嘉平

京都府知事宛

一、柿　一籠

一、葡萄　一籠

右今般

大禮行幸啓ニ際シ獻上被致候ニ付

御前へ差上候此段申進候

昭和三年十一月八日

宮内大臣　一木喜德郎

京都市長　土岐嘉平殿

各皇族殿下への獻上品

御滯洛中の各　皇族殿下の御旅情を慰め奉らんものミ、本市に於ては、愼重考慮の結果菓物一籠竝に本市名勝誌一部を御機嫌奉伺のため十六方の　皇族殿下に獻上することに決し、先づ新鮮なる洋種温室葡萄の調達を山科葡萄園主木村太一郎に依頼し、之が盛籠は三條森田新太郎に命じ、調製せしめたり。

七日夜は、之が獻上に多忙を極めぬ。卽ち木村園主外數名は、正廳に於て見事なる籠盛を終り、花店員二名をして、之がリボン裝飾をなさしめ、山本寫眞館をして記念撮影をなさしめ、午後十一時に至りて準備を終りたり。

翌八日朝長田主事吉村書記等は、自動車にて各御旅館に搬入し獻上の手續きをなせり。

一、果物籠

1、葡萄　マスカツト、アレキサンダー　二種　一貫目

2、盛籠　白竹製小判形　長サ二尺　一籠

第一節　本市獻上品

3、リボン　赤白二種　幅一寸　一筋

二、京都名勝誌　本市大禮奉祝事務局編纂係出版　上製

以上

調書

一、獻上ノ目的

御大禮奉祝ノ爲メ

二、獻上品ノ來歷

本市特産ノ刺繍屛風ニシテ模樣ハ狩野元信筆「九重ノ庭」及「閑庭鳴鶴」寫シヲ撚縫、平縫、金糸、銀糸、盛上應用ニテ仕上ケタルモノ

三、獻上品ノ形狀、容積

縱八尺、横十尺ノ四曲屛風ヲ白木檜材ノ保存箱ニ收メタルモノ二個トス

四、年産額販路

京都市一ケ年産額　九一四、八九四圓

販路内地ハ各府縣道海外ハ蘭西、ウヰン方面ヲ主トス

五、製造ノ場所從事者ノ氏名

場所　株式會社高島屋呉服店工場

寫筆者　本多萬翠

製作者　監督　西岡照雄

同　阪西梅次郎

清水城

吉田正一
長谷川文平
前田正三
福村一雄
山口守次
山城谷清三郎
阪西利三郎
表具裝飾　石田玉英
吉田治三郎

献上願

一、京都名勝誌
右
御大禮ニ付
天皇
皇后　陛下ニ献上致度候間此段奉願候也
昭和三年十月十五日　京都市長　土岐嘉平
宮内大臣　一木喜徳郎殿

調書

一、献上ノ目的
御大禮奉祝記念ノ爲メ
一、献上品ノ來歷
京都市及附近ノ名所舊蹟ノ解說ヲナシタルモノ
一、献上品ノ形狀容積
和裝　菊版　帙入　二冊
一、製造ノ場所及從事者住所氏名
京都市役所編纂

第二節　其他大禮奉祝献上品取扱に關する通牒

一　本府の通牒

禮總第八四號
昭和三年五月四日　京都府大禮事務委員長

大禮奉祝献上品取扱ニ關スル件

大禮奉祝ノ爲ニスル献上品取扱ニ關シテハ大略左記ノ方針ヲ以テ受理可相成候條過誤無キ樣御措置相成度右通牒候也

追而既ニ献納願出ノモノハ此際本文ニ依リ更ニ手續ヲ要スル義ト御承知相成度爲念申添候

一、左ノ各號ノ一ニ該當スト認メラルルモノハ採納セス
イ、華美ニ流ルルモノ
ロ、廣告又ハ宣傳ノ爲ニスルモノ
ハ、賣名、私利ノ爲ニスルモノ
ニ、其ノ他献上品トシテ不適當ナルモノ

二、献上願ハ總テ（別記樣式）市町村長ヲ經由セシムルコト、但シ官公署、公共團體又ハ其ノ代表者ノ献上ニ在リテハ直接本府ヘ提出セシムルモ妨ナシ。

三、市町村長献上願ヲ進達セムトスルトキハ左記事項ヲ記載シタル副申書ヲ添付スルコト
イ、献上ノ目的
ロ、献上品ノ來歷
ハ、献上品ノ形狀、容積
ニ、年產額、販路
ホ、製造及栽培ノ場所竝從事者ノ住所氏名
ヘ、其ノ他詮議上參考トナルベキ事項

四、第二項ニ依リ本府ヘ直接提出スルモノニ在リテハ献上願ニ前項ノ調書ヲ添附スルコト

五、在外邦人（關東州及南洋群島ヲ除ク）ノ献上ニ在リテハ外務大臣ヲ經由セシムルコト

六、献上品書籍ナルトキハ書籍ノ副本ヲ添附セシムルコト、但シ事情ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得

七、献上品ハ詮議ノ上採否ヲ通知スベキヲ以テ献上ノ準備ハ必ス献上採納通知後ニ著手スルコト

八、献上品受付所ハ赤坂離宮内ニ設置セラルヘキ豫定ニ付現品ハ献上採納通知ヲ受ケタル上指定ノ期日迄ニ赤坂離宮ニ差シ廻スコト

九、献上願ノ受付期間ハ昭和三年十一月二十日迄トシ現品ノ受付期間ハ昭和三年十一月一日以降昭和四年一月二十日迄ノ豫定

（以上）

献上願（用紙美濃紙）

一、品目（種類）員數
右
御大禮ニ付
天皇
（皇后）陛下ニ献上致度候間此段奉願候也
昭和三年　月　日
献上者住所（又ハ居所）
位勳爵職業（官職）　氏名　㊞
宮内大臣宛

二、御採納の通知に接したるもの（本市内）

献上品に關しては、京都府に於て直接取扱ひたるも特に其の筋の命により市を經由せるを以て之れが副申進達をなせり。

天皇兩陛下へ献上

鳳凰風爐　一個　今熊野南日吉町　淺尾義秀
羽二重大幅肩裏地　二點　室町通四條南入　清水太郎右衛門
刺繍萬歲樂大衝立　一　鳥丸七條上ル　眞宗大谷派管長
臘色染色桃山式御手箱　一　大谷光暢

洲濱	二箱	丸太町通烏丸西入 植村義次
		中長者町通新町西入 三八會代表者
軸物旭日稻ノ圖	一幅	小篠長兵衛 田畑庄三郎
黑羽二重紋付羽織地 黑縮緬紋付羽織地	一反 一反	烏丸佛光寺北入 塚本喜左衛門
比呂女煮	三壺	釜座通竹屋町上ル 小島文右衛門
清酒正宗　四合入四八本		堺町二條上ル 堀野久造
クツシヨン	二帖	市立第一工業學校長 岩森彌助
瑞鳳棚 大屏風	一脚 一雙	京都府知事 大海原重義
木彫舞樂人形萬歲樂 大平樂	二個	高倉通佛光寺上ル新開町 佛光寺派管長 澁谷隆敎
軸	一幅	京極通廣小路東櫻町 野村敷明
寫眞帖	二帖	三條通富小路西入中町 京都寫眞聯盟會代表者 築山新三
絹織物紋純白 シヤルムーズ金モール銀モール	一卷 一卷 一卷	吉田町下阿達町 京都織物株式會社取締役會長 飯田新七

天皇陛下　へ獻上		
總畫帳	一帖	京都淑女高等女學校長 田島敎惠
和歌帳	一帖	壬生梛ノ宮町律宗別格本山 壬生寺兼務住職
寫眞帖	一帖	北川智泉
詠歌	一帖	御所ノ内東町十八番地 氏野廣造
刺繡額	一個	京都ホテル内京都ロータリ倶樂部 右代表者會長 竹上藤次郎
卷物寫經	一卷	紫野大德寺管長 圓山金提
黑羽二重御紋付御羽織地	一疋	東洞院高辻上ル高橋町 安藤榮造
陶器花瓶	一瓶	五條坂東山線東入 藤田德次郎
花生籠	一個	三條通大橋東四丁目 森田新太郎
卓上噴水器	一個	岡崎圓勝寺町 奥村寅次郎 奥村猛
大奉書	二十帖	本町東福寺派管長 尾關本孝
桐柾木地製作四枚折	一具	御池通寺町 橋本巳之助

高杯	一對	堺町通丸太町下ル橋町 平尾七郎右衛門
大書萬歲	一枚	醒ヶ井通松原下ル 帝國在鄉軍人分會長 西尾喜三郎
絹絲製造工程見本 下絹 絹	一括 一揃 一疋	高野上開町 鐘ヶ淵紡績株式會社 京都支店工場管理人 瀧川定次
鶴形文鎭	一對	押小路通柳馬場東入等持寺町 森田五兵衛
軸	一幅	鹿ヶ谷寺ノ前二〇〇番地 高谷篁圃
卓子掛	二枚	京都高等工藝學校長 村上宇一
皇后陛下　へ獻上		
風呂敷	十枚	新橋通大和大路東入 山中德太郎
天皇 皇后 皇太后　三陛下　へ獻上		
織物 刺繡 同 變織鷄頭模樣女帶地	一卷 併用卓子掛用地 一額 衝立用地假仕立 一卷	智惠光院通寺ノ内下ル 古美濃部町 山田九藏

第二節　其の他大禮奉祝獻上品取扱に關する通牒

京都維新史蹟	三帖	寺町御池東入市役所内 京都市敎育會代表者 土岐嘉平

第七章　奉祝事項

第一節　市民祝賀會

大禮の儀も滯りなく訖らせ給ひたるにより本市は十一月二十二日を期し市民の祝賀會を催したり，其の概要左の如し。

一、招待者の範圍

市會議員	五一名	有功者	三七名
篤志者	一一六名	罹災塡補基金委員	六名
市選出貴衆兩院議員	七名	市選出府會議員	一九名
公同衞生各正副幹事	三〇〇名	公同衞生各組長	三、一一四名
學區會議員	一、〇〇八名	市學務委員	二名
學區學務委員	九五名	在鄉軍人分會長	七九名
青年團長	六〇名	市立學校長	九五名
市內主なる官公衙長	八六名	消防組頭	七名
市政記者	一五名	新聞社長支局長	一九名
隣接町村長	一七名	奉祝會壹千圓以上寄附者	一〇二名

其他大禮奉祝事務局關係者

以上　五千五百人

二、場所

洛北植物園內

三、設備

市民祝賀會（植物園）

同上

謹啓來ル十一月二十二日
御大禮奉祝ノ爲大典記念京都植物園ニ於テ園遊會相催候間同日午後二時御光來被下度此段御案內迄得貴意候　敬具

追テ乍御手數御來否御一報相煩度候

昭和三年十月二十日

京都市長　土岐嘉平

殿

御來臨ノ際ハ本狀受付ニ御示シ被下度候

十一月二十二日市祝賀會

出席

欠席

住所	貴名

市民祝賀會（植物園）

同上

四、狀　況

當日は天氣麗朗にして風は稍強かりしも寒氣を覺ゆるに至らず絶好の園遊會日和なりき、午後一時より續々來會者を加へ、入場者は定刻以て、準備としては、稍手數を省けるも、前參列員招待會に比しては殆ど倍數に近き、五千五百有餘といふ大人數を收容する事にて隨て設備上に擴張を要するもの多く、模擬店の增設、床几敷物類の增加を始め、萬般に亙りて大設備を施し、係員としては、市吏員總出の狀態にて、本市空前の大園遊會振りを發揮したり。

本市祝賀會場（植物園内）

會場は曩に使用せし參列員招待の園遊會場をそのまゝに充てたるを受付にて徽章を受けたり、記念杯引換券により受付にて木杯を引換へ園遊會場へ入場。

此日　兩陛下には伊勢より御還幸の當日にして、京都驛に着御は午後二時二十分なりしを以て案内の二時よりも後れたる人も多かりしが、三時に至り滿員の狀況に接したり。

當日市長は奉迎のため開會に後れたるを以て、安川助役代つて司會をなし、會場の東隅なる餘興場に立ちて、大阪市音樂隊員をして午後二時二十分御召列車の伊勢より京都へ御着の時を合圖に君が代の奏樂を始め次に

兩陛下の萬歳を三唱して來會者五千五百名之に和し、天地を搖かす音響の裡に式を閉ぢ各模擬店は開かれたり。

當日の模擬店は十數ヶ所に設けて、而も大仕掛けに品々を積上げ、ビール、壽し、關東煮、しるこそば、燒鳥なご嗜好の儘に足を運ぶ仕組こなし、其の間には花見床几を點在させ三百名の酌人を配して共に斡旋をなさしめたり。

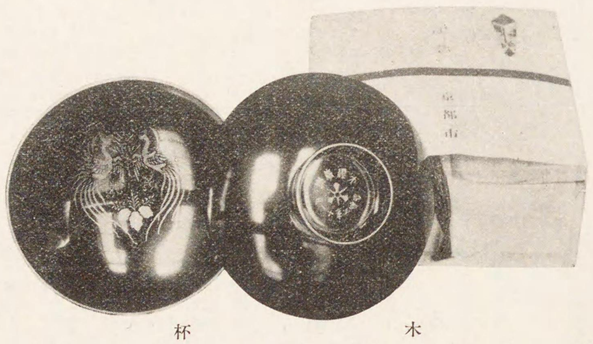

木杯

模擬店を開くこと同刻一方には餘興をも開始したり、當日は祇甲選抜の藝妓の手踊「嵐山」を始め、落語家連の滑稽カツポレあり、續いて若狭の雲濱村より態々出演を求めたる雲濱獅子舞ありしが、何れも大喝采を博し來會者は秋陽照り添ふ楓葉とコスモスの樂園に終日の歡を盡し午後四時半大盛會裡に終了を告げたり。

記念盃引換券竝に模擬店券等別記の如し。

昭和三年十一月二十二日
市　祝　賀　會

奉祝記念盃引換證

京　都　市

一、本券ト引換ニ奉祝記念盃一個ヲ御渡申上候
一、本券ハ十一月二十二日市祝賀會場ニ於テ御引換申上候
一、本券ハ十一月二十二日市祝賀會ニテ御引換無之場合ハ十一月二十五日同二十六日ノ兩日中上下兩區役所ニテ御引換被下度候

酒						
ビール	市	民	祝	賀	園	遊
壽司						會
關東煮						
しるこ						
そば						
燒鳥						

昭和三年十一月二十二日

京都市祝賀園遊會

プログラム

◉園遊會
◉餘興
‖番組‖

舞
一嵐山　祇甲連
一滑稽かつぽれ　染三竹三　小春團治　小團馬　千歳三八
囃子連中

雲濱
一獅子舞

昭和三年十一月二十二日

第二節　提燈行列

本市奉祝提燈行列は、御即位の大禮を行はせ給へる十一月十日を初頭に、大嘗祭を恙なく終らせ給ひし十五日に第二回を、翌十六日の饗宴第一日を第三回とし、神宮へ御親謁遊ばされたる二十日を終りに、四回に亙りて行ひたるが、當日は外に旗行列、仕掛花火の打揚げ、花電車の運轉等あり、之等の催しと相呼應して、市中は宛然百花爛漫の巷の如く湧くが如き歡聲と共に奉祝氣分漲りたり、其大要次の如し。

第一回

一、月　日　十一月十日
一、參加範圍　男子中等以上の市立各學校全部及上、下京兩學區團體
　中等學校全生徒　七、五〇〇人　各學區團體　八、五〇〇人
　合　計　一六、〇〇〇人
一、集合及出發時刻　午後六時集合、午後六時半出發
一、集合場所　二條離宮東側及び北側
　中等學校は東側の北　上京學區團體は離宮北側
　下京學區團體は離宮東側の南
一、順　路　二條離宮南側出發―堀川通りを丸太町に出で丸太町通堺町御門―御苑内入り―建禮御門前第二通前（最敬禮萬歳三唱）第二通りを西より南へ下立賣御門より烏丸を横切り―府廳前にて解散
1、上、下各學區は夫れ〳〵所屬區役所高張提燈のもとに到着順に竝ぶ
2、各學校及各學區團體は團體名記入の大提燈を先頭とせり

奉祝提燈行列　（堺町御門前）

上　　同

3、中等學校は市役所の高張提燈のもとに到着順に竝びその順序に出發
4、樂隊を先頭とし學生團體、上京學區次に下京學區團體の順次による
5、行列は四列縱隊とす、約一丁を以て一團體とし一團體毎に約十間の距離をおけり
6、解散は各學區の引率者が充分注意して解散せしむ
7、中止の場合は學校側は第一工業學校（西、一六〇〇）學區側は各聯合ごとに左記學校へ午後四時迄に通知せり

第一回提燈行列ノ御苑内位置及出入路圖

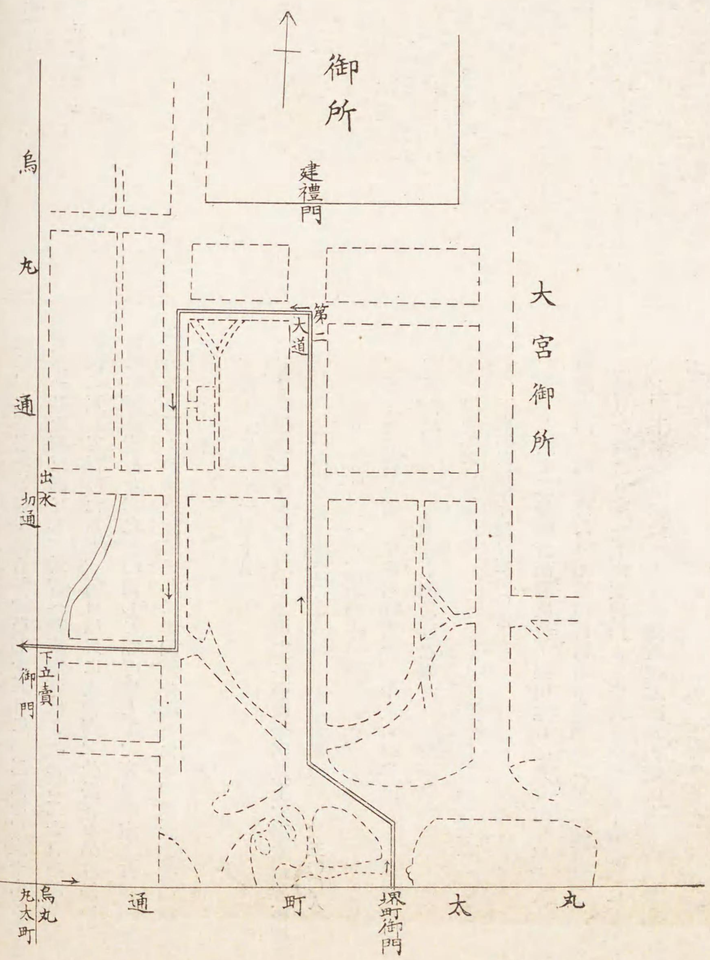

第一回提燈行列二條離宮側集合位置

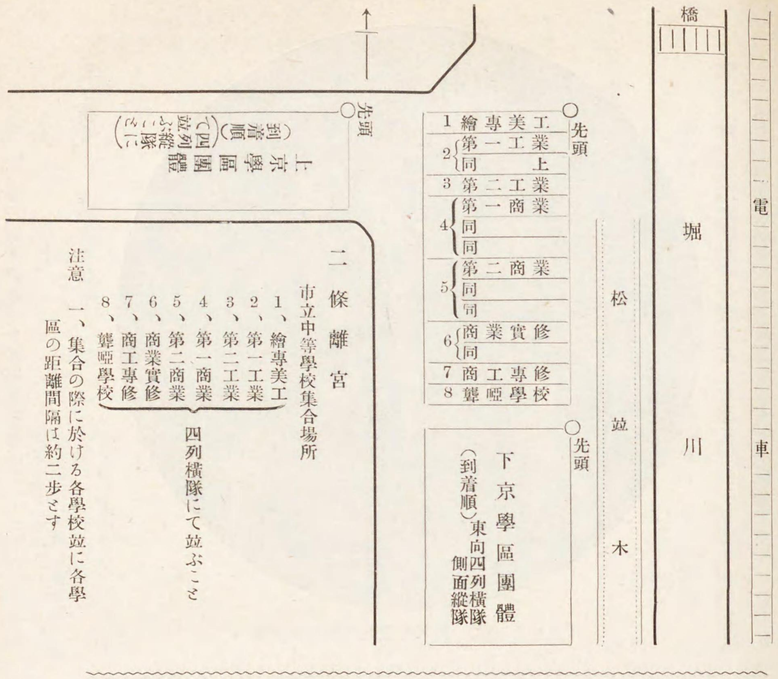

市立中等學校集合場所

1、繪專美工
2、第一工業
3、第二工業
4、第一商業
5、第二商業
6、商業實修
7、商工專修
8、聾唖學校

四列横隊にて並ぶこと

注意　一、集合の際に於ける各學校並に各學區の距離間隔は約二歩とす

第二回提燈行列

一、月　日　十一月十六日

一、參加範圍　男子中等以上市立各學校生徒　二、九〇〇人
但奉祝運動會參加生を除き殘り生徒半分　八、五〇〇人
上、下兩學區團體　一一、四〇〇人
計

一、集合及出發時刻　午後六時集合、午後六時半出發

第一班　參加範圍
1 第一工業、第二工業學校生徒　四〇〇人
2 鴨川以東七條以北の各學區團體　一、六〇〇人
計　二、〇〇〇人

集合場所　平安神宮前廣場

順路　平安神宮前出發、東に進み廣道通を北に丸太町通を東に進み　秩父宮殿下御旅館（住友別邸）前にて萬歳三唱……南下し、南禪寺　久邇宮殿下御旅館（野村邸）前にて萬歳三唱……南下し南禪寺橋を渡り外國使臣旅館（都ホテル）前にて萬歳三唱……三條通を白川橋を渡り　朝香宮殿下御旅館（八木邸）前にて萬歳三唱……東山通りに出で圓山公園高松宮殿下御旅館（大倉別邸）前にて萬歳三唱……南に進み八坂塔前を過ぎ東山松原に出で解散せり。

第二班　參加範圍
1 第二商業、商業實修、商工專修學校、聾唖學校　一、七〇〇人

2　鴨川以西三條通以北及朱雀學區を加ふ　三、六〇〇人
　　計　五、三〇〇人
集合場所　二條離宮東側

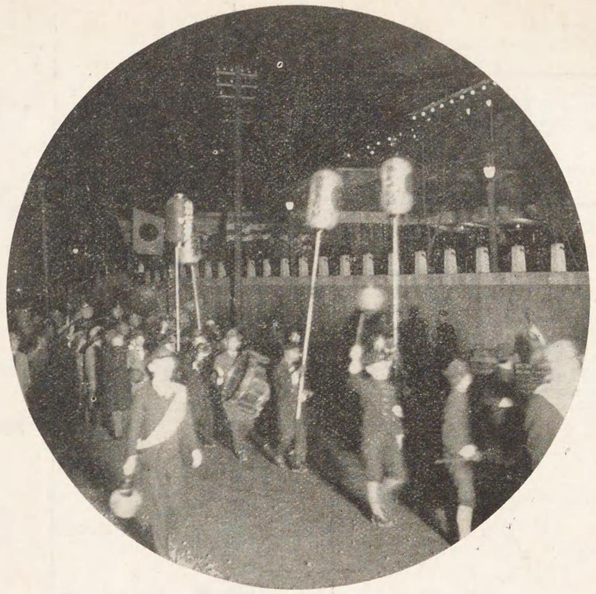

御旅宿訪問の提燈行列行列隊　（都ホテル前）

順　路　二條離宮東側出發丸太町迄西側……東堀川通りを北へ……中立賣を東へ……西洞院を上り一條通を東へ　梨本宮殿下御旅館（三井別邸）前にて萬歳三唱……室町通を南へ下長者町を東へ烏丸通りを北へ　閑院宮殿下御旅館（後川邸）前にて萬歳三唱……今出川に至り東へ河原町今出川を南下　李王殿下御旅館（山田邸）前にて萬歳三唱南下……外國使臣旅館（京都ホテル）前にて萬歳三唱……の後市役所前より寺町に出て解散せり。

第三班　參加範圍

1　繪畫專門、美術工藝、第一商業學校生徒　八〇〇人
2　鴨川以西、三條以南及一橋學區を加ふ　三、三〇〇人
　　合　計　四、一〇〇人

集合場所　東本願寺前
順　路　東本願寺前出發……烏丸通りを北へ烏丸五條に至り五條通を東、柳馬場　東久邇宮殿下御旅館（湯淺別邸）前にて萬歳三唱……河原町に出で……河原町を北へ松原通りを東へ東山松原　伏見宮殿下御旅館（上野邸）前にて萬歳三唱……清水坂を東に上り第一の大通を南下して五條坂に出て　李鍋公殿下御旅館（小津邸）前にて萬歳三唱……東山通りに出で南下本町二十一丁目　賀陽宮殿下御旅館（飯田邸）前にて萬歳三唱……師團街道に出で解散せり。

備考
1、各班共先頭には樂隊を附し高張提燈を持たしむ
2、各班共學生團體を先行とす
3、各學區は到着順に竝ぶ
4、各學區の出發は到着順に行進を起す
5、行列は四列縱隊とす、約一丁を以て一團體とし一團體ごとに約十間の距離をおけり。

6、解散は各學區の引率者が充分注意して解散す
7、中止の場合は學校側は第一工業（西一、六〇〇）、學區側は各聯合毎に左記聯合當番學校へ午後四時迄に通知せり

第一聯合　乾隆小學校　　第二聯合　京極小學校
第三聯合　敎業小學校　　第四聯合　開智小學校
第五聯合　彌榮小學校　　第六聯合　修德小學校

右各學校より夫々聯合内の各學校へ移牒せり。

第三回提燈行列平安神宮前廣場第一班集合位置

（十一月十六日夜）

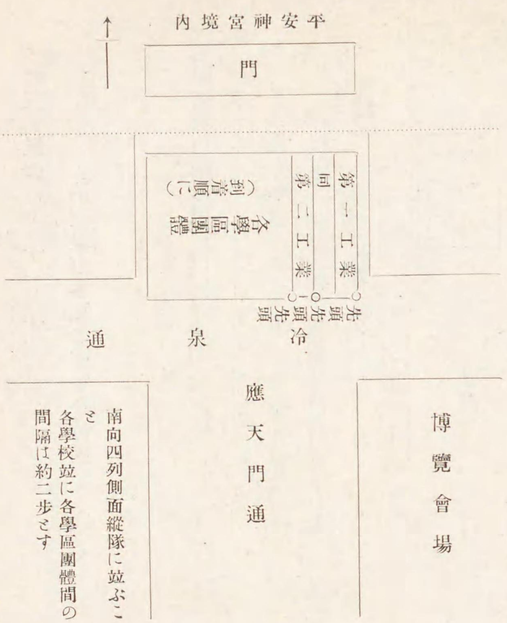

第二節　提燈行列

第三回提燈行列（十一月十六日夜）

第二班離宮集合位置

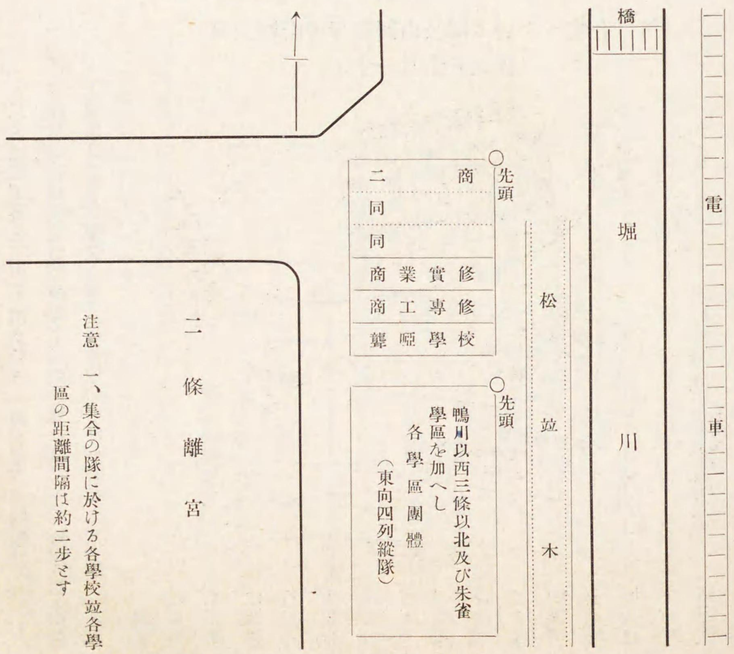

注意　一、集合の隊に於ける各學校竝各學區の距離間隔は約二歩とす

第三回提燈行列（十一月十六日夜）

第三班東本願寺前集合位置

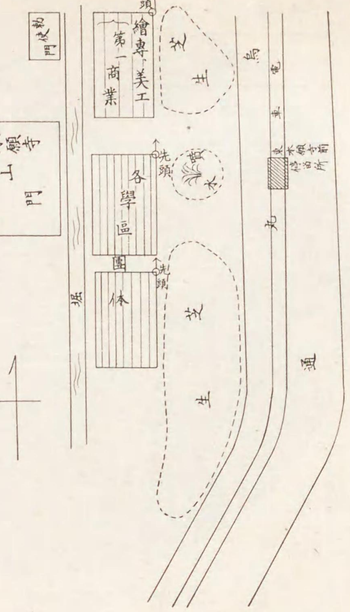

注意　一、各學校竝に各學區團體は北向四列側面縱隊にて列ぶこと
　　一、各學校竝に各學區團體間の間隔は約二歩とす

一、參加範圍　男子中等學校生徒　三、〇〇〇人
　　但十五日參加生徒を(半數)除く
　　上下學區團體全部　八、五〇〇人
　　計　一一、五〇〇人

一、集合及出發時刻　午後六時集合、六時半出發

一、集合場所　圓山公園

一、順　路　圓山公園—東山通—丸太町通—堺町御門建禮門前第二大通にて萬歲三唱—出水切通—烏丸通にて解散

一、中等學校は市役所高張提燈の下に到着順に列びその順序にて出發

一、上下學區は夫々所屬區役所高張提燈の下に到着順に列ぶ

第二回提燈行列圓山公園ニ於ケル集合位置

（十一月十五日夜）

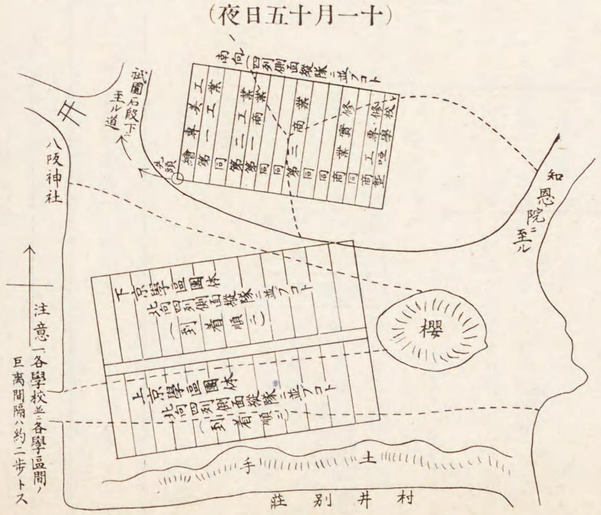

一、各學校及學區團體は團體名記入大提燈を先頭ニせり

一、樂隊を先頭ニし學生團體上京學區次に下京學區團體の順序によれり。

一、行列は四列縱隊ニす約一丁を一團體ニし一團體毎に約十間の距離をおけり。

一、解散は各學區の引率者が充分注意して解散せしむ

一、中止の場合は學校側は第一工業學校（西一、二六〇〇）學區側は各聯合毎に當番學校へ午後四時迄に通知す。

第四回提燈行列

一、月　日　十一月二十日

一、參加範圍　男子中等以上各學校生徒全部　六、二〇〇人
　　上下兩學區團體全部　八、三〇〇
　　計　一四、五〇〇

一、集合及出發時刻　午後六時集合、同六時半出發

第一班

參加範圍　1第一工業、第二工業第二商業、聾啞學校　各學校　二、七〇〇人
　　2上京各區團體　四、〇〇〇
　　計　六、七〇〇

集合場所　二條離宮東側

順　路　二條離宮東側出發—離宮に沿ひ南へ—西に大宮通南下—四條大宮東—圓山公園にて萬歲三唱解散。

第二班

參加範圍　1第一商業、繪專、美工各學校　三、五〇〇人
　　商業實修、商工專修
　　2下京各學區團體　四、三〇〇
　　計　七、九〇〇

集合場所　圓山公園

順　路　圓山公園出發—知恩院山門—平安神宮—武德殿西橫—熊野神社前—丸太町千本にて解散。

第二節　提燈行列

第四回提燈行列（十一月二十日夜）

第一班　二條離宮側集合位置

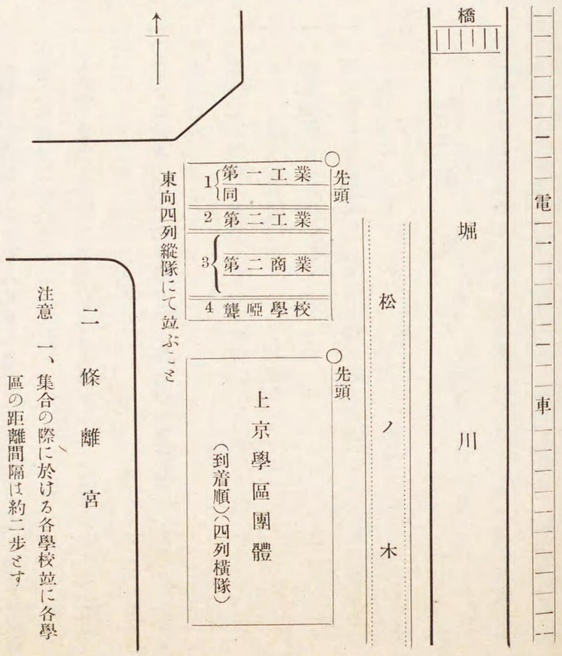

注意　一、集合の際に於ける各學校竝に各學區の距離間隔は約二歩とす

一、各班共先頭に樂隊を附し高張提燈を持たしめたり

一、各學校は到着順に列び其の順序にて出發せり

一、各班共學生團體は先行とす

一、各學區の出發は到着順に行進を始む

一、行列は四列縱隊とし約一丁を以て一團體とす、一團體毎に約十間

の距離を置けり

一、四條通通行の際は當夜混雜するにつき各團體の指揮引率者は特に注意せり

一、解散は特に注意して行ふこゝせり

一、中止の場合は前回同樣の方法に依り通知せり（第三回參照）

第四回提燈行列行燈（十一月二十日夜）

第二班　圓山公園ニ於ケル集合位置

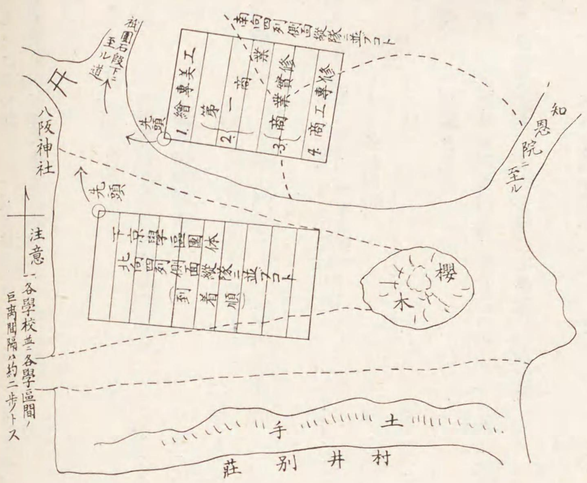

提燈行列に關する注意

一、團體行動を認め單獨行動を認めざるにつき所屬團體を離れざるやう引率者は特に注意せられたし

一、指揮者は各團體の前後に一名宛附添ひて監督せられたし

一、通行人に惡戲又は粗暴の行爲せざるやう注意せられたし

一、一般交通機關殊に電車自動車の運行に支障を生ずるが如き行爲なきやう注意せられたし

一、危險の虞ある物件を使用し又は携帶することなきやう注意せられたし

一、猥りに他人の家宅に立寄り又は商店等に迷惑をかくることなきやう注意せられたし

一、泥醉して團體に參加することを得ず

一、幼兒、婦人は團體に加はることを得ず

一、行進中猥りに放歌高唱すべからず

一、團體行動中は勿論のこと解散後と雖も市民としての秩序節制を保たれたし

第三節　旗行列

男子の提燈行列に對し、女子には旗行列を行はしめ、以て奉祝の赤誠を表はすべく計畫を立て、小學校にては第五學年以上の女兒全部、之に市立兩女學校生徒の全部を併せ、總數三萬九千人に及ぶ一團は左記の順序方法によりて行ひたり。

第一回

一、日　時　十一月十六日

一、參加範圍

（一）市內各小學校第六學年以上の兒童　約　一七、〇〇〇人

（二）市立高等女學校生徒全部　約　二、〇〇〇人

計　一九、〇〇〇人

一、集合場所　參加者全部を烏丸通りを境こして東西二班に分ち東班（烏丸以東）　集合場所　平安神宮前廣場

堀川高女生徒　一、〇〇〇人

兒童　約　八、〇〇〇人

計　九、〇〇〇人

西班（烏丸以西）　集合場所　二條離宮東側

二條高女生徒　一、〇〇〇人

兒童　約　九、〇〇〇人

計　一〇、〇〇〇人

一、集合時刻竝に出發時刻

午後二時集合、午後二時三十分發（東西兩班共同じ）

一、順路

東班　平安神宮を出發し、公會堂前を通り東山二條を上りて丸太町に至り、丸太町を西に進み、堺町御門より入り、建禮門前第二大通に於て西班と合す

西班　二條離宮前を出發し、堀川を上り丸太町を東へ進み、堺町御門より入り、建禮門前第二大通に於て東班と合す

一、建禮門前に於て、東西兩班は大禮奉祝歌を合唱し、萬歲三唱の後順次出水切通及下立賣御門より烏丸通に出で退散したり

一、行列中樂隊を先頭こし奉祝行進歌を唱ひつゝ進めり

一、行列は四列縱隊こし、約一町毎に約十間の間隔を置く　但同一學校を二分せざることゝす

一、各學校は校旗を先頭こして進めり

一、當日雨天等の爲中止の場合は、各聯合當番校へ正午迄に通知することゝしたり

一、建禮門前第二大通りに於ては、堀川、二條高女生徒を中央に縱隊こし兩翼に兩班兒童整列せり

一、列及道順別圖の通

第二回

一、日　時　十一月二十日

一、參加範圍

（一）市內各小學校尋常第五學年以上の兒童　約　三七、〇〇〇人

（二）市立高等女學校生徒全部　約　二、〇〇〇人

計　約　三九、〇〇〇人

一、集合場所　建禮門前第二大通

一、集合時刻　午後一時三十分（午後一時四十分より行事）

一、建禮門前の行事、君ヶ代二唱、萬歲三唱

一、右終りて、全部を左記要領により四班に分ち、左記順路によりて行進す

第一班（烏丸以東四條以北）

順路　御苑內堺町御門より丸太町に出で、東進して平安神宮前に

至り解散

第二班

（烏丸以西、四條以北）

順路御苑内出水切通を出て（二條高女生徒先頭）丸太町を西に進み千本丸太町大禮博西會場前にて解散

第三班

（烏丸以東、四條以南）

順路　堺町御門より丸太町に出て東に進み、河原町に至り（十字街道横斷後）順次解散

第四班

（烏丸以西、四條以南）

順路　出水切通に出で、烏丸通を（堀川高女生徒先頭）南下し、四條烏丸に至り（十字街横斷後）順次解散

一、建禮門前第二大通りに於ては、東側に第一班（縱隊）十五列に列び順次第一、第二、第四班と西側まで列びたり。

一、行列中は、各班樂隊を先頭とし奉祝行進歌を唱ひつゝ進めり

一、行列は四列縱隊とし、約一町毎に約十間の距離を置く但し同一學校は二分せず

一、各學校は校旗を先頭として進めり

一、當日雨天等の爲中止の場合は、各聯合當番校へ午前十一時半迄に通知することゝしたり

一、堺町御門より第一班に次ぎて第三班、出水切通より第二班に次ぎて第四班の順序に出でたり

一、各班が建禮門前第二大通りに集合せし位置次の如し

樂隊○位置
建禮門前第二大通
- 十五列縱隊 第一班
- 同 第二班
- 同 第三班
- 同 第四班

第一回旗行列御苑ニ於ケル位置及出入路圖

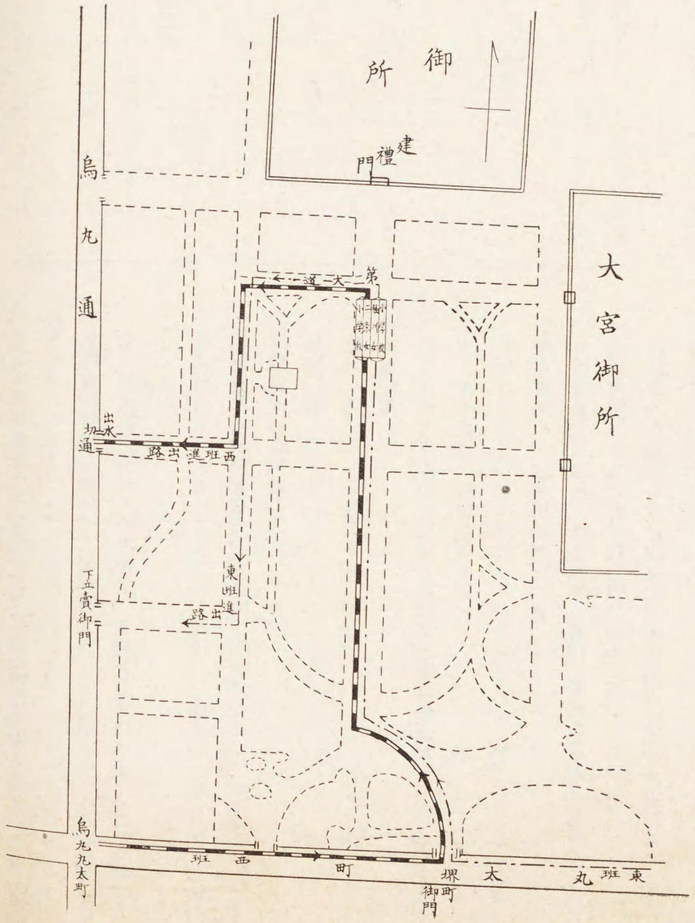
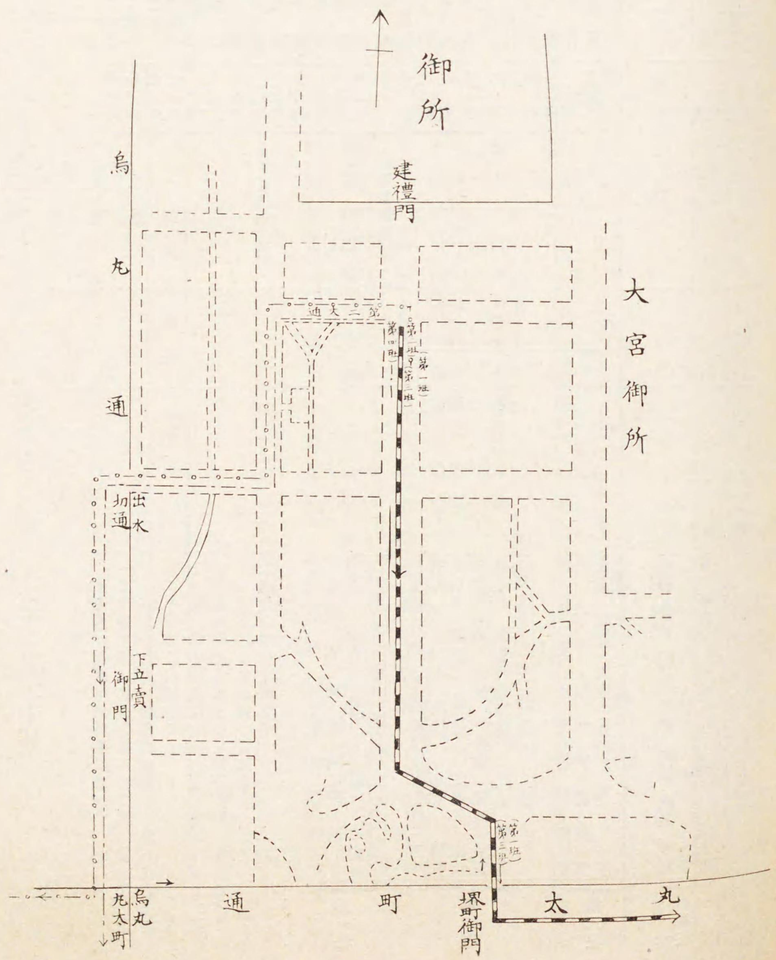
第二回旗行列御苑ニ於ケル位置